

第二次桶川市 都市計画マスタープラン

令和7年3月 策定

埼玉県 桶川市
OKEGAWA CITY



「暮らし続けたい・暮らしてみたいまち おけがわ」 を目指して



桶川市は昭和 45 年 11 月 3 日に埼玉県下 31 番目の市として誕生し、土地区画整理事業を始めとした住環境整備や都市基盤整備を進め、東京都心から 40 キロ圏に位置する首都圏近郊の住宅都市として発展してきました。

また、近年では、上尾道路の整備や圏央道 IC が 2 か所設置されるなど、広域交通網の要衝としてまちのポテンシャルは益々高まっており、そうした中、現在は、駅東口整備事業や桶川北本 IC 周辺東部地区の企業誘致事業を推進するとともに、今月には道の駅「べに花の郷おけがわ」が開業するなど、将来のまちの発展に向けた事業を着実に前に進めています。

今後、人口減少や少子高齢化が更に進むことにより、社会保障経費の増大が予想され、更には、激甚化・頻発化する災害への対応やライフスタイル・価値観の多様化、地球規模の環境問題など、都市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、本計画では、将来の社会構造や環境の変化に適切に対応し、まちづくりの目標の実現に向けた基本的な方針を示すものとして、「暮らし続けたい・暮らしてみたいまち おけがわ～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～」をテーマとして掲げております。まちに住む人やそれぞれの産業に従事する誰もが快適に安心して学びを深めながら暮らすことができ、にぎわいと活気のあるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画は、市民アンケートやオープンハウス、住民説明会、パブリック・コメントなどを通じて、御意見をお寄せいただいた皆様や、都市計画審議会の委員の皆様など、多くの市民や関係者の皆様の長期間にわたる御尽力により、策定に至ることができました。

本計画策定にあたり御協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

桶川市長 **小野克典**





目 次

序 章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の目標年次.....	4
4 計画の構成.....	5
 第1章 桶川市の現況と課題	 7
1 桶川市の現況.....	8
2 都市づくりの課題.....	35
 第2章 基本方針	 39
1 計画づくりの視点と目標.....	40
2 目標人口フレーム.....	45
3 都市づくりのテーマと目指すべき都市構造.....	47
 第3章 分野別方針	 57
1 土地利用.....	59
2 市街地・住環境整備.....	65
3 道路・交通.....	70
4 水・緑・環境.....	74
5 景観形成.....	78
6 都市防災.....	82





第4章 地域別方針 87

- 1 地域別方針の地域区分、構成..... 88
- 2 西部田園地域..... 90
- 3 市街地西部地域..... 100
- 4 市街地東部地域..... 110
- 5 東部田園地域..... 122

第5章 計画の推進に向けて 133

- 1 計画の推進に向けた取組方法..... 134
- 2 計画の進行管理..... 135

資料編 資料-1

- 1 策定体制、経緯等..... 資料- 2
- 2 市民参加..... 資料-12





序 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の目標年次
- 4 計画の構成





序章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市の都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成9年（1997年）に策定しました。その後、平成25年（2013年）に上位計画や既往事業の動向を踏まえ、時点修正として計画を改訂しています。

その後、人口減少や少子高齢化の進行が見通されるなかで、激甚化、頻発化する自然災害に対する防災意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化、地球規模の環境問題の顕在化など、都市を取り巻く状況が大きく変化しており、本市の基本構想である「桶川市第六次総合計画（以下、第六次総合計画）（令和6年3月）」の策定や、埼玉県が定める「桶川都市計画（桶川市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、都市計画区域マスタープラン）（令和5年10月）」の見直しが行われました。

これら本市を取り巻く社会情勢や、関連する法律や制度、上位計画等の制定や改正を踏まえ、都市づくりの課題や社会情勢の変化に対応した都市づくりを推進することを目的として「第二次桶川市都市計画マスタープラン（以下、本計画）」を策定します。



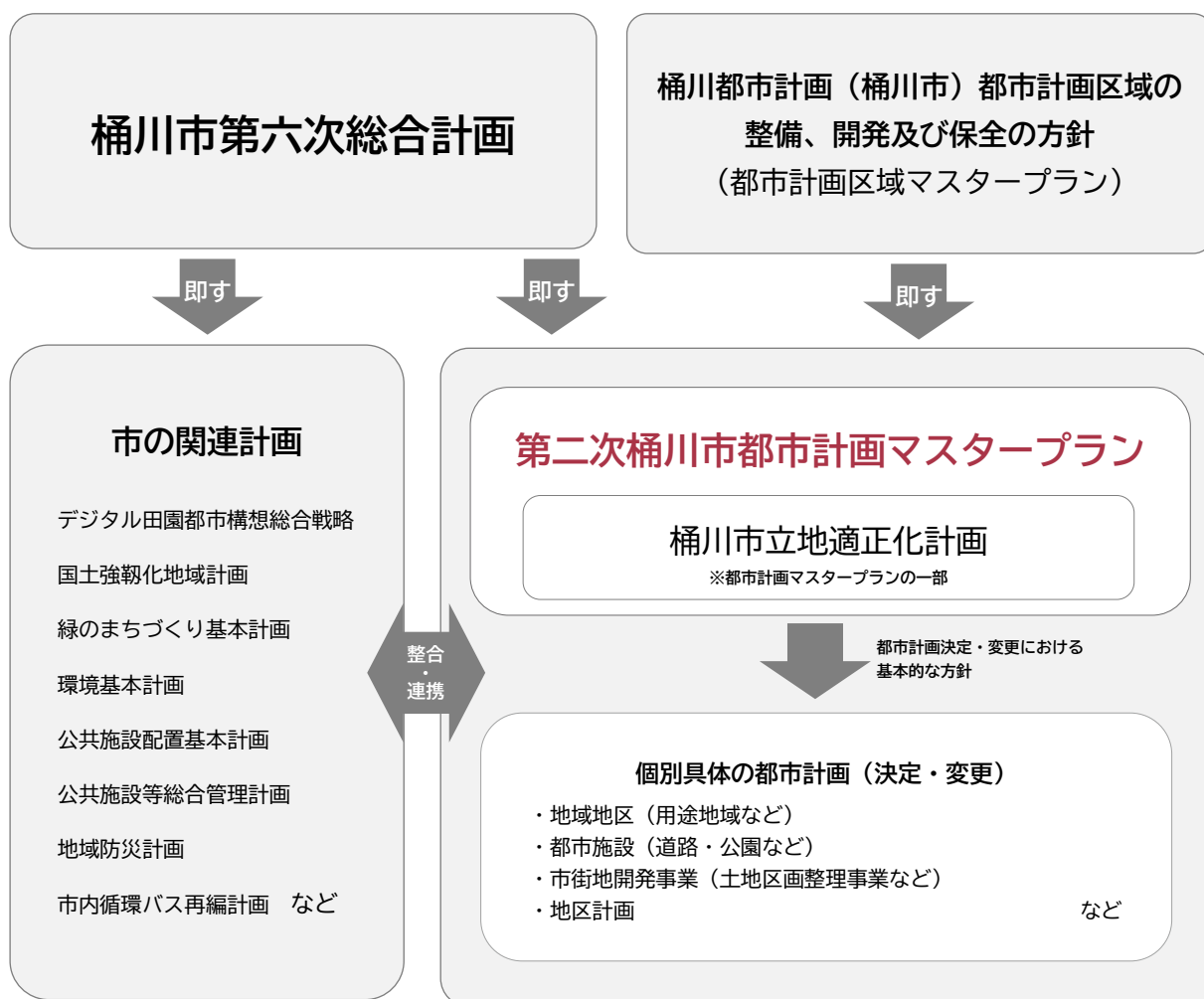
図序-1 みんなで進めるまちづくりの話（国土交通省）





2 計画の位置づけ

本計画は、第六次総合計画や都市計画区域マスタープランに即しながら、中長期的な都市の将来像を展望し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を総合的・体系的に示す計画です。



図序-2 計画の位置づけ





3 計画の目標年次

都市計画マスタープランはその実現に至るまで多くの時間を要することから、中長期的視点による継続的な取組が重要となります。そのため、令和7年度（2025年度）からの20年間を計画期間とし、令和26年度（2044年度）を目標年次とします。また、社会情勢等の変化を踏まえたうえで、おおむね5年ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂します。

表序-1 計画期間

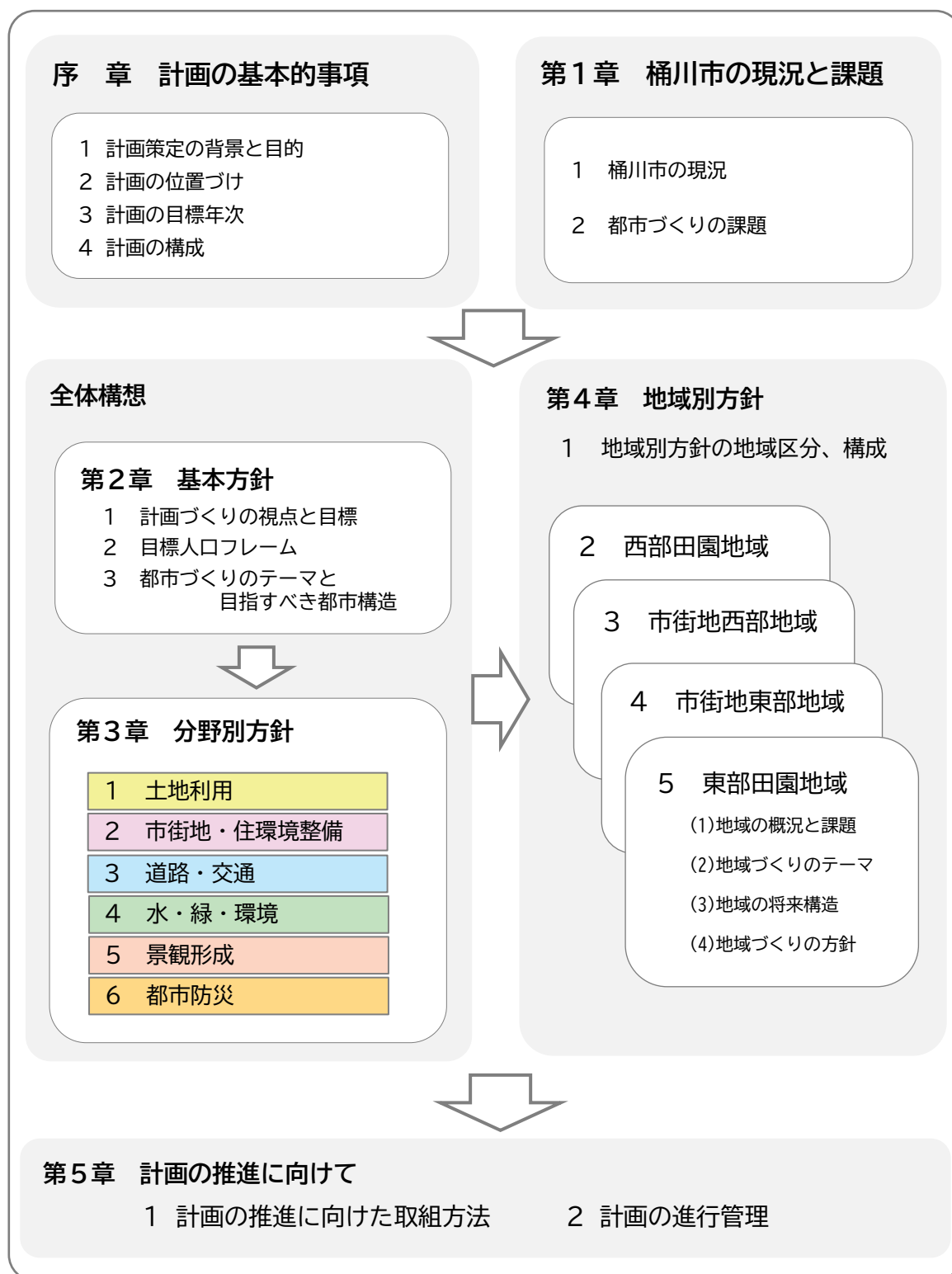
	令和6年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度
桶川市第六次総合計画 (令和5年3月)	基本構想 令和5年度～令和14年度(10年間) 前期 令和5年度～令和9年度 後期 令和10年度～令和14年度			
桶川都市計画(桶川市) 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 (令和5年10月)	おおむね20年後(区域区分については令和12年) 令和25年頃			
第二次桶川市都市計画 マスタープラン (令和7年3月)	令和7年度～令和26年度(20年間) 見直し 見直し 見直し			
桶川市立地適正化計画 (令和7年3月)	令和7年度～令和26年度(20年間) 見直し 見直し 見直し			





4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

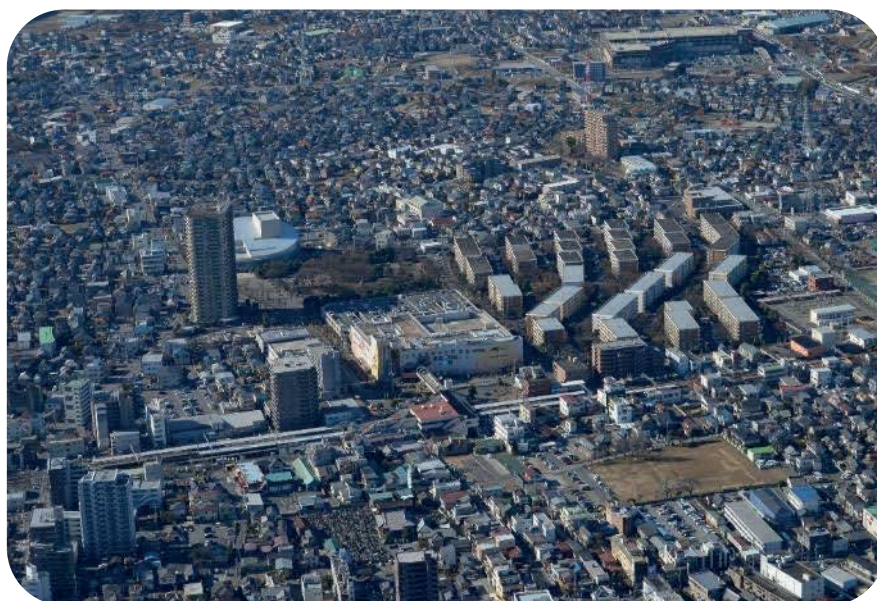


図序-3 計画の構成





(昭和40年代の航空写真)



(令和2年の航空写真)



第1章 桶川市の現況と課題

1 桶川市の現況

2 都市づくりの課題





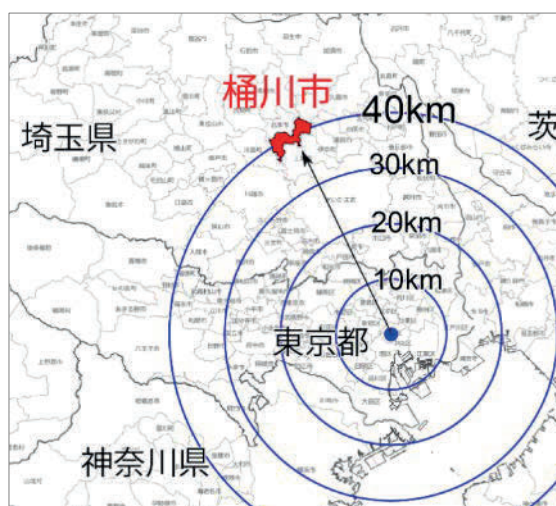
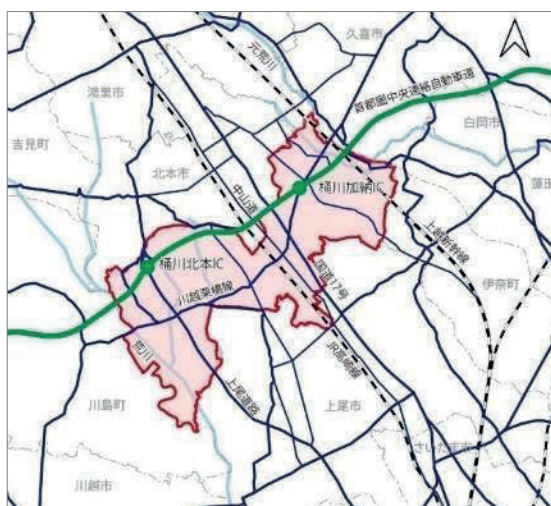
第1章 桶川市の現況と課題

1 桶川市の現況

(1) 都市の位置

本市は、埼玉県ほぼ中心に位置し、都心から約40kmの距離にあります。東は蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市にそれぞれ接しています。

市の中央部をJR高崎線が縦断し、道路交通網としては、国道17号、中山道が市の中央部を南北に縦断するとともに、県道川越栗橋線が市域を横断しています。さらに、市の北部を首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という）が横断し、西部を縦断する上尾道路が桶川北本インターチェンジ（以下、「IC」という）に接続しています。



資料：国土地理院 電子国土 WEB の地図データを加工して作成

図1-1 桶川市の位置

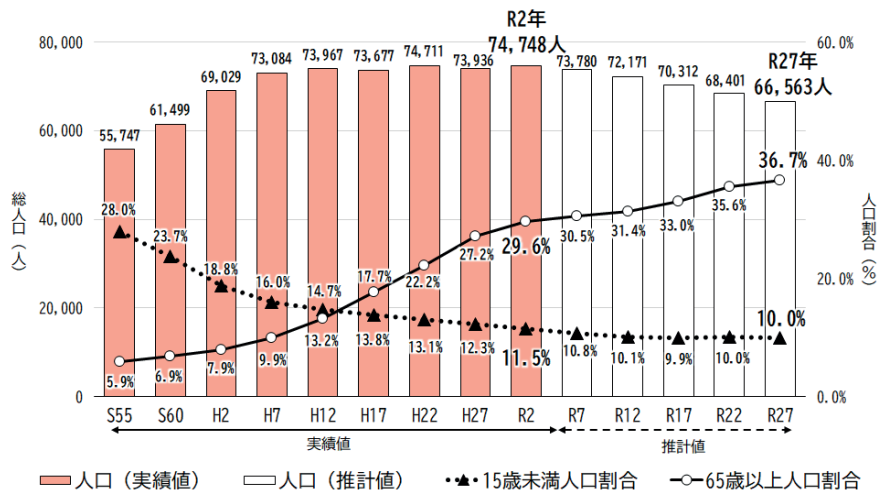


(2) 人口の動向

① 総人口推移と将来推計

本市の人口は、令和2年（2020年）現在で74,748人となっています。今後は減少傾向が続き、令和27年（2045年）にはおよそ66,563人になると推計しています。

また、65歳以上の人口増加により、高齢化率は高まり、15歳未満の年少人口比率は減少する見通しとなっています。



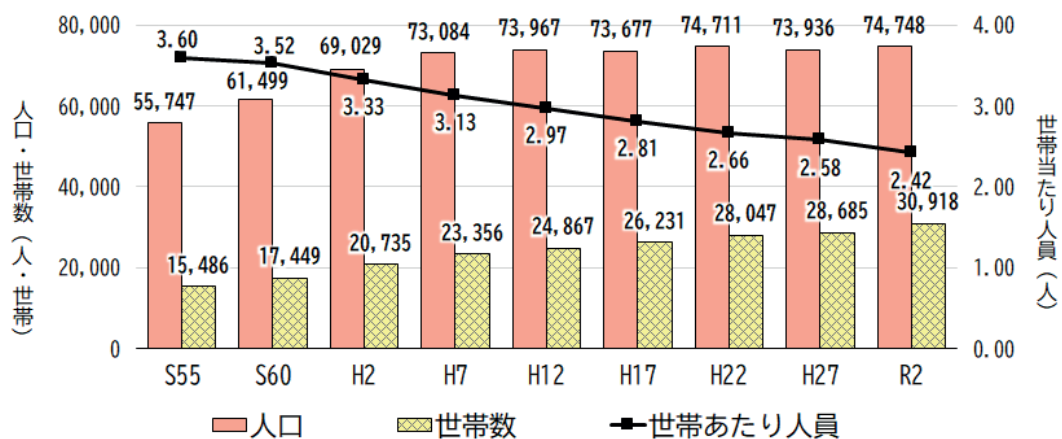
資料：実績値）国勢調査

推計値）R5（2023）年4月推計：国立社会保障・人口問題研究所

図1-2 総人口・年齢階層別構成比の推移

② 世帯数

人口は減少傾向となっていきますが、世帯数は増加傾向となっており、世帯当たり人員は減少しています。



資料：国勢調査

図1-3 世帯数の推移



③ 人口分布・人口増減

市街化区域を中心に人口分布 100 人/ha 以上の地点が広く分布しています。

また、令和2年（2020年）から令和22年（2040年）の20年間の人口増減の推計値は、市街化区域で30人/ha以上の減少が点在している一方で、駅周辺などでは15人/ha以上の増加がみられます。

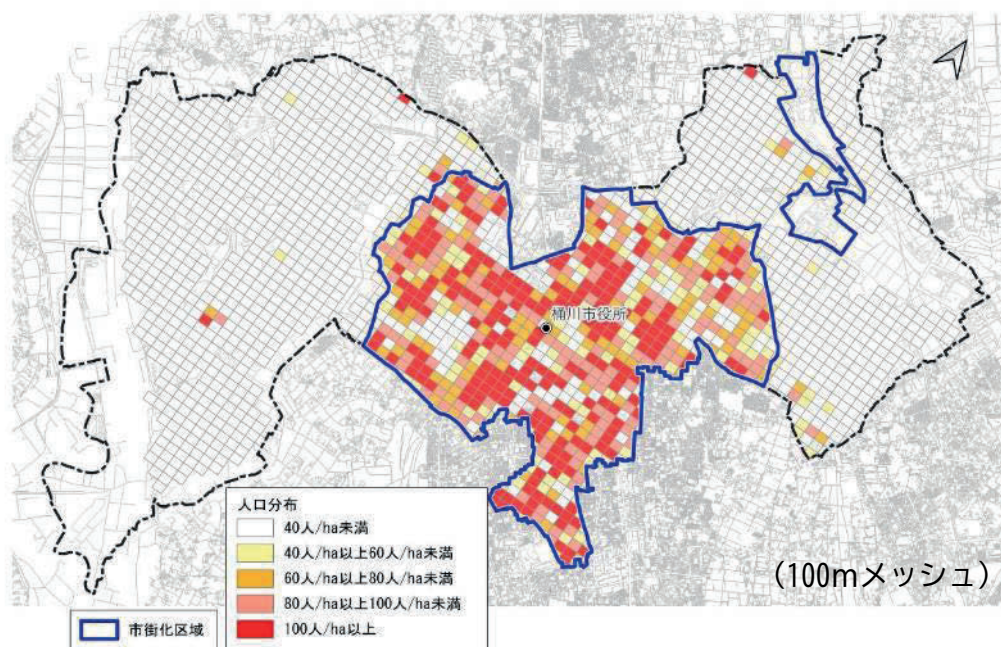


図1-4 人口分布（令和2年（2020年）現在）

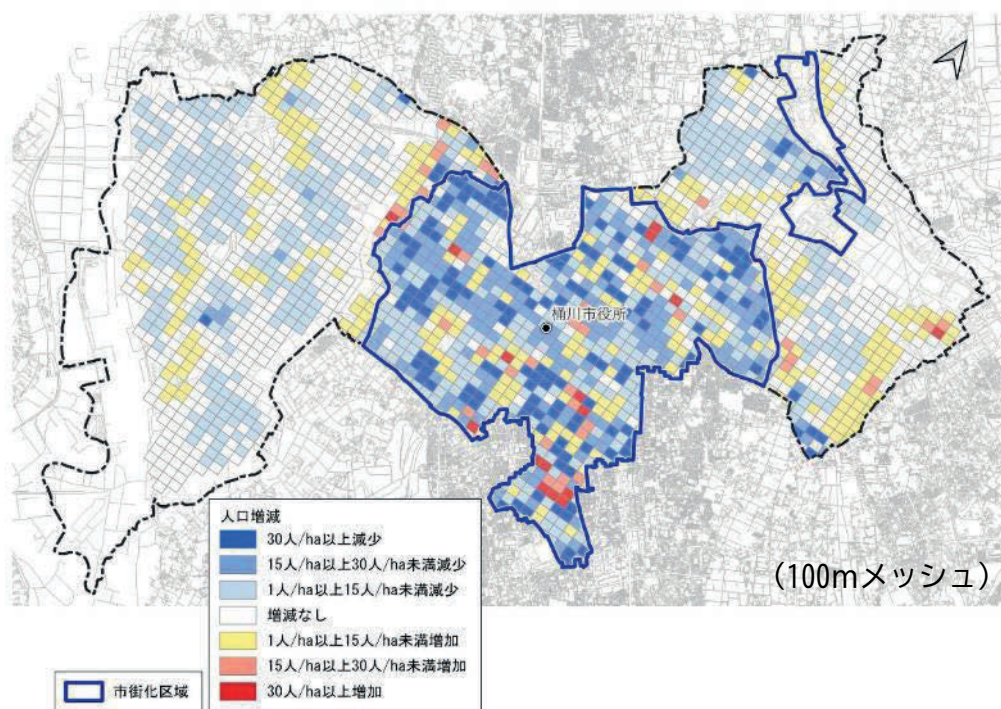


図1-5 人口増減数の分布（令和2年（2020年）から令和22年（2040年））





④ 高齢者人口分布・高齢者人口増減

令和2年（2020年）における高齢者人口は、市街化区域北側で30人/ha以上の地点が多く分布しています。

また、令和2年（2020年）から令和22年（2040年）の20年間の人口増減の推計値は、市街化区域南側で高齢者人口の増加が多くなる見込みです。

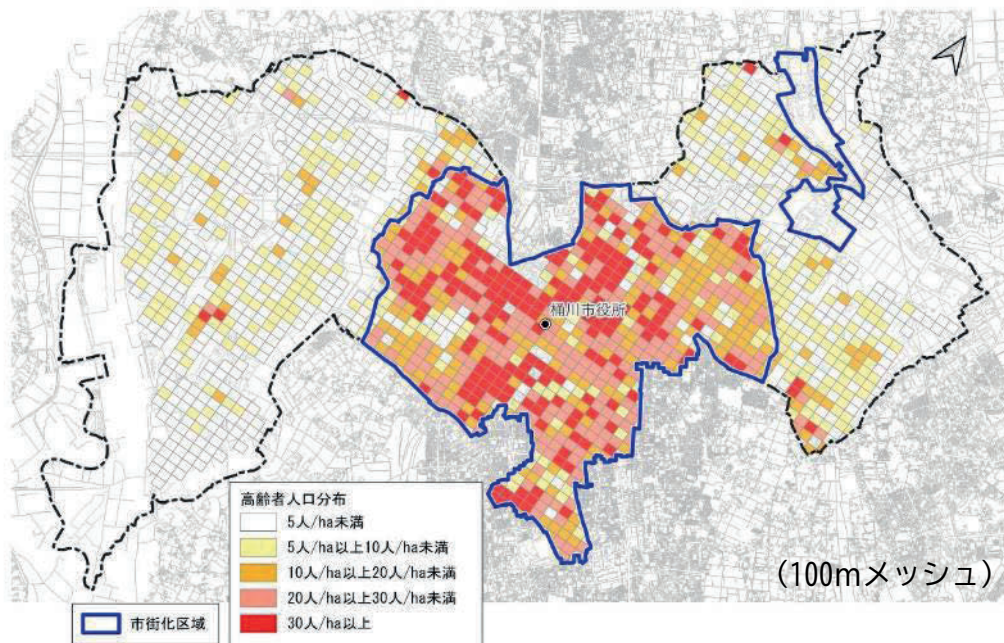


図1-6 高齢者人口分布（令和2年（2020年）現在）

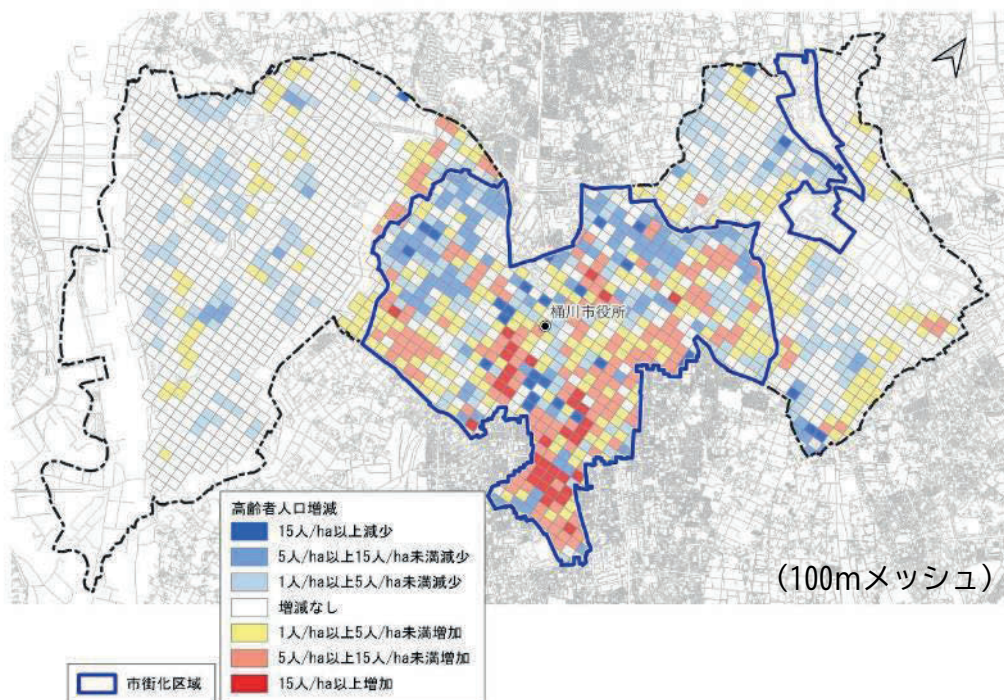


図1-7 人口増減数の分布（令和2年（2020年）から令和22年（2040年））





⑤ 市街化区域及び市街化調整区域の人口

令和2年（2020年）時点の市街化区域*の人口は60,874人、総人口に占める割合は81.4%となっています。

また、平成27年（2015年）と比較すると、市街化区域の人口は増加していますが、市街化調整区域*の人口は減少しています。

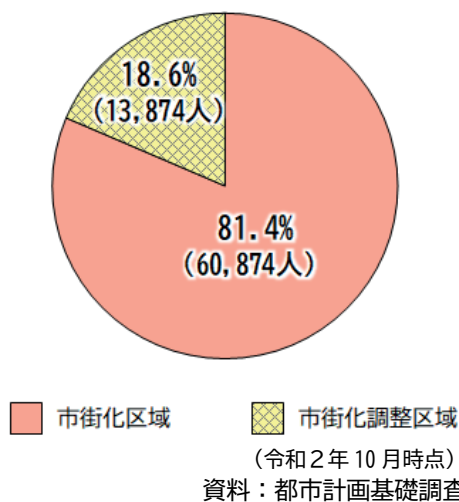


図1-8 市街化区域及び市街化調整区域の人口割合

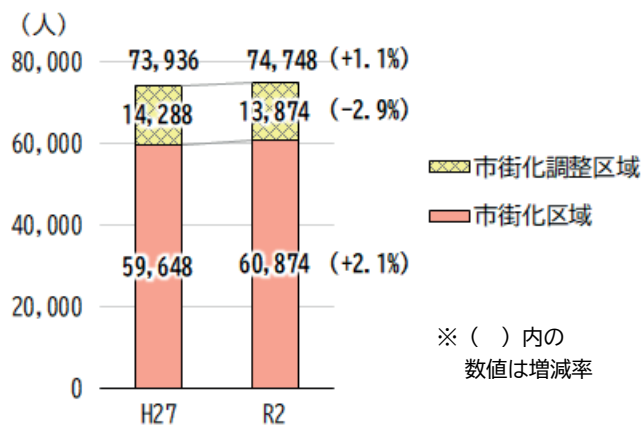


図1-9 市街化区域及び市街化調整区域の人口推移

⑥ DID 地区（人口集中地区）

DID 地区*（人口集中地区）人口及び人口密度は増加傾向となっています。

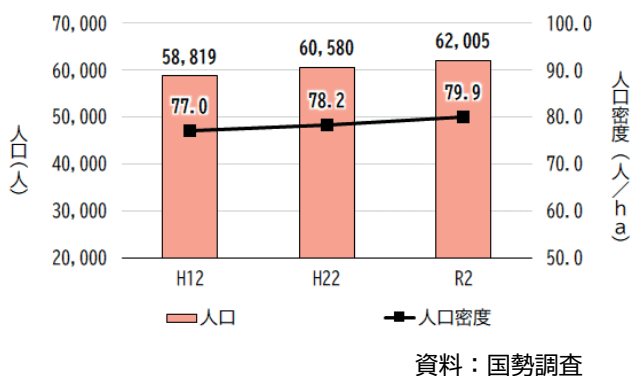
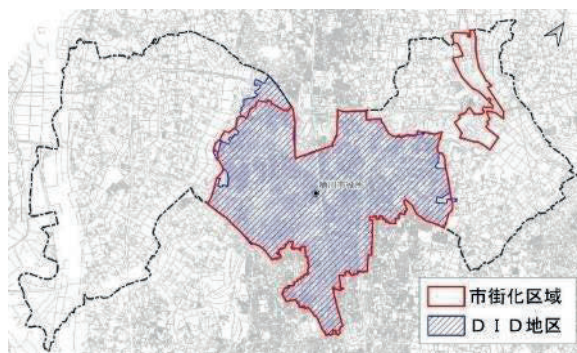


図1-10 DID 地区の人口及び人口密度の推移



(令和2年10月時点)
資料：国勢調査

図1-11 DID 地区

*市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

*市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。

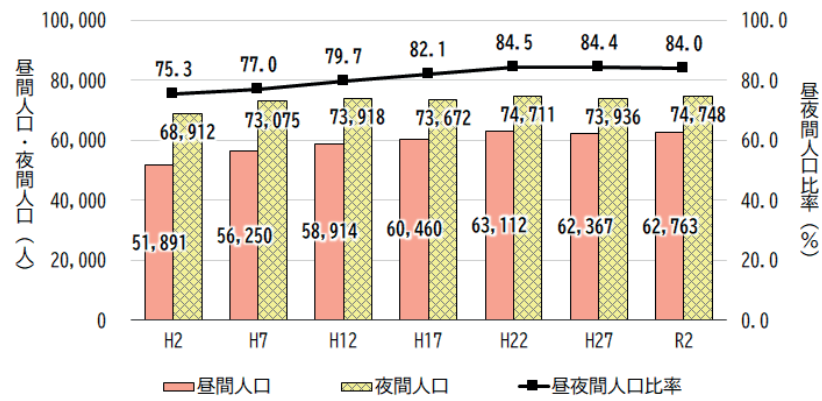
*DID 地区：統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めた地区で、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。





⑦ 昼間人口・夜間人口

令和2年（2020年）の昼間人口は62,763人、夜間人口は74,748人、昼夜間人口比率は84.0%となっており、夜間人口が昼間人口を上回っています。



資料：国勢調査

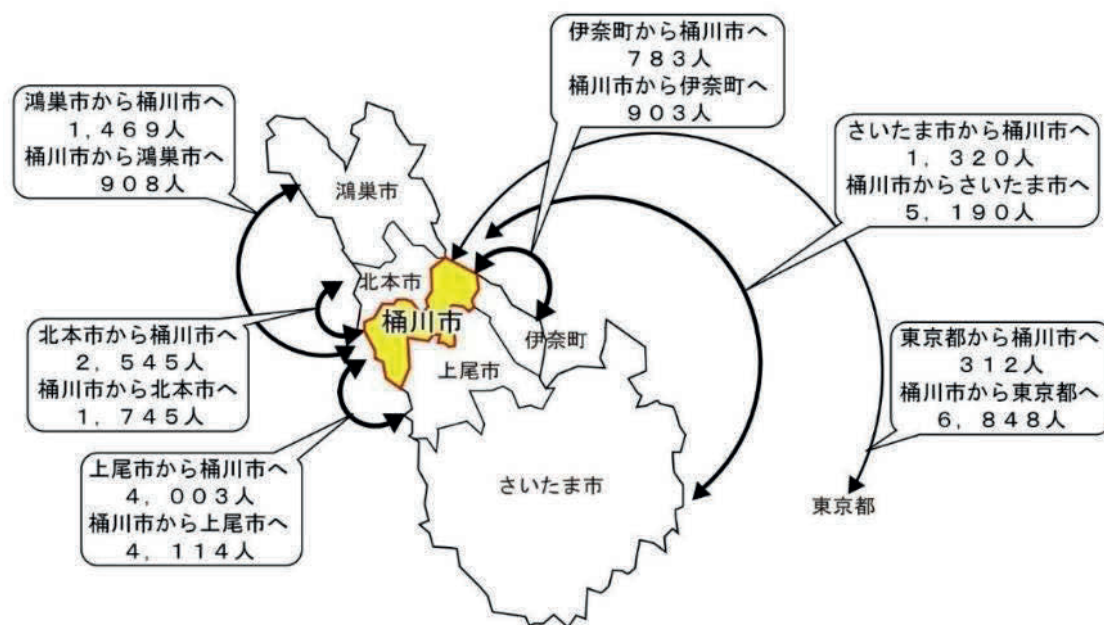
図1-12 昼間人口・夜間人口の推移



⑧ 人口流動（就業者・通学者）

令和2年(2020年)は、本市全体で流出26,286人、流入14,301人となっており、11,985人の流出超過となっています。

また、流出は東京都が 6,848 人で最も多く、次いでさいたま市が 5,190 人、流入は上尾市が 4,003 人で最も多く、次いで北本市 2,545 人となっています。



(令和2年10月時点)
資料：国勢調査

図1-13 昼間流出・流入状況（就業者・通学者）



(3) 土地利用

① 土地利用状況及び未利用地

市街化区域は、住宅用地が 46.0%で最も多く、次いで道路用地が 19.5%、工業用地が 9.2%、商業用地が 6.2%となっています。

また、農地（生産緑地*除く）、山林、その他空地の一部をあわせた都市的未利用地は、30.4ha（市街化区域の 3.7%）となっています。

市街化調整区域は、農地が 39.8%（田 15.4%・畑 24.4%）で最も多く、次いで住宅用地が 14.6%、その他の自然地が 13.1%となっています。

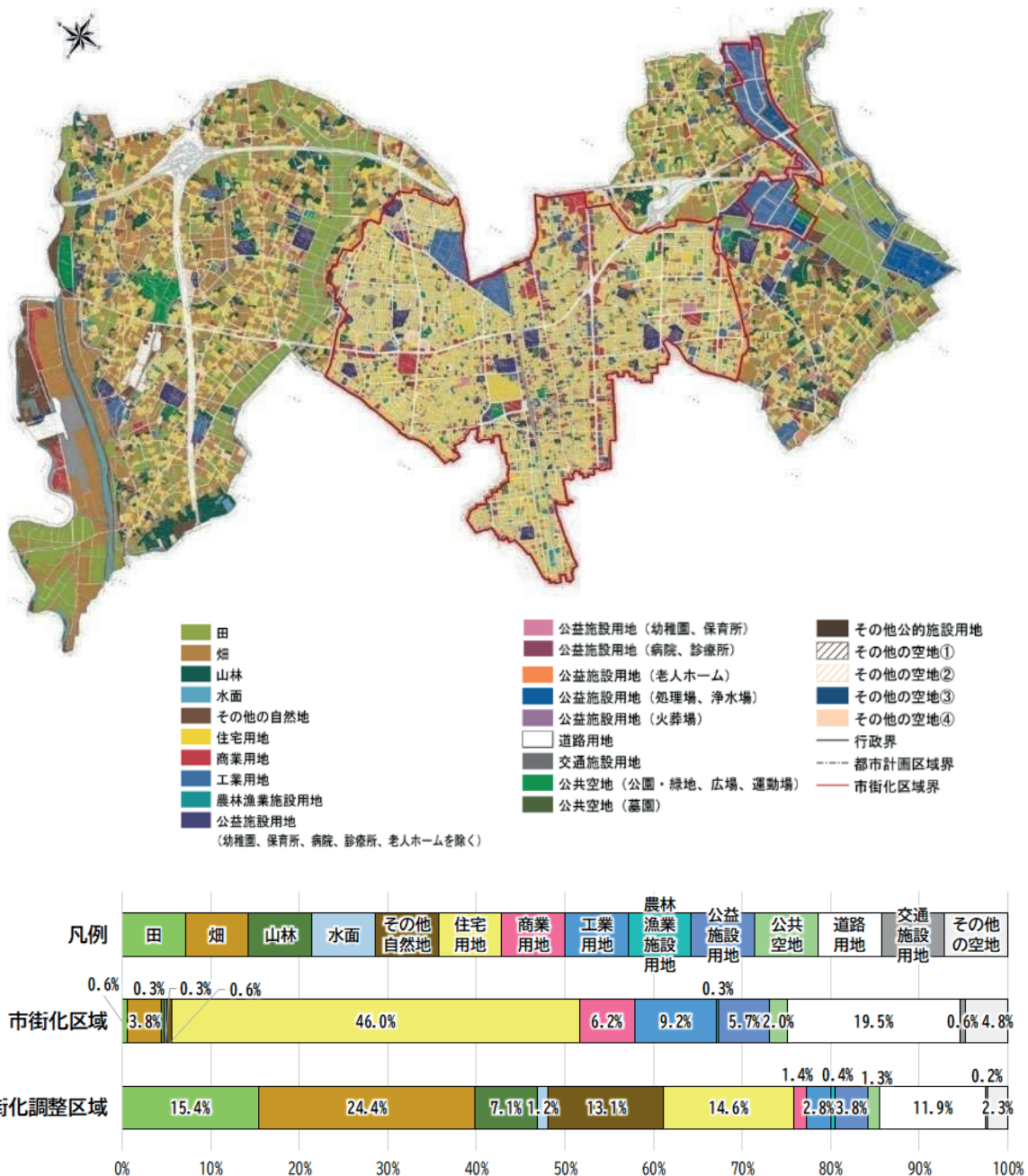


図1-14 土地利用状況

*生産緑地：市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、農林漁業と調和のとれたうまいのある都市環境の形成を図るため定められた地区。

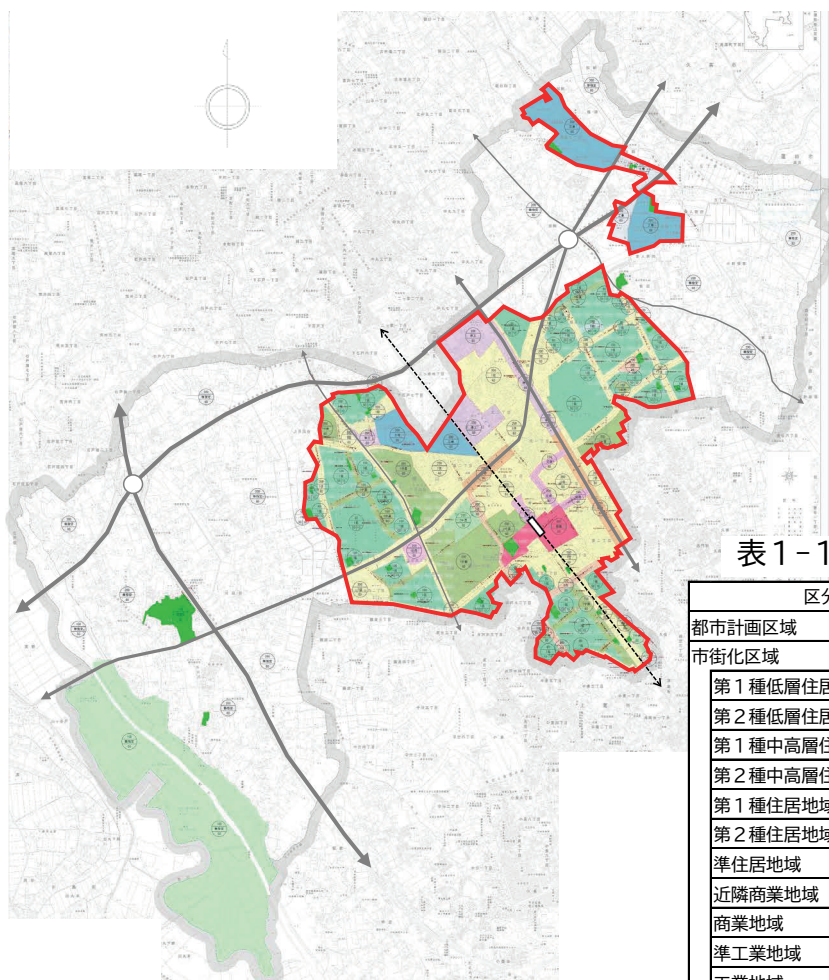




② 区域区分及び用途地域

市全域の 2,535ha が都市計画区域に指定されており、内、市街化区域の面積は 825.7ha、市街化調整区域は 1,709.3ha となっています。

市街化区域の用途地域の内訳は、住居系用途が 80.5%、商業系用途が 3.9%、工業系用途が 15.6%となっています。



都市計画区域	
	市街化区域
	用途地域界
用途地域	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

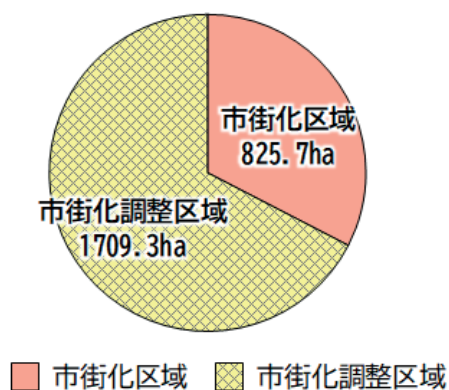
表 1-1 用途地域の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	2,535.0	-
市街化区域	825.7	100.0
第1種低層住居専用地域	230.6	27.9
第2種低層住居専用地域	1.8	0.2
第1種中高層住居専用地域	107.6	13.0
第2種中高層住居専用地域	9.6	1.2
第1種住居地域	280.9	34.0
第2種住居地域	14.1	1.7
準住居地域	20.5	2.5
近隣商業地域	13.7	1.7
商業地域	18.4	2.2
準工業地域	42.6	5.2
工業地域	13.7	1.7
工業専用地域	72.2	8.7
市街化調整区域	1,709.3	-

図 1-15 用途地域の指定状況

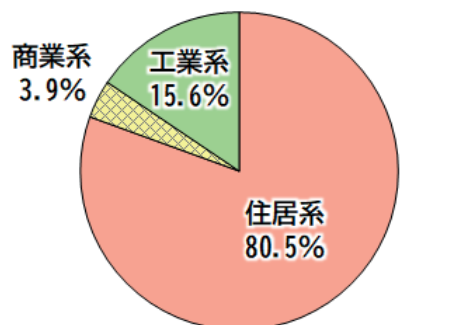
(令和6年1月時点)

資料：桶川市資料（都市計画課）



市街化区域 市街化調整区域

図 1-16 区域区分面積の割合



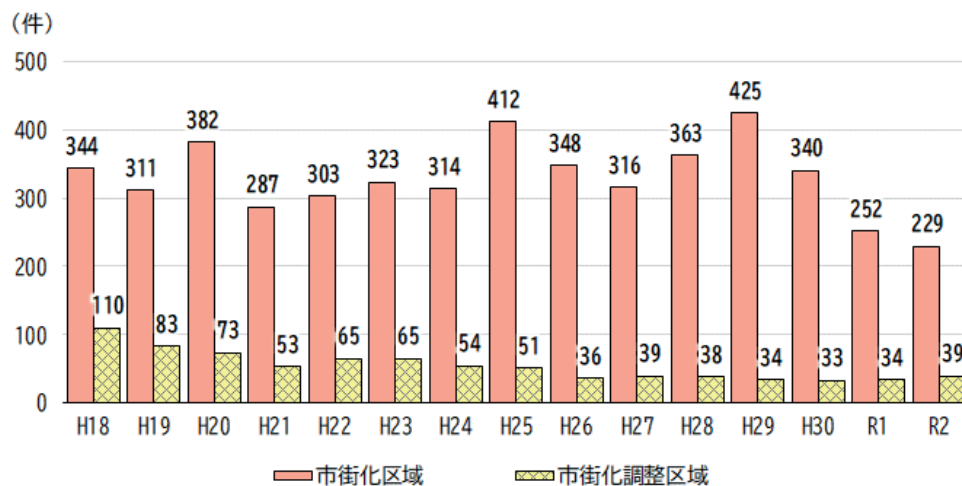
住居系 商業系 工業系

図 1-17 用途地域面積の割合



③ 新築件数

令和2年度（2020年）の新築件数は、市街化区域 229 件、市街化調整区域 39 件となっています。市街化区域の新築件数は、直近5年では平成29年度（2017年度）をピークに減少傾向となっています。市街化調整区域の新築件数は、平成18年度（2006年度）から令和2年度（2020年度）まで緩やかな減少傾向となっています。



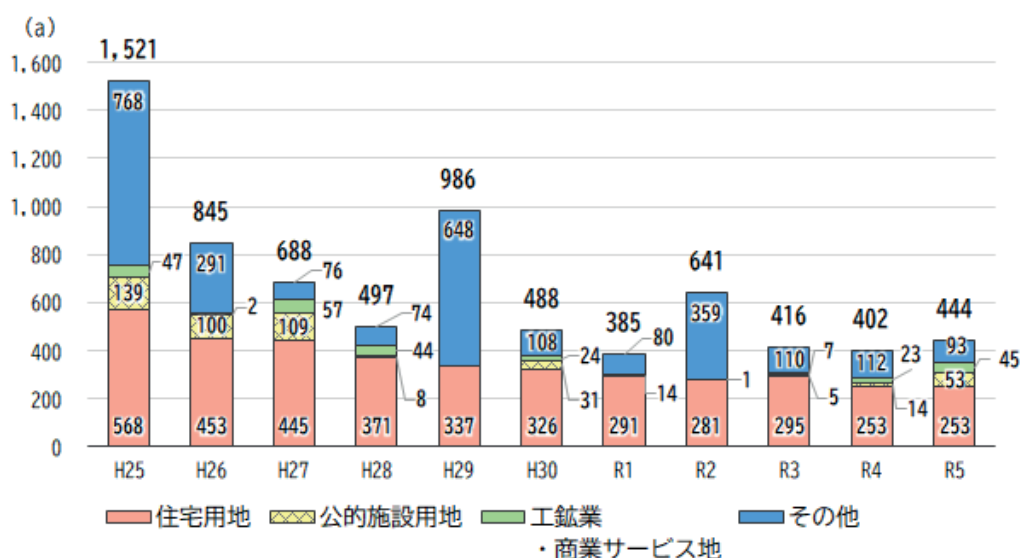
資料：都市計画基礎調査

図1-18 新築件数の状況

④ 農地転用の状況

令和5年（2023年）の農地転用面積は444aで、その内訳は住宅用地 253a、公的施設用地 53a、工鉱業・商業サービス地 45a、その他 93aとなっています。

また、農地転用面積は減少傾向となっている中で、住宅や工鉱業・商業サービス地への転用が中心となっています。



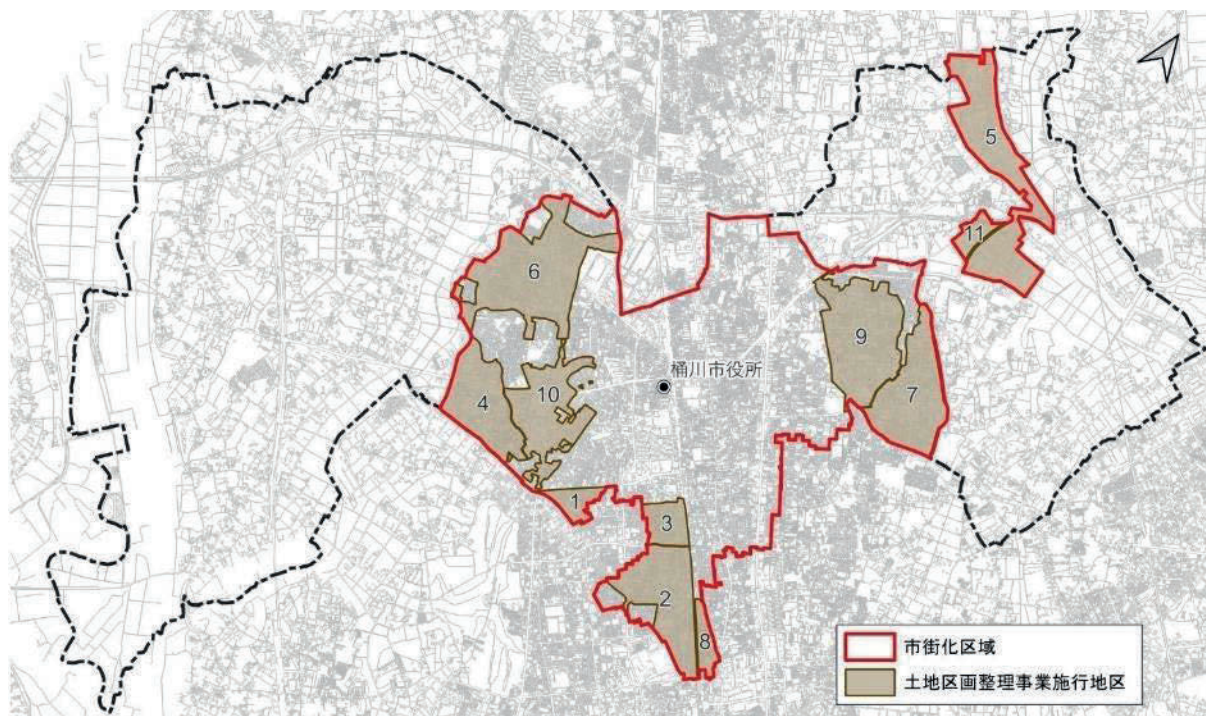
資料：桶川市統計書

図1-19 農地転用の状況



⑤ 土地区画整理事業の状況

土地区画整理事業（市施行、組合施行）施行中の地区はなく、以下の11地区全てが完了しています。これは市街化区域の約4割を占めています。



資料：都市計画基礎調査及び桶川市 HP（桶川市の土地区画整理事業）をもとに作成

図1-20 土地区画整理事業の状況（完了）

表1-2 土地区画整理事業の状況（完了）

	地区名	面積 (ha)	事業認可 年月日	施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	減歩率 (%)	換地 処分日	施行 主体
1	鴨川	7.6	S48.7.17	S48～S62	591,040	22.02	S59.9.18	組合
2	朝日	38.9	S50.8.12	S50～S60	2,290,000	23.47	S60.2.19	組合
3	若宮	11.1	S57.7.1	S57～H16	1,741,061	21.13	H14.3.18	市
4	下日出谷西	33.4	S61.7.15	S61～H21	7,230,000	26.46	H19.2.9	組合
5	東部	57.2	S61.10.27	S61～H3	8,958,560	31.92	H3.11.22	市
6	上日出谷南	64.6	S62.7.14	S62～R5	15,918,000	26.87	R4.2.18	組合
7	坂田東	41.3	S63.2.12	S62～H24	9,767,000	27.22	H22.1.8	組合
8	神明	6.9	H3.1.18	H2～H12	2,610,000	27.06	H12.9.22	組合
9	坂田西	51.1	H5.1.5	H4～R3	9,455,000	27.29	H31.2.8	組合
10	下日出谷東	36.8	H5.3.9	H4～R5	10,150,000	31.70	R3.9.17	組合
11	加納原	6.3	H29.1.27	H28～R1	912,000	51.08	H31.3.22	組合

資料：桶川市 HP（桶川市の土地区画整理事業）

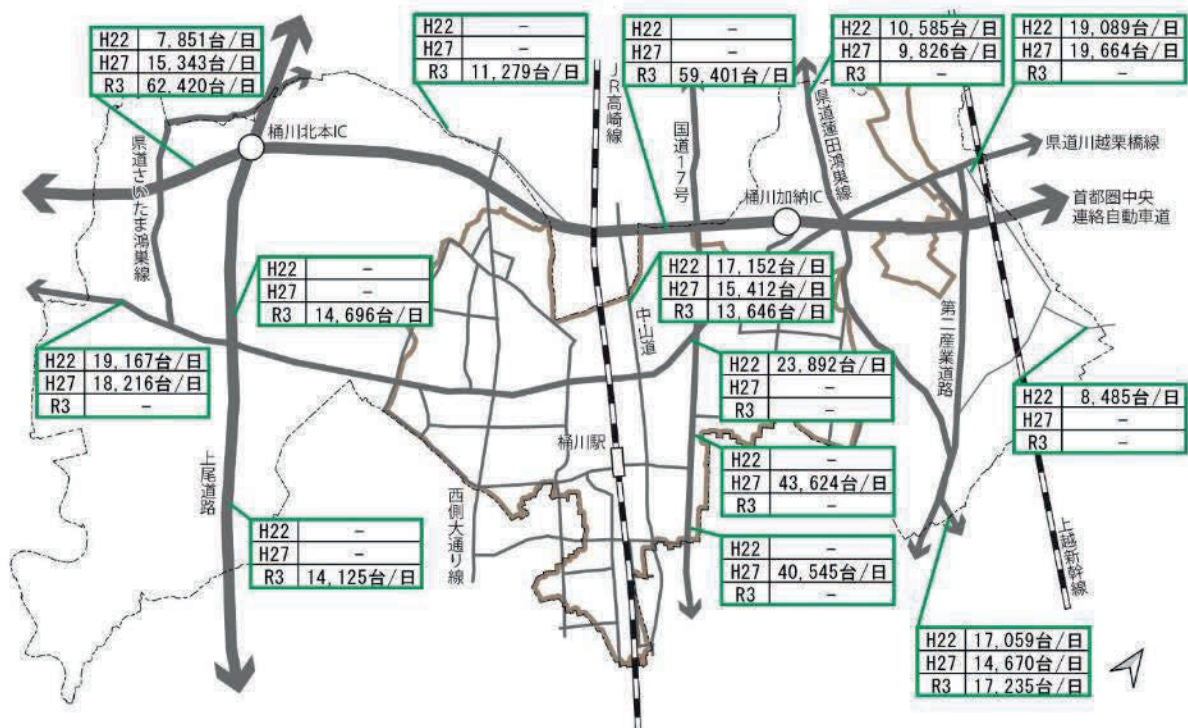


(4) 都市交通

① 道路交通

圏央道の交通量は、令和3年（2021年）の交通量調査では川島IC～桶川北本IC間は62,420台/日、桶川北本IC～桶川加納IC～白岡菖蒲IC間は59,401台/日となっています。

また、圏央道以外で交通量が最も多いのは国道17号であり、平成27年（2015年）の交通量調査では、調査地点2か所で4万台/日以上となっています。



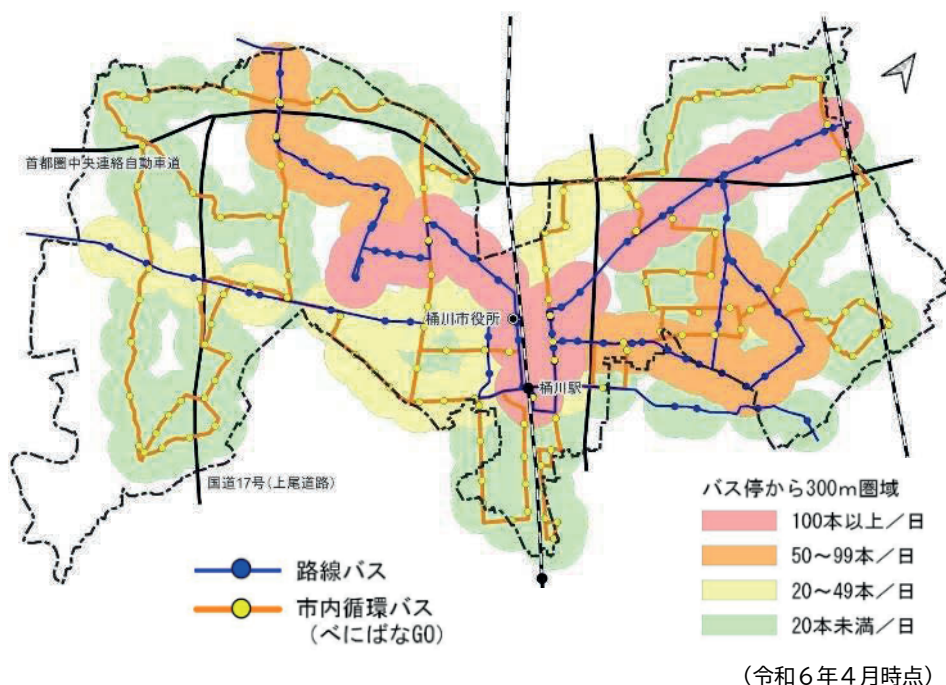
資料：全国道路・街路交通情勢調査

図1-21 交通量（24時間）の状況



② バス路線

路線バスについては、東武バスウエスト株式会社、川越観光自動車株式会社、朝日自動車株式会社、丸建つばさ交通株式会社により5路線が運行し、市内循環バスについては、10系統運行しています。また、駅やバス停の利用圏域に多くの地域がカバーされていますが、運行本数が限られた地域もみられます。

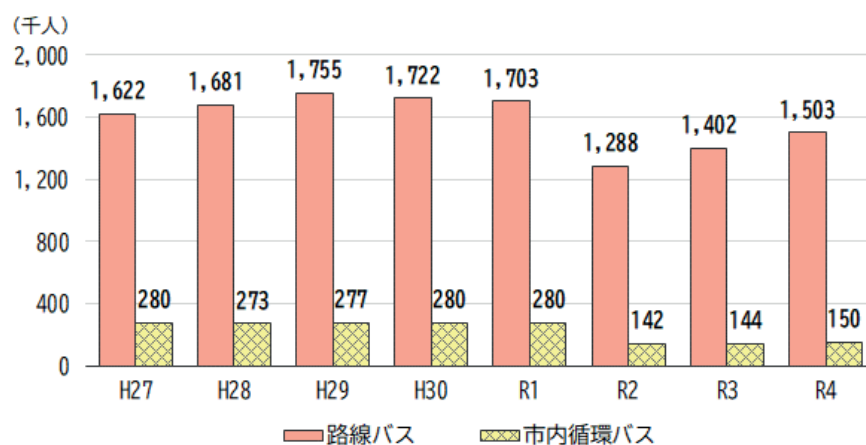


資料：桶川市内循環バスルート図の情報をもとに作成

図1-22 バス路線の状況

③ バス利用者数

年間利用者数は、路線バス及び市内循環バスのいずれも、令和元年（2019年）までおおむね横ばいで推移していましたが、令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少がありました。その後、徐々に増加している状況です。



資料：桶川市統計書

図1-23 路線バス及び市内循環バスの年間利用者数の推



④ 鉄道

鉄道は、JR 高崎線の駅が本市のほぼ中央にあり、市域の南側には北上尾駅（上尾市）が近接しています。

また、駅の1日当たりの乗車人員は、令和元年（2019年）までは、おおむね横ばいで推移していましたが、令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。令和3年（2021年）以降は徐々に増加している状況です。

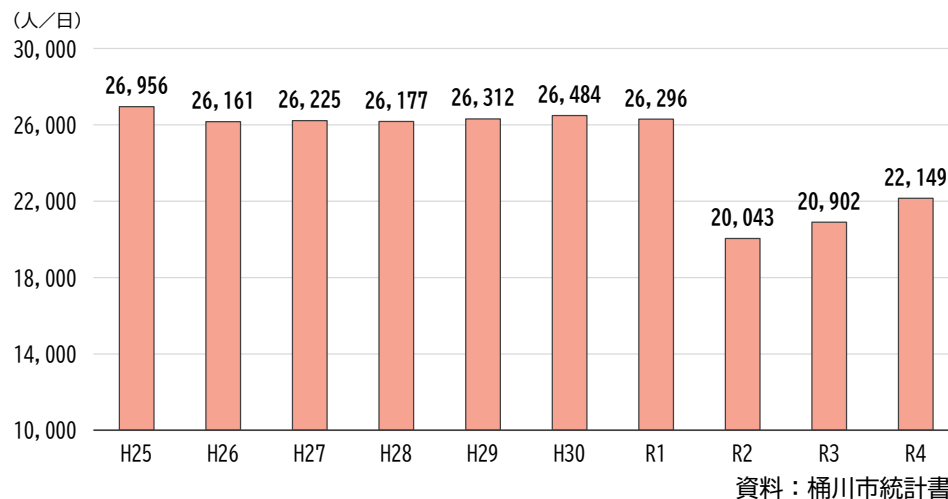


図1-24 桶川駅の乗車人員の推移

⑤ 交通手段

令和2年（2020年）の利用交通手段（通勤・通学）は、自家用車の利用が35.4%で最も多く、次いで鉄道・電車が31.8%、自転車が19.0%となっています。

県平均と比較すると、鉄道・電車、乗合バス等の公共交通の割合はやや低く、自家用車、自転車の割合はやや高くなっています。

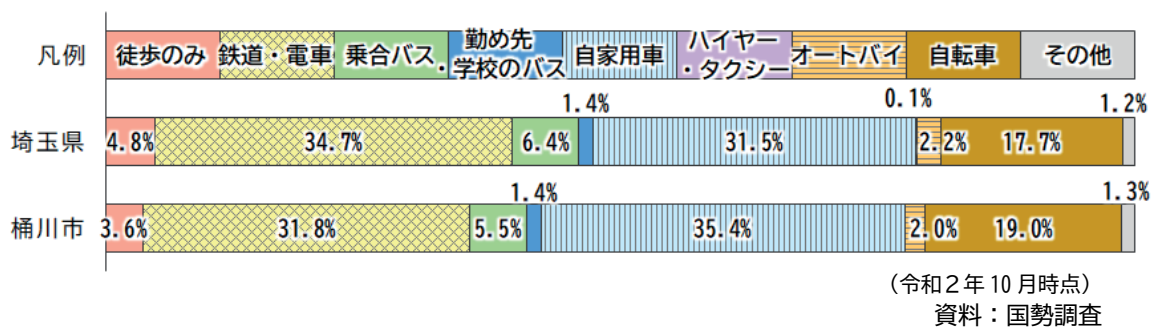


図1-25 利用交通手段（通勤・通学）の分担率

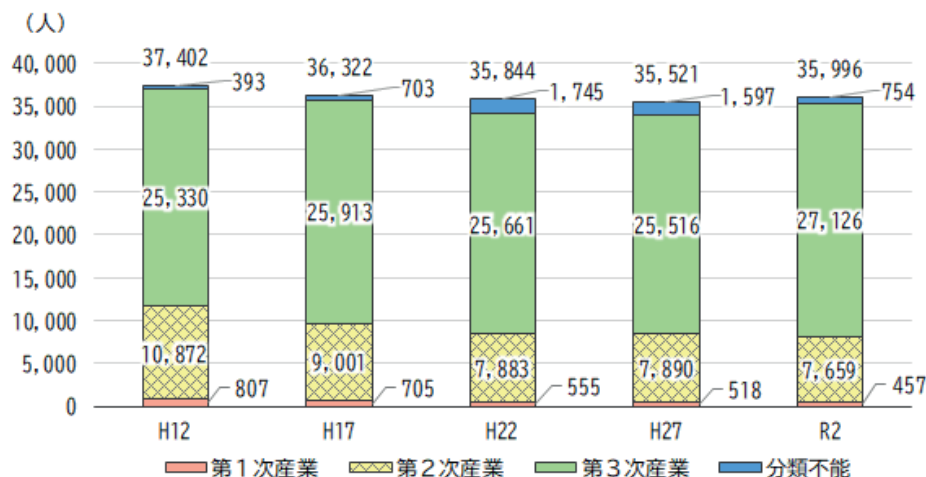




(5) 経済活動

① 就業構造

就業人口は、おおむね横ばいで推移しています。また、産業大分類別の構成比は、第1次産業*、第2次産業*は減少傾向、第3次産業*は増加傾向となっています。

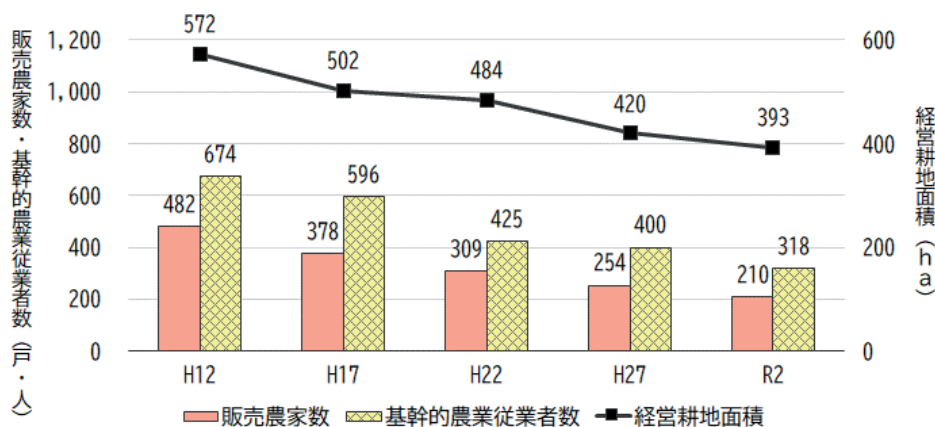


資料：国勢調査

図1-26 産業別就業構造

② 農業

販売農家数及び基幹的農業従業者数は、減少傾向が続いています。令和2年（2020年）の販売農家数は210戸、基幹的農業従業者数は318人となっており、20年間で半数以下に減少しています。経営耕地面積についても減少傾向が続いており、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の20年間で3分の2程度に減少しています。



資料：農林業センサス

図1-27 農業の推移

*第1次産業：農業、林業、漁業などの、作物を生産したり採取したりする産業。

*第2次産業：製造業、鉱業、建設業などの、第1次産業により採取・生産された原材料を加工する産業。

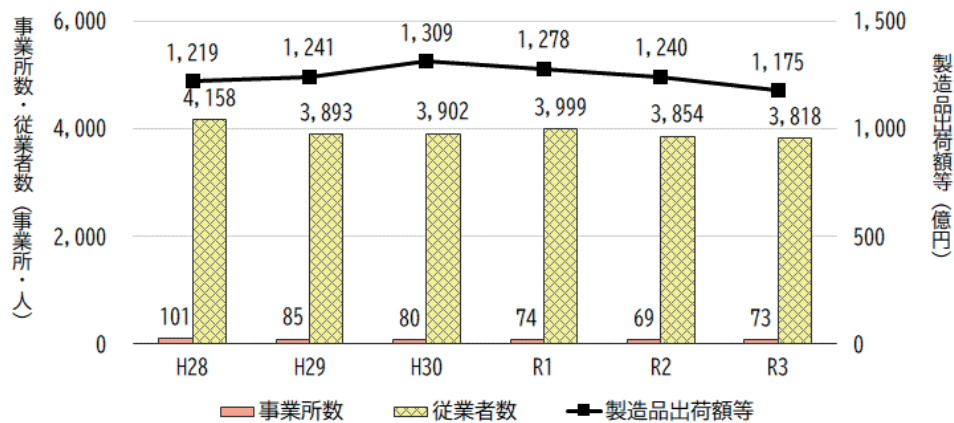
*第3次産業：第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業。





③ 工業

事業所数は、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）は73事業所となっています。従業者数、製造品出荷額等は緩やかな減少傾向となっており、令和3年（2021年）の従業者数は3,818人、令和3年（2021年）は1,175億円となっています。

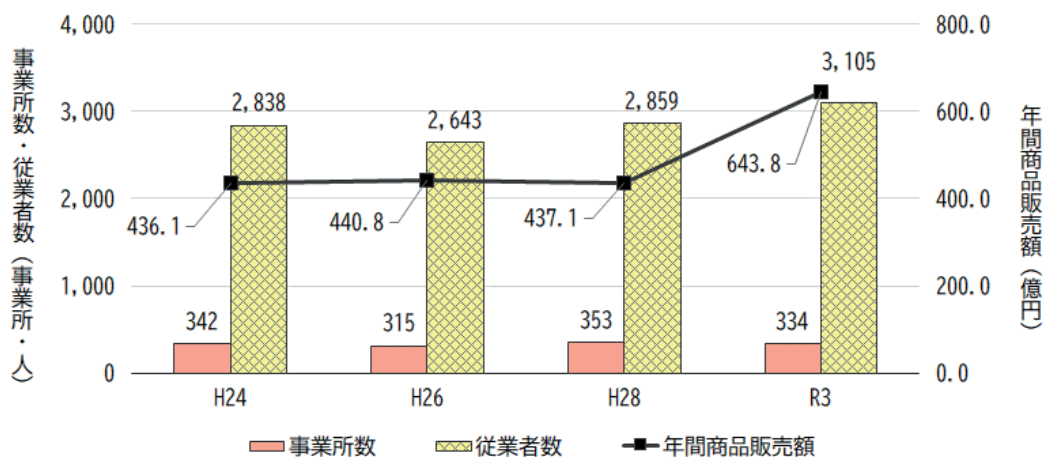


資料：工業統計調査（H29～R2）
経済センサス（H28、R3）

図1-28 工業の推移

④ 商業

事業所数は、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）は334事業所となっています。従業者数及び年間商品販売額は、平成28年（2016年）まで横ばいで推移していましたが、令和3年（2021年）から増加に転じ、従業者数は3,105人、年間商品販売額は643.8億円となっています。



資料：商業統計調査（H26）
経済センサス（H24、H28、R3）

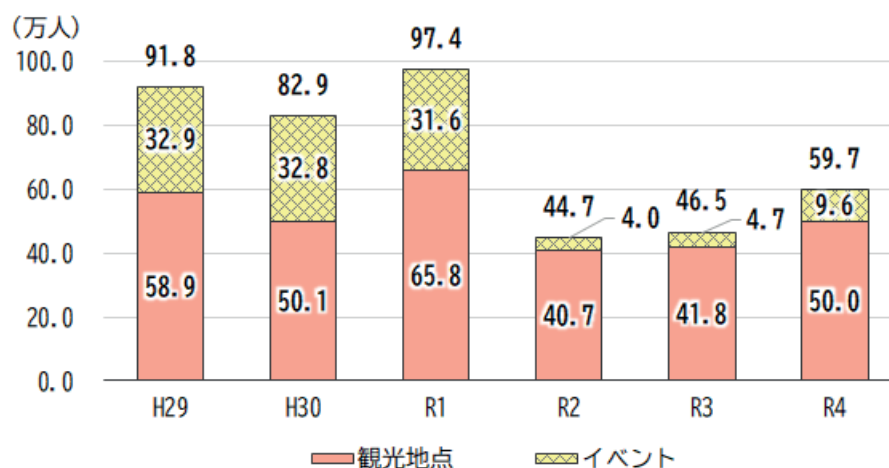
図1-29 商業の推移





⑤ 観光

観光地点別、イベント別の観光入込客数は、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）まで80万人～100万人で推移していましたが、令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。令和3年（2021年）以降は徐々に増加している状況です。



資料：観光入込客統計調査結果(埼玉県)

図1-30 観光入込客数の推移



(6) 財政

① 財政状況

一般会計における歳入歳出額は増加傾向となっており、令和4年度（2022年度）は歳入が約270億円、歳出が約263億円となっています。

また、財政力指数*は緩やかな減少傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）は0.76となっています。

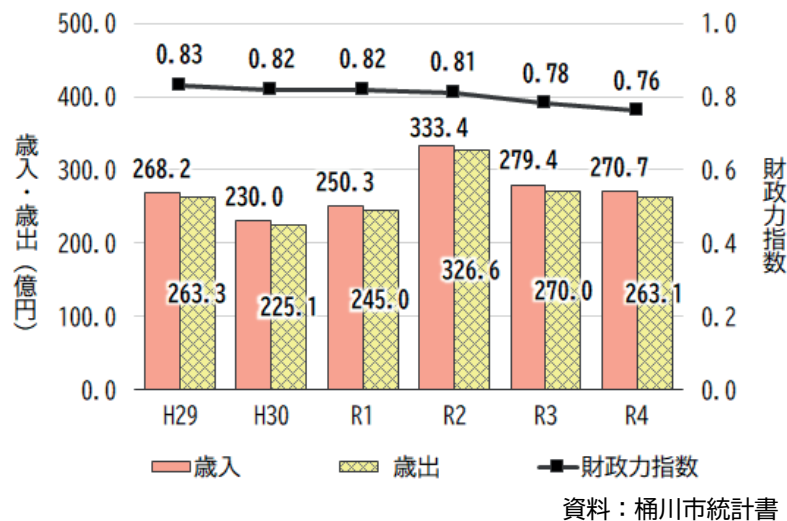


図1-31 歳入歳出の推移

② 歳入の状況

歳入の内訳では、歳入の根幹である市税収入は、横ばいとなっています。また、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）は大きく増加していますが、令和3年度（2021年度）以降は減少傾向となっています。

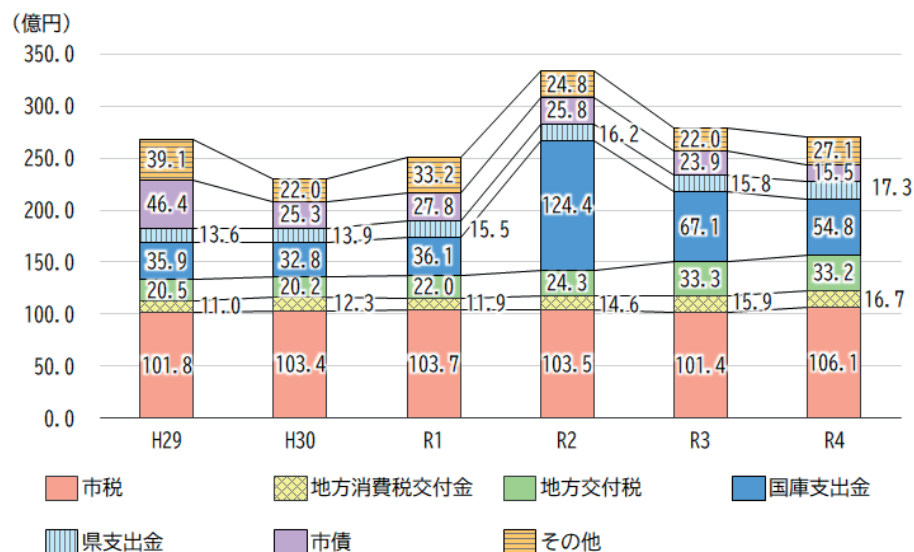


図1-32 歳入内訳の推移

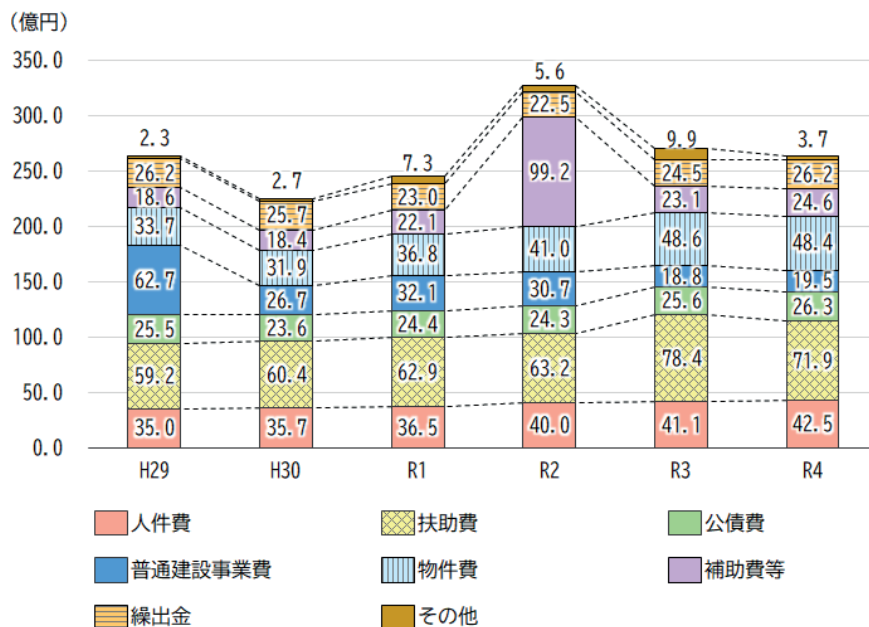
*財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。





③ 歳出の状況

歳出の内訳では、社会保障経費である扶助費*が増加傾向となっています。また、補助費等は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）は大きく増加している状況です。



資料：決算の概要（桶川市）

図1-33 歳出内訳の推移

*扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。





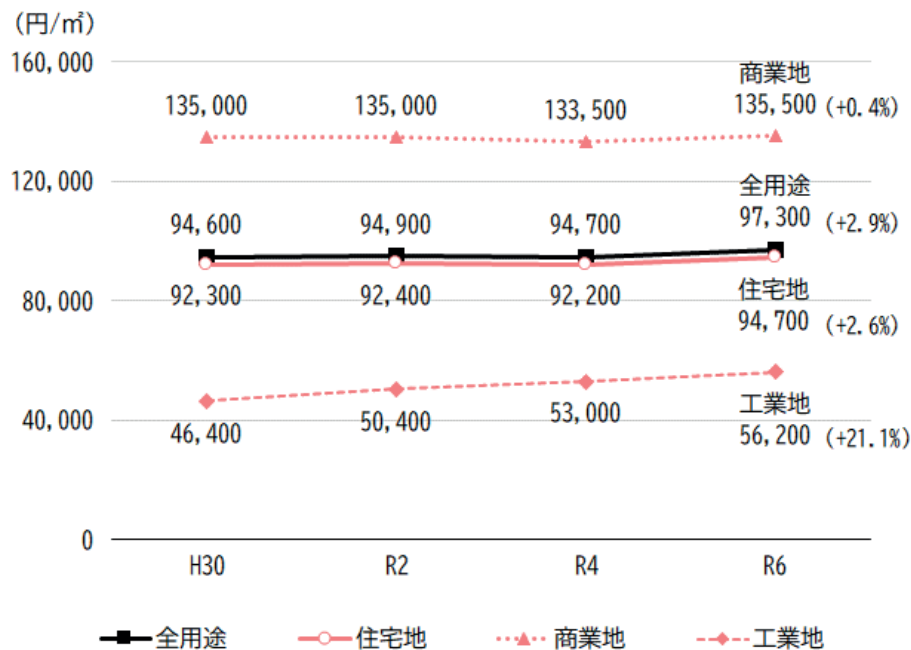
(7) 地価

地価公示*による地価（桶川市の平均価格）の動向は、住宅地・商業地はおおむね横ばいとなっており、工業地は上昇傾向となっています。

表1-3 地価の推移

	用途	地価（円/㎡）				H30⇒R6 増減率 （%）
		H30	R2	R4	R6	
地 価 公 示	住宅地	92,300	92,400	92,200	94,700	2.6
	商業地	135,000	135,000	133,500	135,500	0.4
	工業地	46,400	50,400	53,000	56,200	21.1
	全用途	94,600	94,900	94,700	97,300	2.9

資料：埼玉の地価資料集（埼玉県）



※（ ）内の数値はH30⇒R6の増減率

資料：埼玉の地価資料集（埼玉県）

図1-34 地価の推移

*地価公示：国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示するもの。





(8) 災害

① 災害履歴

関東平野は過去に多くの風水害を経験しており、明治 43 年水害とカスリーン台風時には利根川・荒川の堤防が決壊し、甚大な被害がもたらされました。

カスリーン台風以降、本市の水害は、堤防決壊ではなく、支川である江川、赤堀川などの流下能力を超える降雨による氾濫が中心となっています。そのうち、昭和 57 年(1982 年)に発生した台風 18 号では、市内で床上浸水が 23 棟発生しました。

近年では、令和元年(2019 年)の台風 19 号(東日本台風)で床上浸水が 11 棟発生しています。

また、地震については、マグニチュード 6 程度以上の地震は過去に 3 件あり、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災では家屋の全半壊被害はありませんでした。

表 1-4 市に被害を及ぼした風水害

発生日月	名称	家屋被害(棟)			
		全壊家屋	半壊家屋	床上浸水	床下浸水
昭和57年(1982年)9月12日～13日	台風18号	-	-	23	447
昭和62年(1987年)8月18日	集中豪雨	-	-	1	37
平成5年(1993年)8月25日～28日	台風11号	-	-	-	15
平成6年(1994年)9月7日～19日	前線	-	-	-	1
平成8年(1996年)9月21日～23日	台風17号	-	-	-	9
平成10年(1998年)8月27日～31日	集中豪雨	-	-	-	20
平成10年(1998年)9月14日～16日	台風5号	-	-	-	25
平成11年(1999年)8月10日～20日	豪雨	-	-	2	11
平成12年(2000年)9月8日～18日	豪雨及び台風14号	-	-	-	6
平成16年(2004年)10月9日・20日	台風22・23号	-	-	-	1(22号) 1(23号)
平成20年(2008年)8月26日～9月2日	8月末豪雨	-	-	1	18
平成23年(2011年)9月15日～23日	台風15号及び豪雨	-	-	-	1
平成27年(2015年)8月12日～18日	豪雨	-	-	1	3
平成28年(2016年)8月21日～24日	台風9号及び豪雨	-	-	-	1
平成28年(2016年)8月24日～31日	豪雨	-	-	-	4
平成29年(2017年)10月19日～24日	台風21号	-	-	1	10
令和元年(2019年)10月11日～15日	台風19号(東日本台風)	-	-	11	22

(令和5年3月)

資料：桶川市地域防災計画

表 1-5 市における被害地震

発生日月	M	緯度 経度	深さ (km)	震源地域	被害記述
大正12年(1923年)9月1日	7.9	35.20 139.30	-	関東南部	推定震度4.75の桶川町・加納村・川田谷村では全半壊家屋・死者はなく、被害は傾いた家2棟・瓦の落下・煙突の倒壊等という状況。
昭和6年(1931年)9月21日	6.9	36.15 139.23	-	埼玉県北部	加納村で液状化現象。
平成23年(2011年)3月11日	9	38°6.2'N 142°51.6'E	24	三陸沖	桶川市は震度5弱。桶川小学校に避難所を開設し帰宅困難者等143名を受け入れ。家屋の全半壊被害はなし。

(令和5年3月)

資料：桶川市地域防災計画





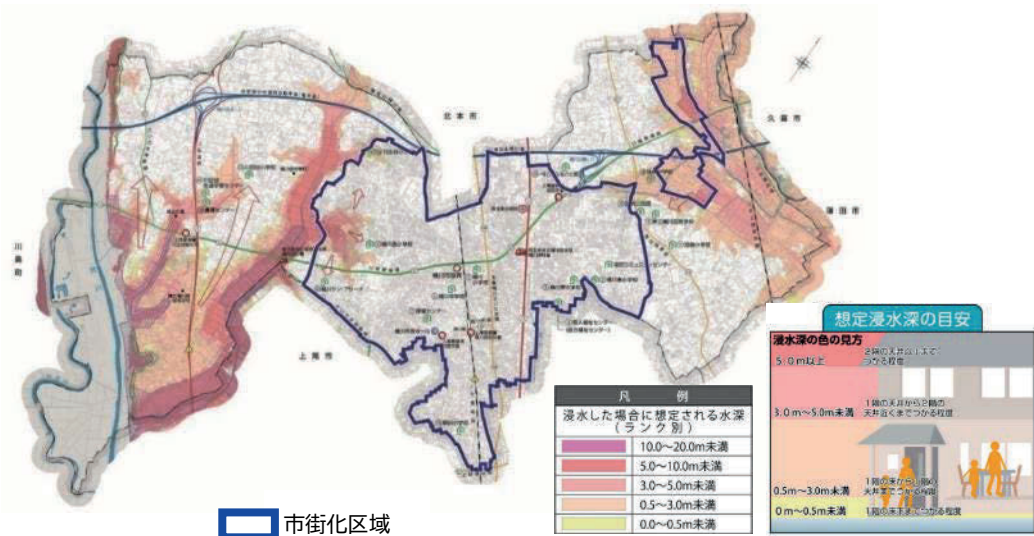
② ハザードエリアと指定避難所の状況

災害ハザードエリアは、災害レッドゾーンと災害イエローゾーンの2種類が存在し、水害や土砂災害の危険性が高い地域を示しています。

災害レッドゾーンとは、「災害危険区域」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」「浸水被害防止区域」「津波災害特別警戒区域」を指しますが、いずれも本市では指定されていません。

災害イエローゾーンとは、「土砂災害警戒区域」、「浸水想定区域*」を指し、本市においては「土砂災害警戒区域」は指定されておらず、「浸水想定区域」のみが存在します。

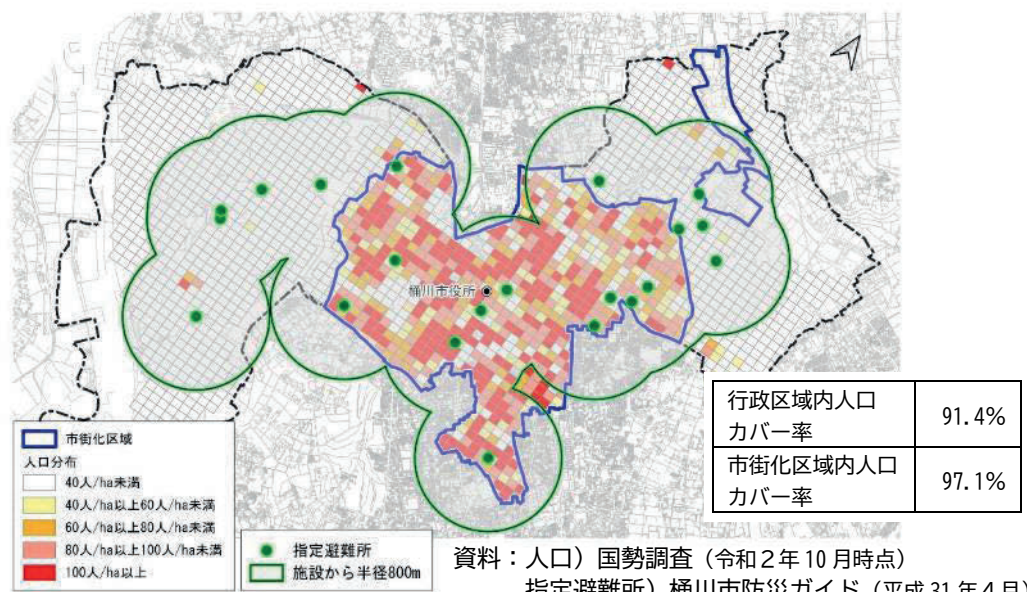
また、指定避難所の人口カバー率*は、市街化区域で 97.1%と高いカバー率となっています。



(平成 31 年 4 月)

資料：桶川市洪水ハザードマップより作成

図 1-35 浸水想定区域図（想定最大規模）の状況



資料：人口 国勢調査（令和 2 年 10 月時点）
指定避難所 桶川市防災ガイド（平成 31 年 4 月）

図 1-36 指定避難所の立地状況と利便性（カバー率）

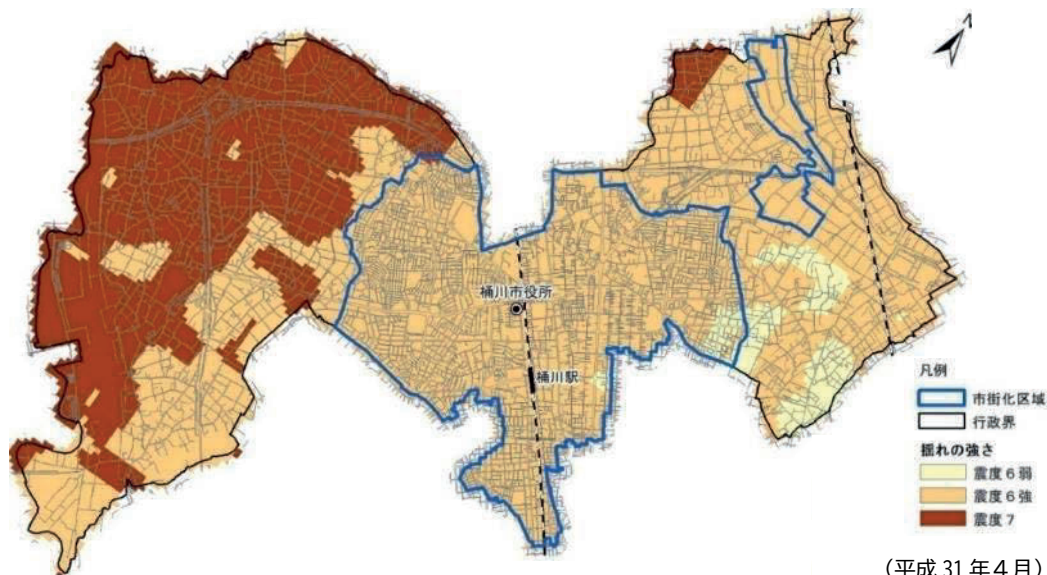
*浸水想定区域：河川が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。
*人口カバー率：行政区・市街化区域、それぞれの人口に対する割合。



③ 地震リスク

本市に大きな影響を及ぼすと考えられる地震について、「関東平野北西縁断層帯地震」、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」をもとにした想定では震度5強以上が想定され、市域西側では最大で震度7が想定されています。

また、市街化区域内においては、ほぼ全域で震度6強が想定されています。

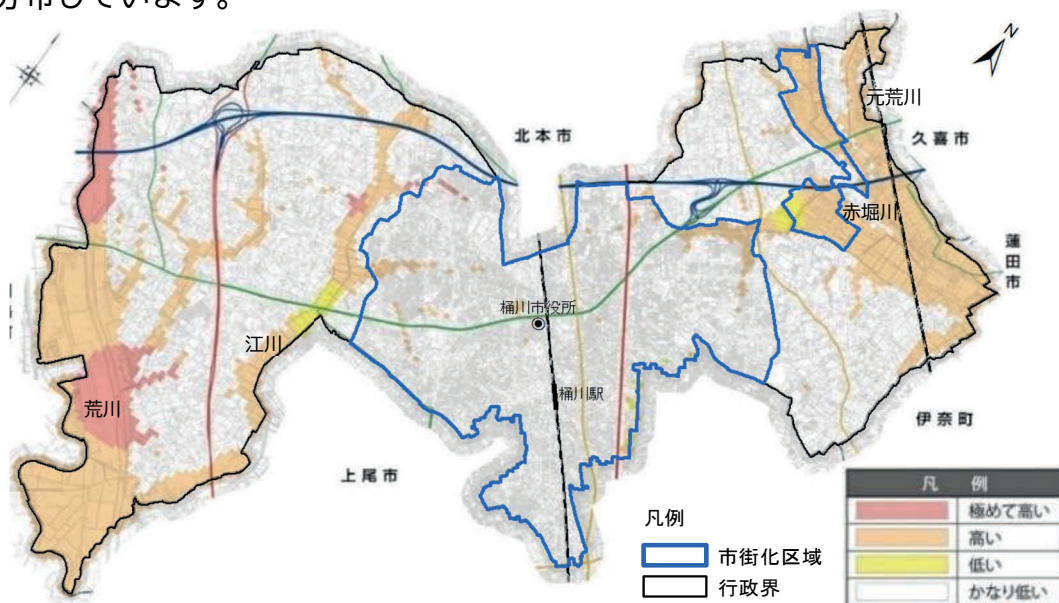


(平成31年4月)

資料：桶川市地震ハザードマップ（揺れやすさ）より作成

図1-37 想定震度（揺れやすさ）

地震が発生した際に地盤が液体状になる液状化の可能性については、市域西側の荒川、江川沿いの地域や市域東側の元荒川、赤堀川沿いの地域で可能性が高いエリアが分布しています。



(平成31年4月)

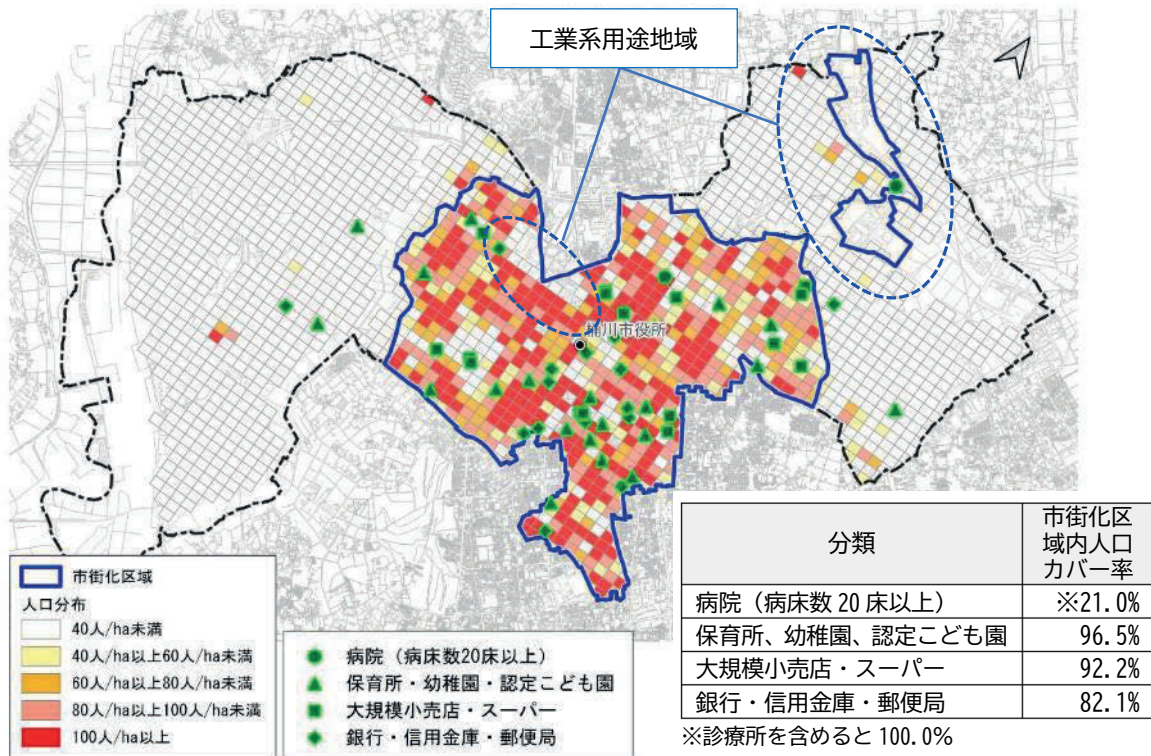
資料：桶川市地震ハザードマップ（液状化可能性）より作成

図1-38 液状化の可能性



(9) 都市機能

生活サービスに必要な主な都市機能施設は、人口密度の高い市街化区域（工業系用途地域を除く）に多く立地しています。また、各種施設に対して市街化区域内の人口カバー率も高く利便性が高い状況です。



資料：人口）国勢調査（令和2年10月時点）
施設）桶川市 HP 等（令和6年4月時点）

図1-39 都市機能施設（生活サービスに必要な主な施設）の分布状況



(10) 都市施設

① 都市計画道路

40 路線の都市計画道路*(路線総延長約 54.8km)が計画されており、25 路線(41.3km)が整備済みとなっており、整備率は 75.3%で県や全国の平均を上回っています。

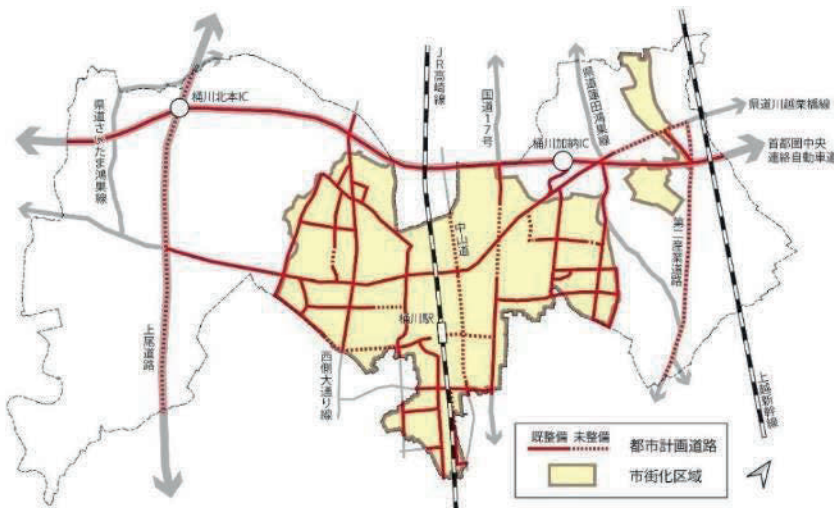
表 1-6 都市計画道路の指定状況

番号	名称 路線名	幅員(m)	延長(m)	整備状況※	当初決定
1.4.1	高速埼玉中央道路	20.5	3,940	×	H元.12.22
1.3.2	首都圏中央連絡自動車道	25.0	6,660	◎	H8.4.5
3.1.1	上尾バイパス	57	3,940	○	S44.5.20
3.4.2	駅東口通り線	20	480	△	S29.2.18
3.3.3	駅西口通り線	22	1,100	○	S29.2.18
3.3.4	滝の宮線	22	3,990	◎	S29.2.18
3.4.5	東側大通り線	20	2,600	○	S44.5.20
3.4.6	西側大通り線	18	2,820	◎	S44.5.20
3.4.7	仲仙道線	16	2,140	○	S29.2.18
3.4.8	富士見通り線	16	900	◎	S29.2.18
3.4.9	若宮中妻線	16	120	◎	S48.1.23
3.4.10	若宮中妻線	16	340	◎	S48.1.23
3.5.11	朝日中央通り線	12	1,030	◎	S50.2.28
3.5.12	朝日北通り線	12	400	◎	S50.2.28
3.5.13	朝日南通り線	12	190	◎	S50.2.28
3.4.14	若宮泉線	16	840	◎	S55.7.1
3.5.15	若宮中央通り線	12	650	◎	S56.12.26
3.4.16	川田谷泉線	16	1,710	◎	S61.4.15
3.4.17	鴨川日出谷線	16	1,010	○	S61.4.15
3.4.18	日出谷中央通り線	16	1,520	◎	S61.4.15
3.5.19	下日出谷線	12	430	◎	S61.4.15
3.5.20	若宮下日出谷線	12	1,140	○	S61.4.15
3.5.21	愛宕東線	12	1,080	○	S61.4.15
3.5.22	愛宕中通り線	12	660	◎	S61.4.15
3.4.23	坂田寿線	16	660	◎	S63.2.2
3.4.24	坂田寿線	16	650	◎	S63.2.2
3.4.25	坂田東通り線	16	1,890	◎	S63.2.2
3.4.26	坂田西通り線	16	1,220	◎	S63.2.2
3.4.27	坂田中央通り線	16	540	○	S63.2.2
3.4.28	細谷・堀の内線	16	630	○	H3.2.12
3.3.29	加納線	27	2,530	△	H8.4.5
3.2.30	倉田五丁台線	30	3,040	×	H9.8.1
3.3.31	赤堀線	25	430	◎	H9.8.1
3.1.32	桶川駅東口駅前広場	56	100	△	H25.3.26
7.4.1	坂田南線	16	540	◎	S63.2.2
7.5.2	宮前原線	12	1,030	◎	S63.2.2
7.6.3	坂田公園通り線	9	250	◎	H3.2.12
7.5.4	神明南通り線	12	990	○	H2.10.31
7.6.5	日出谷小通り線	9	270	◎	H22.5.24
7.6.6	原新田北通り線	9	350	◎	H22.5.24
計画延長合計			54,810		

※整備状況：◎整備済 ○一部整備済 △整備中 ×未着手

(令和5年4月1日時点)

資料：桶川市資料(市街地整備課)



(令和5年4月1日時点)

資料：都市計画道路整備状況図

図 1-40 都市計画道路の整備状況

表 1-7 都市計画道路の整備

	計画延長(km)	整備済延長(km)	整備率 (%)
全国	71,308.1	47,952.9	67.2
埼玉県	2,814.1	1,882.3	66.9
桶川市	54.8	41.3	75.3

(令和4年3月31日時点)

資料：都市計画現況調査

*都市計画道路：都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。



② 公園・緑地

公園・緑地は27か所(供用面積22.04ha)となっており、市民1人当たりの公園・緑地面積は2.95㎡/人で県(3.41㎡/人)や全国(6.33㎡/人)の平均を下回っています。

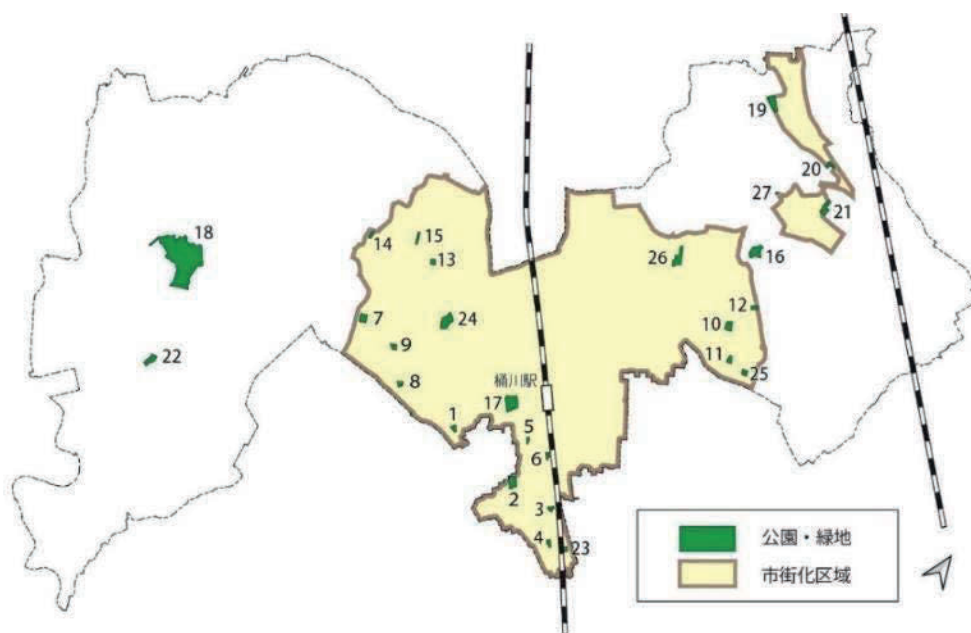
※県及び全国数値はR4都市計画現況調査より

表1-8 公園・緑地

	名称	種別	供用面積(ha)	場所
1	鴨川公園	街区	0.23	桶川市鴨川二丁目地内
2	朝日中央公園	街区	0.74	桶川市朝日一丁目地内
3	朝日東公園	街区	0.21	桶川市朝日一丁目地内
4	朝日南公園	街区	0.23	桶川市朝日二丁目地内
5	若宮西公園	街区	0.15	桶川市若宮二丁目地内
6	若宮東公園	街区	0.19	桶川市若宮二丁目地内
7	下日出谷第1公園	街区	0.50	桶川市下日出谷西三丁目地内
8	下日出谷第2公園	街区	0.25	桶川市下日出谷西一丁目地内
9	下日出谷第3公園	街区	0.26	桶川市下日出谷西一丁目地内
10	坂田弁天公園	街区	0.51	桶川市坂田東二丁目地内
11	坂田原中央公園	街区	0.27	桶川市坂田東一丁目地内
12	坂田宮前公園	街区	0.19	桶川市坂田東三丁目地内
13	上日出谷原公園	街区	0.24	桶川市上日出谷南一丁目地内
14	上日出谷宮公園	街区	0.18	桶川市上日出谷南一丁目地内
15	上日出谷愛宕公園	街区	0.23	桶川市上日出谷南二丁目地内
16	桶川市子ども公園わんぱく村	近隣	1.19	桶川市大字坂田地内
17	駅西口公園	近隣	1.48	桶川市若宮一丁目地内
18	城山公園	総合	10.40	桶川市大字川田谷地内
19	後谷公園	都市緑地	0.80	桶川市赤堀二丁目地内
20	宮の脇公園	都市緑地	0.25	桶川市赤堀一丁目地内
21	舎人公園	都市緑地	0.65	桶川市赤堀一丁目地内
22	富士見ホテル親水公園	特殊	0.63	桶川市大字川田谷地内
23	神明公園	街区	0.20	桶川市神明二丁目地内
24	下日出谷中央公園	近隣	0.60	桶川市下日出谷東三丁目地内
25	坂田原南公園	街区	0.27	桶川市坂田東一丁目地内
26	坂田谷津谷遺跡公園	近隣	1.00	桶川市坂田西三丁目地内
27	加納原公園	街区	0.19	桶川市大字加納地内
	合計		22.04	

(令和5年4月1日時点)

資料：桶川市HP(都市公園と児童遊園地)



(令和5年4月1日時点)

資料：桶川市HP(都市公園と児童遊園地)をもとに作成

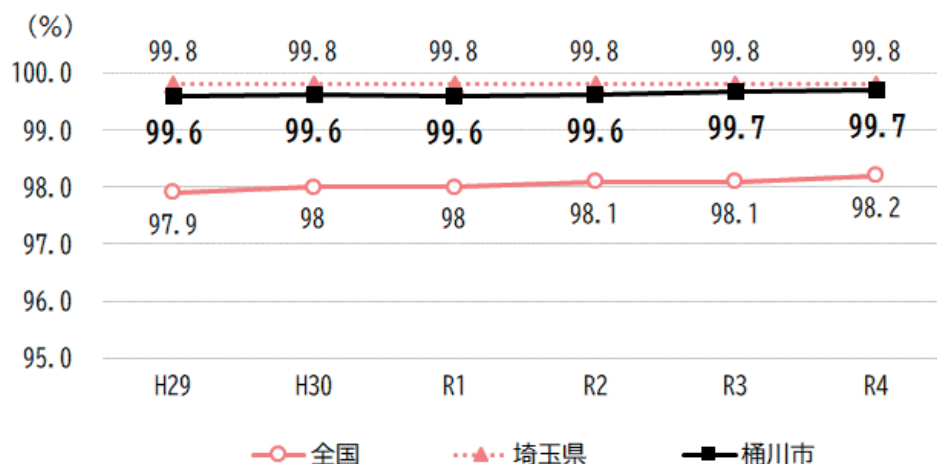
図1-41 公園・緑地の状況





③ 上水道

上水道の普及率は99.7%であり、これは県や全国の平均と同程度となっています。

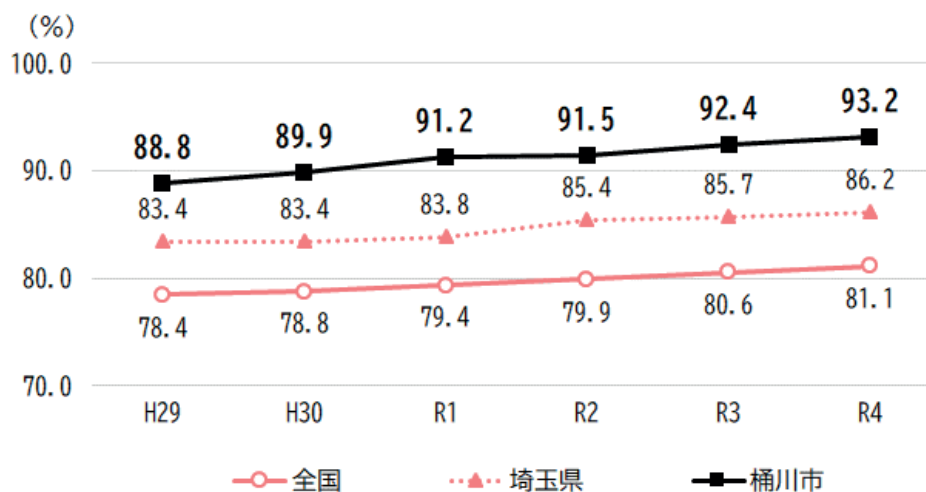


資料：桶川市) 桶川市統計書
全国・県) 水道の基本統計 (環境省)

図1-42 上水道普及率の推移

④ 公共下水道

公共下水道 (事業計画区域内) の整備率は93.2%であり、これは県や全国の平均より高くなっています。



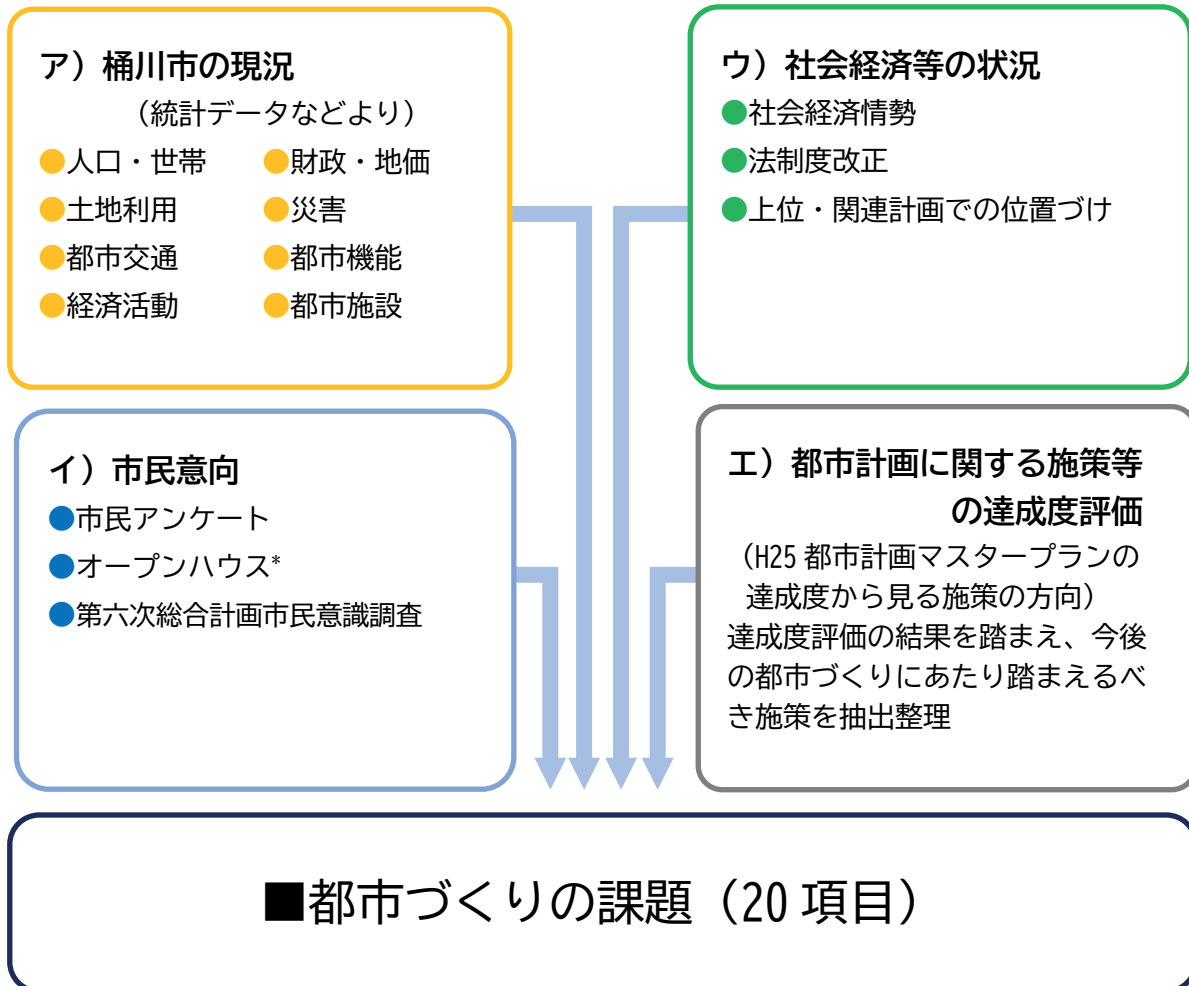
資料：都市計画現況調査

図1-43 下水道整備率の推移



2 都市づくりの課題

桶川市の現況と社会経済等の状況を踏まえ、これからの都市づくりにかかわる課題の整理を行いました。



*オープンハウス：パネルなどを用いて、情報提供や説明などを行うもの。





ア) 桶川市の現況

人口・世帯

- ・総人口は令和2年現在74,748人で減少傾向、世帯数は30,918世帯で増加傾向にあります。
- ・年少人口及び生産年齢人口は減少傾向に、老年人口は増加傾向にあります。

土地利用・都市交通

- ・駅の東西に市街化区域を形成、周辺は市街化調整区域であり、一部の市街化調整区域においても住宅を中心として、新築動向がみられます。
- ・土地区画整理事業（市施行、組合施行）施行中の地区はなく、11地区の全てが完了しています。
- ・公共交通は鉄道、路線バス、市内循環バスが運行され、利用圏では市街化区域のほぼ全域をカバーしています。

経済活動・財政・地価・災害

- ・郊外地域を中心とする農業は、販売農家数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積いずれも減少傾向にあります。
- ・工業は、事業所数が横ばい、従業員数、製造品出荷額等は近年緩やかな減少傾向にある中で、流通系施設の立地が圏央道IC周辺の幹線道路沿道にみられます。
- ・駅周辺を中心とする小売業では、事業所数は横ばい、従業者数・商品販売額は近年増加がみられます。
- ・市税収入は横ばいの中、社会保障経費である扶助費は、少子高齢化が進む中で年々増加し、財政負担が大きくなっています。
- ・地価公示では、住宅地・商業地はおおむね横ばい、工業地は上昇傾向となっています。
- ・台風や豪雨による浸水被害が江川及び赤堀川沿いに発生しています。
- ・災害時の指定避難所の人口カバー率は市街化区域で約97%、市域全体では約91%であり概ねカバーできている状況です。

都市機能・都市施設

- ・都市機能では、生活サービスに必要な主な都市機能施設は、人口密度の高い市街化区域に多く立地しています。
- ・都市計画道路の整備率は、約75.3%で県や全国の値を上回っています。
- ・都市公園は、総合公園等27カ所が整備されていますが、市民1人当たりの公園・緑地面積では県や全国値を下回っています。

イ) 市民意向

市民アンケート

- ・中心市街地や拠点にかかせない施設では、郵便局や銀行、食料品店、総合病院の回答が多く、自宅周辺にかかせない施設では、食料品店、医院・診療所、郵便局や銀行などが多くなっています。
- ・自然災害に対して重視すべき取組では、水害対策、道路拡幅、災害時の支援体制の充実などが高くなっています。
- ・交通・道路に対して重視すべき取組では、歩道の整備や交通安全施設、快適で安全な自転車走行空間の整備、身近な生活道路の整備などが高くなっています。
- ・人口減少や少子高齢化の不安要素では、空き家の増加、にぎわいの低下、店舗の減少、公共交通の利便性の低下などが高くなっています。
- ・目指すべきまちの将来像では、子育て支援・教育環境の充実など若い世代が住みやすい、医療・福祉環境の充実など高齢者が安心して暮らせる、商店や公共施設が集積し、生活の利便性が高いなどが高くなっています。
- ・市民アンケートの自由意見では、交通環境や駅東口、駅周辺整備に関する意見が多くなっています。

オープンハウス

- ・「より暮らしやすい（暮らし続けられる）環境」に対するシールパネルアンケートでは、生活利便施設の充実を求める意見のほか、公共交通の利便性の向上や歩行者や自転車移動しやすい環境づくりへの意見が多くなっています。
- ・対話による意見聴取では、バスの本数やルート、商業施設・病院・公園等の充実、駅東口の整備等について、多くのご意見がありました。

第六次総合計画市民意識調査

- ・人口減少社会に対しては、「地域を支える担い手の不足」「社会保障費の負担増加」「空き家・空き地の増加」を懸念。
- ・今後の土地利用の方向性では、「商業地を増やす」「住宅地の質を高める」ことへの要望が高い。
- ・市街化調整区域では、生産機能の維持・活性化とともにふれあいの場としての活用の要望が高い。
- ・工業地では、「住宅との混在解消へ向けた土地利用の整序や農業環境との調和」への要望が高い。
- ・商業地では、「駅周辺の商業施設の充実」「住宅地の近くに近隣型商業施設の分散立地を図る」への要望が高い。
- ・観光振興では、「中山道桶川宿のまち並み・景観づくりの推進」との回答が多い。
- ・子育て支援として、「こども医療費助成制度など経済的支援の充実」「多様な保育サービスの充実」への要望が高い。
- ・市の将来像では、「医療機関や保健サービスが充実しているまち」「子どもが育つ環境や教育環境が良いまち」に次いで、「防災や防犯などにすぐれ、安全で安心して暮らせるまち」への要望が高い。
- ・力を入れて欲しいまちづくりでは、「駅周辺の中心市街地の活性化」への要望が高い。
- ・中心市街地への充実すべき機能では、「買い物のできる商業機能」「飲食のできる場」への要望が高い。
- ・整備を望む施設では、「病院」「安心して通行できる道路」「自転車道路」「身近な公園」の順で要望が高い。





ウ) 社会経済等の状況

社会経済情勢

- ・縮小する社会 ・価値観の多様化 ・SDGs*の取組
- ・激甚化、頻発化する自然災害 ・ポストコロナ時代

法制度改正

- ・まちづくり3法見直し（平成 18 年）
〔都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地活性化法〕
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律制定（平成 24 年）
- ・都市再生特別措置法改正（平成 26 年）

埼玉県計画

都市計画区域マスタープラン

- ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展
- ・都市と自然・田園との共生 等

桶川市計画

桶川市第六次総合計画

- ・歩いて暮らせるまちづくり
- ・広域交通網をいかすまちづくり
- ・自然と暮らしが調和するまちづくり
- 桶川市デジタル田園都市構想総合戦略
- ・子育て環境の充実・移住・定住の促進
- ・ふるさと回帰 等

桶川市公共施設等総合管理計画

- ・計画的で効率的な質の高い維持管理の推進
- ・人と環境が共生するまち 等

エ) 都市計画に関する施策等の達成度評価

川田谷地域

※地域設定は H25 都市計画マスタープラン

- ・観光まちづくり拠点と連携した地域コミュニティ拠点の形成
- ・郊外型の生活環境整備
- ・個性ある景観の継承
- ・桶川北本 IC 周辺における産業誘導
- ・上尾道路における適正な産業誘導と沿道環境形成
- ・桶川飛行学校平和祈念館周辺の観光まちづくりの推進
- ・都市近郊農業の維持・活性化
- ・自然林や河川敷空間の保全・継承・活用
- ・幹線道路の環境対策
- ・官民協働によるまちづくりの推進

桶川西地域

- ・地域生活拠点の整備（大型商業施設周辺）
- ・コミュニティ拠点の整備（分庁舎跡地周辺）
- ・都市拠点の整備（駅周辺地区）
- ・土地区画整理事業地外の住環境の保全・整備
- ・既存工業地域の環境改善
- ・都市近郊農業の維持・活性化
- ・自然林や河川敷空間の保全・継承・活用
- ・幹線道路の環境対策
- ・官民協働によるまちづくりの推進

桶川東地域

- ・都市拠点の整備
- ・中山道宿場町観光まちづくり拠点の形成
- ・土地区画整理事業地外の住環境の保全・整備
- ・国道 17 号沿道の環境誘導
- ・幹線道路の環境対策
- ・官民連携によるまちづくりの推進

加納地域

- ・地域生活拠点の整備（坂田コミセン周辺）
- ・コミュニティ拠点の整備（加納公民館周辺）
- ・観光まちづくり拠点の形成（べに花ふるさと館周辺）
- ・土地区画整理事業地外の住環境の保全・整備
- ・国道 17 号沿道の環境誘導
- ・桶川加納 IC 周辺の産業誘導
- ・農業環境及び自然環境の維持・保全
- ・備前堤周辺の環境整備
- ・幹線道路の環境対策
- ・地域資源回遊ルートの整備
- ・官民協働によるまちづくりの推進

都市づくりの課題（20 項目）

- 定住促進による都市活力の維持・増進
- 子育て世代や高齢者等の住みやすい
住環境づくり
- 都市拠点及び地域生活拠点等における都市
や生活サービス機能の維持と充実
- 市街地の住環境の維持・改善
- 郊外地域の生活環境の維持
- 中心市街地の再生・活性化
- 市街地内未利用地の活用による定住人口の誘導
- 郊外型居住の維持
- 目指すべき都市構造に応じた適正な土地利用の誘導
 - ・自然や周辺環境と調和した産業及び
沿道利用誘導
 - ・自然及び農業環境（空間）の継承・活用
 - ・都市の脱炭素化に向けた都市機能の集約化
- 産業拠点における都市機能の維持・充実
- 市民の移動を支える公共交通網の維持と
利用促進
- 地域公共交通の維持とニーズに応じた適正対応
- 環境にやさしい移動手段である自転車利用
環境の充実
- 地域産業の維持・育成と地域資源の有効活用
 - ・都市近郊農業*の維持・活性化のための
環境づくり
 - ・広域交通網を活かした産業基盤づくりと地
域産業の振興
 - ・便利で活気ある商業環境づくり
 - ・中山道宿場町の歴史と親しむ環境づくり
- 持続可能な公共サービスの維持と財政運営
- 浸水被害の軽減に向けた対応
- 災害時における安全な避難行動への対応
- 多様性を認めつつ支え合う地域コミュニテ
ィの維持と協働によるまちづくりの推進
- 都市施設の適正な整備促進と維持管理
- 地域特性に応じた景観の創造

*SDGs : 2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のこと。

*都市近郊農業：市場や大消費地に近い都市近郊で、野菜や花き類など、消費者ニーズに合った農産物生産が行われる農業。



序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 計画の推進
に向けて



第2章 基本方針

- 1 計画づくりの視点と目標
- 2 目標人口フレーム
- 3 都市づくりのテーマと目指すべき都市構造

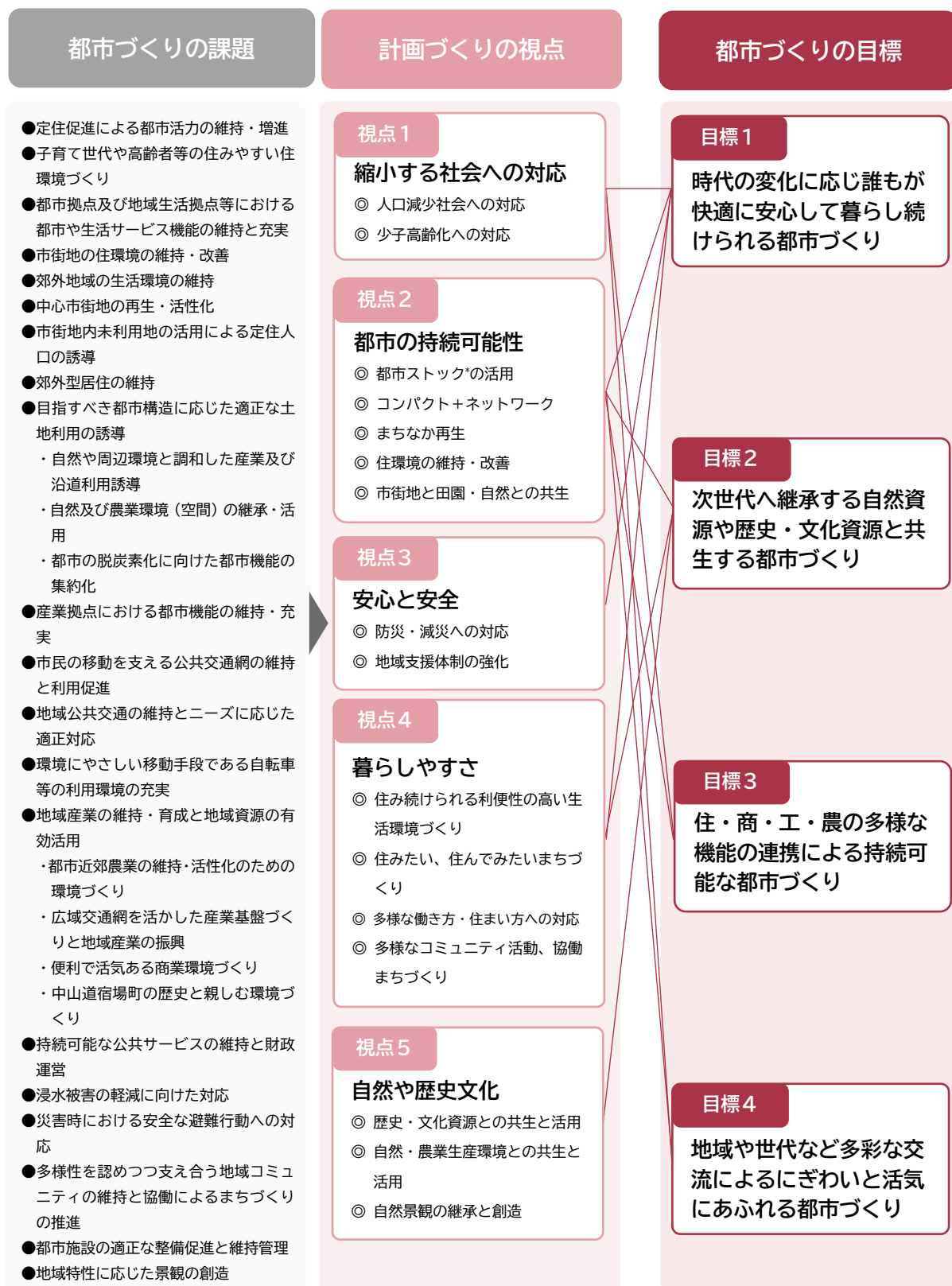




第2章 基本方針

1 計画づくりの視点と目標

第1章において抽出された課題に基づき、本計画を策定するにあたっての「計画づくりの視点」を抽出し、「都市づくりの目標」を定めました。



*都市ストック：都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称。





都市づくりの目標1

時代の変化に応じ誰もが快適に安心して 暮らし続けられる都市づくり

地域に応じた環境の中で、暮らしを支える生活インフラや事故・災害に対する備えが整い、子どもや高齢者、障害者など様々な人が多様性を認めつつ支え合いながら、時代の変化に応じた暮らしとともに、ユニバーサルデザイン*に配慮した都市空間が形成されることを目指します。

視点1 縮小する社会への対応

(人口減少社会への対応、少子高齢化への対応)

地域で快適な生活を過ごすためには、買い物、地域医療、福祉や公園などを維持確保する必要があります。そのため地域特性を踏まえつつ、効率的な施設立地などに対応していく必要があります。

また、人口減少の中にあっても、人口減少抑止に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

視点2 都市の持続可能性

(まちなか再生、住環境の維持・改善)

駅周辺の都市拠点や地域生活拠点における都市機能の維持・充実を図り、誰もが身近にサービスを楽しむ環境づくりとともに、人や環境にやさしく、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進していく必要があります。

視点3 安心と安全

(防災・減災への対応、地域支援体制の強化)

近年の局地的な豪雨や地震などに対する防災・減災対策、都市基盤の老朽化に対応した適正な維持・更新や機能強化とともに、安全に避難できる支援体制など、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

視点4 暮らしやすさ

(住み続けられる利便性の高い生活環境づくり、住みたい・住んでみたいまちづくり、多様な働き方・住まい方への対応、多様なコミュニティ活動、協働まちづくり)

人口減少による市税収入の減少が見込まれる中で、社会情勢の変化に対応した都市の生産力、職住近接の働き方、多様な市民ニーズに対応した都市活動の維持や生活サービスの提供など、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりを推進していくため、市民・事業者・市が一体となった都市づくりへの対応を図っていく必要があります。

*ユニバーサルデザイン：バリアフリーはもともとある障壁を取り除くことに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初から全ての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。





都市づくりの目標2

次世代へ継承する自然資源や歴史・文化資源と 共生する都市づくり

地域固有の自然環境や歴史・文化資源を維持・活用し、資源と共に暮らし続ける地域づくりとともに、市民の定住促進や移住誘導による環境の維持を目指します。

視点2 都市の持続可能性

(都市ストックの活用、まちなか再生)

地域における歴史・文化資源は、社会資本とともに時代を超えて利用できる空間要素であり、地域や市固有の社会的資産としてまちづくりに活用し、都市や地域の持続的な発展や活動に向けて継承していく必要があります。

視点4 暮らしやすさ

(住み続けられる利便性の高い生活環境づくり、住みたい・住んでみたいまちづくり、多様な働き方・住まい方への対応、多様なコミュニティ活動、協働まちづくり)

誰もが地域や市に愛着をもって暮らし続けられるように、優良な自然環境や歴史・文化資源など、本市固有の特性を魅力や強みとして発信し、まちづくりに活用していく必要があります。

視点5 自然や歴史文化

(自然・農業生産環境との共生と活用、歴史・文化資源との共生と活用、自然景観の継承と創造)

市の魅力である田園や樹林地、河川等の自然資源と、中山道宿場町等の歴史・文化資源を、次世代へ継承しながら市内外へ発信することにより、移住定住人口を増加させる必要があります。





都市づくりの目標3

住・商・工・農の多様な機能の連携による 持続可能な都市づくり

多様な産業等が成長し連携することにより、縮小する社会の中で、住・商・工・農それぞれの環境の維持や活動の活性化を目指します。

視点1 縮小する社会への対応

（人口減少社会への対応、少子高齢化への対応）

人口減少や高齢化により、産業の担い手不足や市場の縮小とともに、低未利用地*の増加による市街地の空洞化などが懸念され、産業の維持・活性化と従事する人々の活動的な暮らしを維持していく必要があります。

視点2 都市の持続可能性

（都市ストックの活用、市街地と田園・自然との共生）

市街地と郊外地域の適正な土地利用の区分や用途に応じた土地利用の形成による産業活動にふさわしい環境の維持とともに、都市と自然・田園との共生の中で、広域交通網の利便性を活かした活動の活性化への対応を図っていく必要があります。

*低未利用地：空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地。





都市づくりの目標4

地域や世代など多彩な交流によるにぎわいと 活気にあふれる都市づくり

地域や世代、趣味や活動など様々な人や情報の交流を通じたにぎわいや活気が生まれ、魅力ある地域が育まれることを目指します。

視点1 縮小する社会への対応

(人口減少社会への対応、少子高齢化への対応)

人口減少や高齢化により、提供サービスの低下や地域コミュニティの低減が懸念され、地域や世代を超えた交流やつながり、新たなコミュニティの誘発等を図っていく必要があります。

視点2 都市の持続可能性

(コンパクト＋ネットワーク、まちなか再生)

人口減少等によるまちなかのにぎわいの低下が懸念されることから、本市の特性を踏まえた拠点形成や交通ネットワーク形成を進め、都市機能集積による様々な交流とともに、駅周辺や地域の拠点の活性化や魅力づくりへの対応を図っていく必要があります。





2 目標人口フレーム

令和 26 年度（2044 年度）：約 67,000 人

本計画における目標人口フレーム*は、転出抑制・転入促進とともに、出生率の向上を見込んだ、第六次総合計画に掲げる人口減少の抑止に向けた長期的展望（シナリオ3）に沿うものとし、目標年次の令和 26 年度（2044 年度）において約 67,000 人に設定します。

なお、総合計画が見直される場合には、本計画の目標人口フレームも連動させるものとします。

表 2-1 第六次総合計画に掲げる人口推計のシナリオ

項 目	社会動態*	自然動態*
シナリオ 1 単純推計	【単純推計】 ・現状の人口変動を踏まえた推計	【単純推計】 ・現状の人口変動を踏まえた推計
シナリオ 2 転出抑制 ＋ 転入促進	【転出抑制＋転入促進】 ・子育て世帯（夫婦と子ども 1 人）の転出が各地区において毎年、現在の水準より 1 世帯、抑制されると仮定。	【合計特殊出生率の上昇 2.07】 ・国が見込む人口減少抑止の長期的な展望が実現し、令和 12 年（2030 年）に 1.80、令和 22 年（2040 年）に 2.07 まで上昇すると仮定。
シナリオ 3 転出抑制 ＋ 転入促進 ＋ 出生率 2.07	・子育て世帯（夫婦と子ども 1 人）が毎年、現在の水準より坂田地区、日出谷地区（新市街地）に 2 世帯、既成市街地に 1 世帯多く転入すると仮定。 〈地区の内訳〉 基本構想に基づく生活圏域 既成市街地、坂田地区、日出谷地区、加納地区、川田谷地区の 5 地区	

（令和 5 年 3 月）

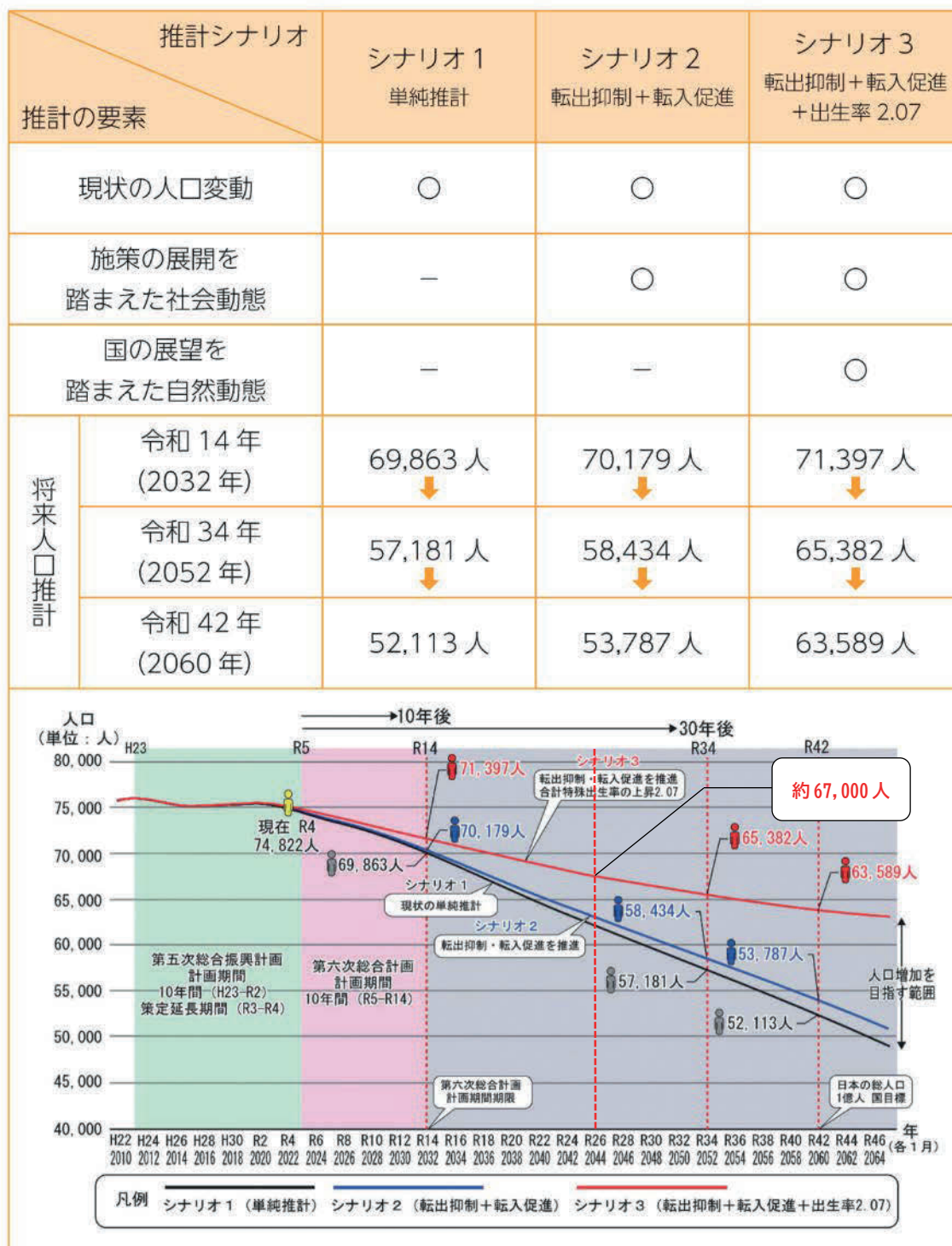
資料：第六次総合計画（一部編集）

*人口フレーム：将来における人口の状況について、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。
*社会動態：一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。
*自然動態：一定期間における出生、死亡に伴う人口の動き。





表2-2 第六次総合計画に掲げる将来人口推計



(令和5年3月)

資料：第六次総合計画（一部編集）





3 都市づくりのテーマと目指すべき都市構造

(1) 都市づくりのテーマ

都市づくりの目標を踏まえ、「都市づくりのテーマ」を次のように設定し、その実現に向けた対応を図っていくこととします。

暮らし続けたい・暮らしてみたいまち おけがわ

～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～

これまで築いてきた市街地や東西に広がる田園風景、自然環境、中山道などの歴史文化などの地域の特色を活かし、まちに住む人やそれぞれの産業に従事する誰もが快適に安心して学びを深めながら暮らすことができ、にぎわいと活気のある「暮らし続けたい・暮らしてみたいまち おけがわ」を目指します。





(2) 目指すべき都市構造

① 都市構造の構成

都市構造とは社会情勢の変化や広域的な位置づけを踏まえて、市全体の特性や骨格をランドデザインとして概念的に示すものです。

都市構造の形成にあたっては、上位計画である第六次総合計画や都市計画区域マスタープランを踏まえて「ゾーン」、「エリア」、「拠点」、「軸」を構成要素とします。

◆「ゾーン」・「エリア」の形成

市街地ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、土地区画整理事業により計画的に基盤整備された住居系市街地では、良好なまち並みを維持・保全するとともに、一部、都市基盤整備が必要な地区では、低未利用地の有効活用や生活道路の改善、公園整備など生活環境の改善、防災・減災性の向上に取り組めます。

田園ゾーン

市街地周辺の郊外に広がる田園地域では、土地改良事業などの農業基盤整備による優良農地や営農環境の保全を図り、農地と住宅地との調和を図った適切な土地利用を図ります。また、桶川加納 IC 北西の農住調和地区*については、農地と住環境が調和した、ゆとりのある良好な生活空間の形成を図ります。

工業系ゾーン

工業系市街地では、産業の集積を図り、製造・流通加工などの生産活動が活性化するように努めます。また、操業環境の維持を図り、産業施設の他用途への転換防止に努めます。

商業系ゾーン

商業系市街地では、都市基盤整備の状況や周辺の居住環境との調和を図りながら、都市全体や日常生活に必要な商業・業務サービス施設など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。

複合開発エリア

圏央道や上尾道路などによる交通利便性を活かした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道 IC の周辺地域の一部の複合開発エリアでは、周辺環境との調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ります。

*農住調和地区：第六次総合計画にて、周辺の田園環境と調和のとれたゆとりある生活空間の形成を図ることとして位置づけられた地区。





◆「拠点」の形成

都市拠点

都市拠点では、駅東西を一体的な中心市街地として都市機能の充実と魅力の向上を図ります。また、駅東口では、駅前広場等の基盤整備促進によるターミナル機能の向上を図るとともに、南小学校跡地等は、都市拠点として相乗効果を発揮できる利活用を図ります。

地域生活拠点

地域生活拠点では、日常生活に必要な施設の立地誘導などにより、機能の充実を図ります。また、誰もが安心して住み続けられるよう公共交通や歩行者・自転車利用環境の改善を図り、歩いて暮らせるまちづくりへの対応を進めます。

コミュニティ拠点

加納地区、川田谷地区におけるコミュニティ拠点では、生涯学習や市民交流などの機能の充実を図ります。また、日出谷地区のコミュニティ拠点では、生涯学習、市民交流、子育て支援機能などの導入を図ります。

観光まちづくり拠点

観光まちづくり拠点では、地域に伝承されている芸能・文化などの地域資源の保存・活用や、地域の特性を活かした新たな観光資源の発掘などに取り組むとともに、地域振興を通じた観光まちづくりの推進を図ります。

公園・みどりの拠点

公園・みどりの拠点では、自然との触れ合いや憩いの空間となる、公園施設の適正な維持管理や自然環境の保全と再生を進めます。





◆「軸」の形成

緑・水辺軸

荒川や元荒川、江川などの水辺環境は、市民の憩いや、やすらぎを感じられる連続的な空間を創出します。

また、水辺環境の保全・活用とともに治水対策の推進に努めます。

沿道軸

広域幹線道路となる上尾道路、国道17号、県道川越栗橋線の沿道の一部における沿道軸について、市街地ゾーンにおける沿道軸では、沿道型サービス施設をはじめ、商業・業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導を図ります。

田園ゾーンにおける沿道軸では周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮しながら沿道環境の形成を図ることとし、上尾道路の沿道では物流施設など交通利便性を活かした適切な土地利用を図ります。





② 目指すべき都市構造

都市づくりのテーマを実現するため、都市構造の構成を踏まえ、以下のとおり「目指すべき都市構造」を設定します。

ゾーン・エリア・拠点・軸による

「拠点連携型都市構造」の構築

「拠点連携型都市構造」とは、都市機能が集約される都市拠点や地域生活拠点等の拠点が、公共交通ネットワーク等により有機的に連携された都市構造をいいます。この都市構造の実現により、快適な暮らしの確保、持続可能な都市経営、人や環境にやさしい都市環境の形成を目指すものです。

上位計画である第六次総合計画においても、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した、持続可能なまちづくりを推進するため、「歩いて暮らせるまちづくり」を土地利用の基本方針の一つとして、「集約型都市構造」の形成が方向づけられています。

また、県の都市計画区域マスタープランにおいても、都市づくりの基本理念として「コンパクトなまちの実現」を掲げ、中心市街地への都市機能集積や、ゆとりある質の高い住環境の形成とともに、田園のゆとりを共存できる都市を守り育てることが位置づけられています。

本計画においても、交通利便性が高く都市機能が集積した拠点を形成するとともに、拠点間を相互に結ぶ主要道路や基幹的な公共交通軸を骨格とした「拠点連携型都市構造」の構築を目指します。





【拠点連携型都市構造】

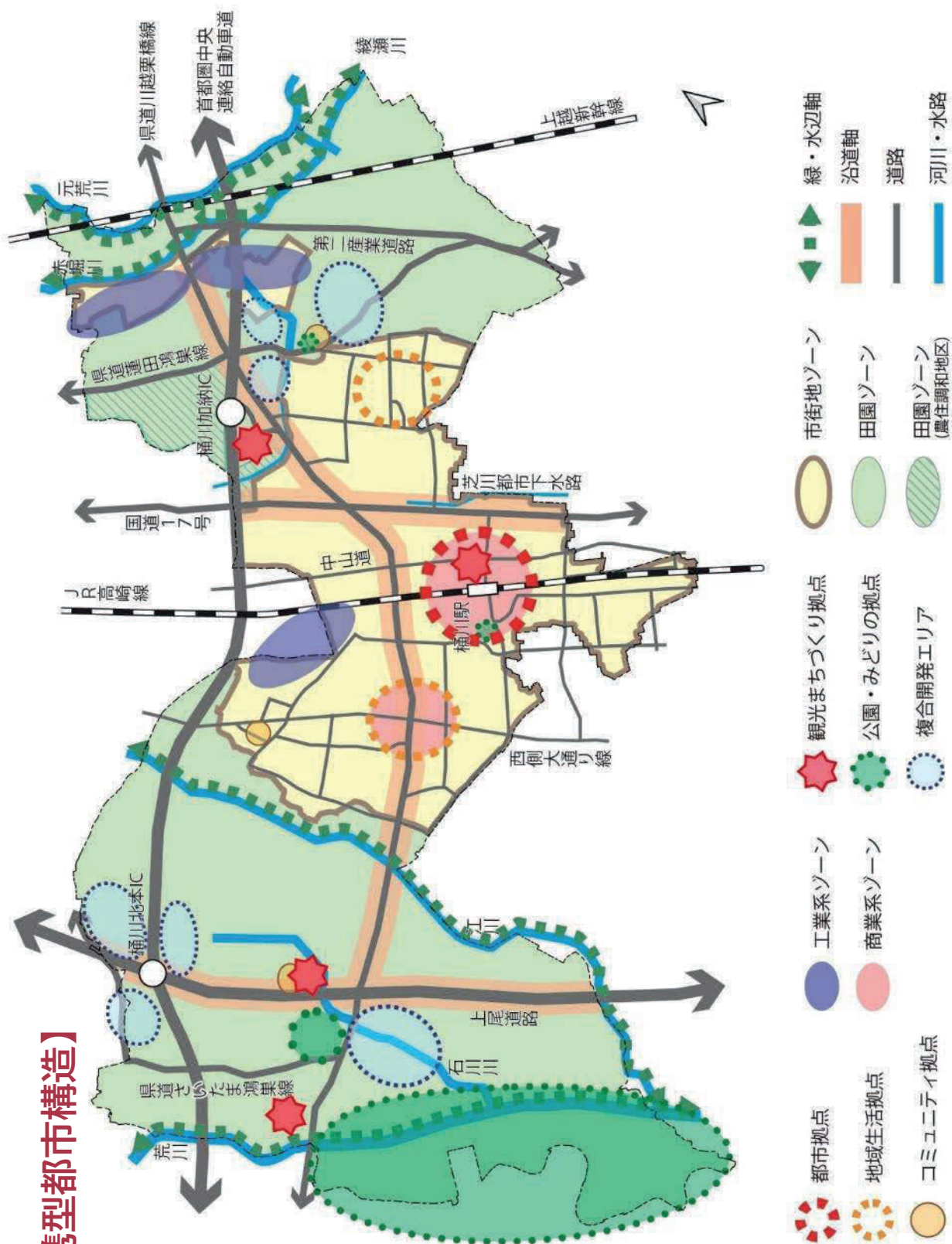


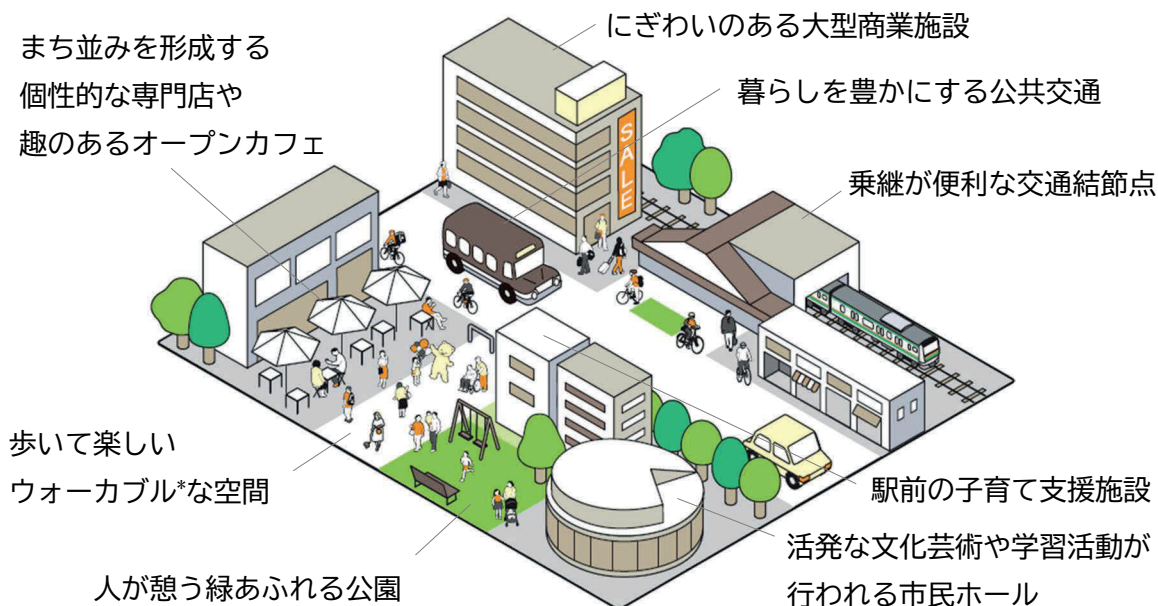
図2-1 目指すべき都市構造図



(3) 将来の暮らし方のイメージ

将来のまちでの暮らし方についてのイメージを示します。

都市拠点と暮らし方



【都市づくりや暮らし方のイメージ】

- ・商業・業務、教育・文化、行政などの多様な都市機能が集積するなかで、趣のある駅東口の整備が整い、桶川市の顔として魅力ある都市空間が形成されています。
- ・駅周辺の通勤者をはじめ、市内の各地域に住む市民や来訪者が、デジタル技術を活用した案内情報やユニバーサルデザイン化された都市空間の中に集い、活発に活動することで、にぎわいのあるまちなが形成されています。
- ・誰もが気軽に公共交通を使って訪れやすくなることで、人が集まりにぎわいのあるまちなが形成されています。
- ・駅東口通り線沿いでは、商業とくらしが共存する中で、子育て世代や高齢者、障害者など多様な世代が共に暮らしています。

【仕事による来訪者の1日】

- ・桶川駅 予定よりちょっと早く駅へ到着。
- ・駅周辺散策 駅前のオープンカフェで朝食。
駅前の子育て支援施設で子どもの遊び場を通して交流を図る親子達。
公園では散歩や体操を楽しむ高齢者や遊具で遊ぶ子ども達。
- ・工業団地で打合せ バスで工業団地へ移動。工業団地周辺の河川では遊歩道で散策やランニングを楽しむ人を見かける。
- ・バスで桶川駅へ バスに乗り、来た道と違うルートで中山道宿場町を眺めながら駅へ。
- ・駅周辺 コワーキングスペース*で会社に報告、駅前の居酒屋でお疲れさま会。

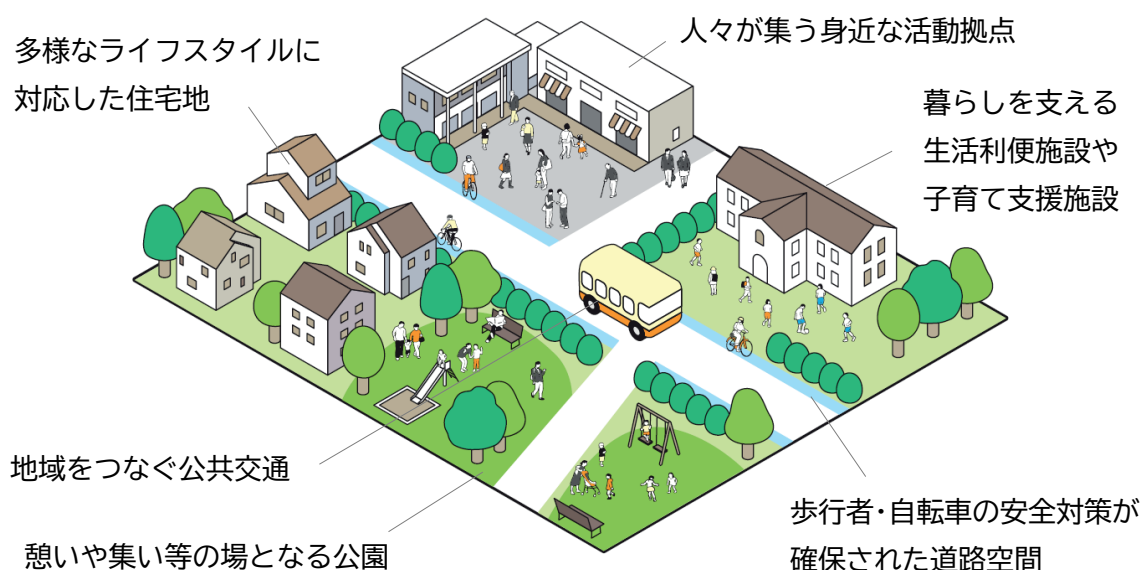
*ウォーカブル : 人中心の街路空間を再構築・利活用するまちづくりのこと。

*コワーキングスペース : さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。





地域生活拠点と暮らし方



【都市づくりや暮らし方のイメージ】

- ・商業施設や子育て施設、交流スペースなど、地域の特性に応じた生活サービス施設が集積しています。
- ・拠点周辺の住宅地では、子育て世代と親世代が近くに暮らす近居型の居住や、自宅をサテライトオフィス化*するなど、様々なライフスタイルに合った暮らしをしています。
- ・拠点施設では、市民講座や趣味の集いが行われ、施設や近くの公園では幼稚園のお迎え時間を機会に子育て世代のママ友・パパ友会が行われています。
- ・徒歩や自転車で拠点施設へのアクセスがしやすくなった道路空間により、人や環境にやさしい都市空間が形成されています。

【拠点施設利用者の1日】

- ・自宅から拠点へ 拠点施設で行われる趣味の会に参加するため、幼稚園に行く子どもと一緒に整備された自転車通行空間を利用して移動。
- ・拠点施設 幼稚園に子どもを預けて、趣味の会の前に仲間とフードコートで世間話。時間になったので集会室へ移動、趣味の会に参加。
となりの集会室では、高齢者が集う趣味の会も開催。
- ・昼時 仲間と最近できた近所の創作レストランでランチ。
- ・お迎え 子どものお迎え時間までは図書館で趣味関連の書籍を検索。時間が来たので幼稚園へお迎え。
- ・拠点から自宅へ 子どもと一緒に拠点のスーパーマーケットで夕食の買い物をして帰宅。

*サテライトオフィス化：企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所にオフィスを設置すること。





田園ゾーンでの暮らし方

地域の個性を活かした
交流施設・生活利便施設

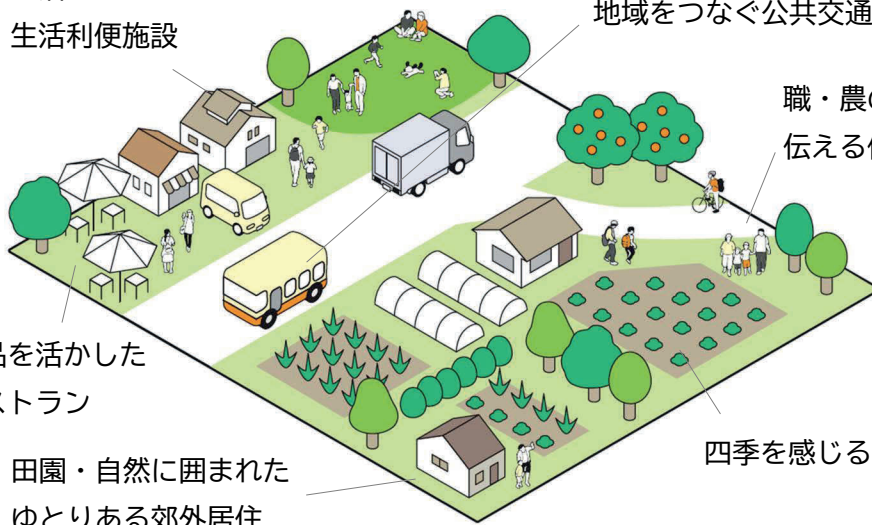
地域をつなぐ公共交通

職・農の魅力を
伝える体験・交流

地場産品を活かした
農家レストラン

田園・自然に囲まれた
ゆとりある郊外居住

四季を感じる田園・農地



【都市づくりや暮らし方のイメージ】

- ・豊かな田園や樹林地に囲まれた郊外居住地や集落地で、市民や地域の人々とつながりながら心豊かに暮らしています。
- ・市街地近傍の農産物供給地として、農地の集約化や耕作放棄地の有効活用を進めています。
- ・生活利便サービスが整ったコミュニティ拠点では、バスや徒歩・自転車でアクセスでき、地域の歴史や文化を活かした交流や集いが行われています。
- ・市民の身近にある農業への理解を図るため、農業体験や交流活動の場の提供や農家レストラン、直売所、観光果樹園の開設、遊休農地などを日帰り型・滞在型（クラインガルテン*）の市民農園とした暮らしの提供などが行われています。

【ドッグラン施設利用者の1日】

- ・自宅から施設へ 市内にできたドッグラン施設を利用するため、サイクリングと子どものレクリエーションを兼ねて自転車で移動。
- ・ドッグラン施設へ 農地では田園の緑が絨毯のように広がり、河川沿いの並木道では散歩を楽しんでいる人や貸農園では家庭菜園を楽しんでいる人を見かける。
道の途中にあるアスレチック施設のある公園で遊んだ後にドッグラン施設へ移動。愛犬と癒しのひとときを堪能。
- ・昼時 近所の農家レストランで少し遅い昼食。
- ・拠点から自宅へ 道の駅でアイスクリームを食べ、地場産の食材を調達して帰宅。

*クラインガルテン：都市の住民がレクリエーションなどのため、小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する「市民農園」に、休憩・宿泊に使用する簡単な小屋を併設したもの。語源はドイツの「小さな庭」。





序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 計画の推進
に向けて



第3章 分野別方針

- 1 土地利用
- 2 市街地・住環境整備
- 3 道路・交通
- 4 水・緑・環境
- 5 景観形成
- 6 都市防災





第3章 分野別方針

都市づくりの目標やテーマ及び目指すべき都市構造の実現に向けて、分野別方針を6つに整理します。

基本方針

都市づくりの目標

- ◆ 時代の変化に応じ誰もが快適に安心して暮らし続けられる都市づくり
- ◆ 次世代へ継承する自然資源や歴史・文化資源と共生する都市づくり
- ◆ 住・商・工・農の多様な機能の連携による持続可能な都市づくり
- ◆ 地域や世代など多彩な交流によるにぎわいと活気にあふれる都市づくり

都市づくりのテーマ

暮らし続けたい・暮らししてみたいまち おけがわ

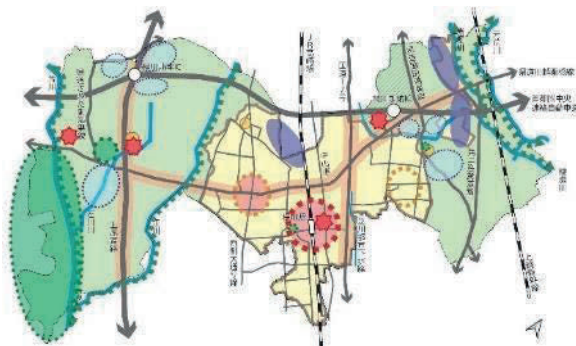
～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～

目指すべき都市構造

ゾーン・エリア・拠点・軸による

「拠点連携型都市構造」

の構築



分野別方針（6分野）

土地利用

市街地・
住環境整備

道路・交通

水・緑・環境

景観形成

都市防災



1 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

**都市の魅力とにぎわいを創出し、
誰もが安心して住み続けられる持続可能な土地利用の形成**

本市は、駅の東西に形成される市街地と市街地周辺の農地や自然環境の広がる郊外地域により構成されています。市街地については、土地区画整理事業により、駅の東西に住居系市街地が整備されていますが、少子高齢化による人口減少が見通される中で、都市の魅力とにぎわいを創出し、定住人口を維持、確保していくためには、都市拠点や地域生活拠点において、都市機能や生活利便施設の維持・充実による機能の向上を図る必要があります。また、各拠点への円滑な移動を可能とする交通ネットワークの構築を図り、拠点連携型都市構造への転換を進めていくことも必要です。

一方、郊外地域の豊かな農地や樹林地などの自然環境は、地域資源としての維持・保全だけでなく、地域振興やコミュニティ活性化のために積極的な活用が期待されます。また、郊外に形成されている既存集落については、コミュニティの維持を図るため、周辺環境と調和した快適に住み続けることのできる環境維持への取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して住み続けることができる都市を目指し、拠点地域への都市機能の集約、既存居住地の維持・改善、自然的土地利用の保全を可能とする適正な土地利用への対応を図ります。

(2) 施策の方針

① 居住や都市機能の誘導と歩いて暮らせるまちづくり

①-I 立地適正化計画を活用した拠点地域への都市機能誘導

- 立地適正化計画を活用し、都市機能誘導区域の都市機能の維持・充実を図り拠点形成を進めます。
- 拠点地域においては、誰もが歩いて多くのサービスを楽しむよう、商業・医療・行政・コミュニティなどの都市機能の集約・充実を進めます。

①-II 市街地人口の維持・確保と低未利用地の活用

- 日常生活のサービスや公共交通、地域コミュニティが持続的に確保されるよう立地適正化計画において居住を誘導すべき区域として居住誘導区域を設定することで、縮小社会においても人口密度の維持を目指します。
- 市街地人口の確保にあたっては、住環境や生活サービス機能の維持・改善による定住人口の確保に加え、低未利用地や空き家等の適正な管理と利活用による移住人口の確保を図ります。

①-III 歩いて暮らせるまちづくり

- 都市拠点や地域生活拠点などの機能充実を図るとともに、拠点と居住地を繋ぐ公共交通ネットワークの維持・改善や、歩行者、自転車空間の充実など、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

② 地域特性に応じた適正な土地利用の整備推進

②-I 地域特性に応じた公共公益施設の整備推進

- 病院や保育所、スポーツ施設などの公共公益施設*については周辺環境に配慮した適正な土地利用を検討します。
- 学校などの既存の公共施設については、施設の維持・充実やバリアフリー化など、実態に即したユニバーサルデザインによる公共空間の形成を図ります。
- 公共施設の整備や更新（建替）を行う場合は、民間活力の導入や複合化を検討します。
- 備前公苑*は周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。なお、環境センターの跡地利用については、ごみ処理広域化の進捗に合わせ検討します。

*公共公益施設：公共施設と公益的施設を合わせた名称。公共施設は道路、公園、広場などの公共の用に供する施設、公益的施設は教育施設、医療施設、官公庁施設など、地域住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設。

*備前公苑：上尾、桶川、伊奈衛生組合及び桶川市環境センターが所在する汚物又は不要物を処理するための施設。



③ 市街化区域の土地利用

③-I 区域区分に応じた土地利用の規制・誘導

- 市街化区域内は、都市的土地利用による利便性の高い市街地形成を図るとともに、地域特性に応じた環境の維持や必要に応じた改善を図ります。

③-II 用途地域に応じた土地利用の整序

(住居系市街地)

- 住居系市街地では、駅周辺に集合住宅などの都市型住宅を誘導し、その周囲には戸建て住宅などの低密度でゆとりのある低層住宅の誘導を図ります。また、地域特性に応じた建物の高さや規模に対する規制・用途地域等の見直しや生活環境に影響を与える施設の立地の抑制、必要に応じた地区計画等の制度の検討などにより、良好な住環境の維持・改善を図ります。
- 都市基盤が未整備なまま宅地化が進んだ住宅地では、道路や公園等の基盤整備を検討し、防災力の向上と住環境の改善に努めます。

(商業系市街地)

- 都市拠点の中心商業地では、駅周辺の商業・業務サービス施設、教育・文化、住宅機能を強化するとともに、多世代居住や商住共存を考慮した土地利用の検討など、都市空間の魅力や活力、利便性のさらなる向上を図ります。
- 駅周辺の市街地では、立地特性を活かした都市機能の充実を図るために、用途地域の見直しなどを検討します。
- 中山道の沿道は、空き地や空き店舗の活用等により商店街の活性化や魅力の向上を図ります。

(工業系市街地)

- 東部工業団地及び泉・上日出谷地区の工業地域及び工業専用地域では、産業と経済の振興に向けて、操業環境の維持・改善や、他用途への転換防止とともに、周辺環境との調和に努めます。
- 工場や住宅・店舗などが共存している地域では、工場などの操業環境を維持しながら、秩序ある土地利用の形成に向けて、地区計画と連動したまちづくりや用途地域の見直し、特別用途地区*などの検討を行います。

(広域幹線道路沿道)

- 国道 17 号や県道川越栗橋線の沿道では、沿道サービス施設をはじめ、道路や地域の特性に応じた施設の誘導と沿道環境の形成を図ります。

*特別用途地区：用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。



④ 市街化調整区域の土地利用

④-I 区域区分に応じた土地利用の規制・誘導

- 市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用の抑制による営農環境の保全や自然的土地利用の維持を基本に、既存集落におけるコミュニティの維持や、広域交通基盤の整備に伴う開発需要への対応など、周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導を図ります。

④-II 郊外地域における地域コミュニティの維持と地域振興

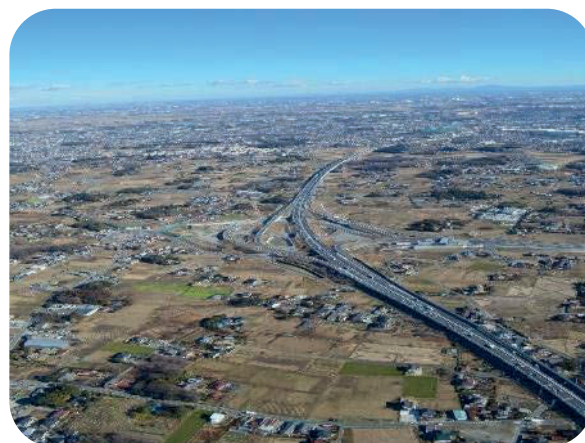
- 既存集落の維持・活性化のため、必要に応じた生活基盤やサービス施設の整備とともに、自然豊かな郊外居住への需要への対応を検討し、コミュニティの維持に向けた対応を図ります。
- 市民の身近にある農業地では、生産物供給地としての営農環境の保全を図るとともに、農業体験や交流活動の場の提供、遊休農地*を活用した暮らしの提供などを行い地域振興や交流の促進を図ります。

④-III 複合開発エリアにおける土地利用の推進

- 圏央道の IC 周辺では、無秩序な土地利用を抑制するため、乱開発防止に向けた取組を図るとともに、既存の集落区域や埋蔵文化財、公園や河川などの周辺環境と調和した産業施設や地域の特性を踏まえた土地利用の推進を図ります。
- 複合開発エリアでは、秩序ある都市的土地利用を実現するため、農林漁業との健全な調和が図られ、計画的な市街地整備が行われることが確実な場合、原則として市街化区域への編入による整備を図ります。



(圏央道桶川加納 IC)



(圏央道桶川北本 IC)

*遊休農地：現在、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地や周辺地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っていると認められる農地。



④-Ⅳ 広域幹線道路沿道における適切な土地利用

- 上尾道路の沿道では、周辺の田園環境や生活環境、景観などに配慮した適切な規制のもとで物流施設など交通利便性を活かした沿道環境の形成に努めます。
- 県道川越栗橋線の沿道では、周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮した適切な土地利用を図ります。

④-Ⅴ 田園環境や営農環境の維持・保全

- 郊外地域に集団的に存在する農地や生産性の高い農用地などについては、優良な農地として保全に努めます。
- 荒川近郊緑地保全区域*は、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された区域であり、引き続き関係機関との連携のもと保全を図ります。
- 観光果樹園や日帰り型・滞在型（クラインガルテン）の市民農園など、農地を有効活用できる手法を検討し、地域や農業の振興に努めます。

④-Ⅵ 地域資源の有効活用と適正管理

- 市街地近傍の農産物供給地として、新たな担い手によるスマート農業*の導入検討や農地の集約化、耕作放棄地の有効活用を図ります。
- 道の駅を活かし、地場産品の販売を通じた生産促進による営農環境の保全とともに、地域を訪れたくなる環境づくりにより地域振興や交流の促進を図ります。
- 樹林地などの自然環境は、市街地周辺の貴重な資源であり、自然体験、レクリエーションや憩いの場としての活用とともに、多様な主体による適正管理を進めます。

*荒川近郊緑地保全区域：首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されている北は桶川市から南は戸田市までの11市町にまたがる荒川を中心とした区域。
*スマート農業：先端技術を活用して食料生産における省力化や生産性向上、高品質化、環境負荷の低減を図る農業のこと。



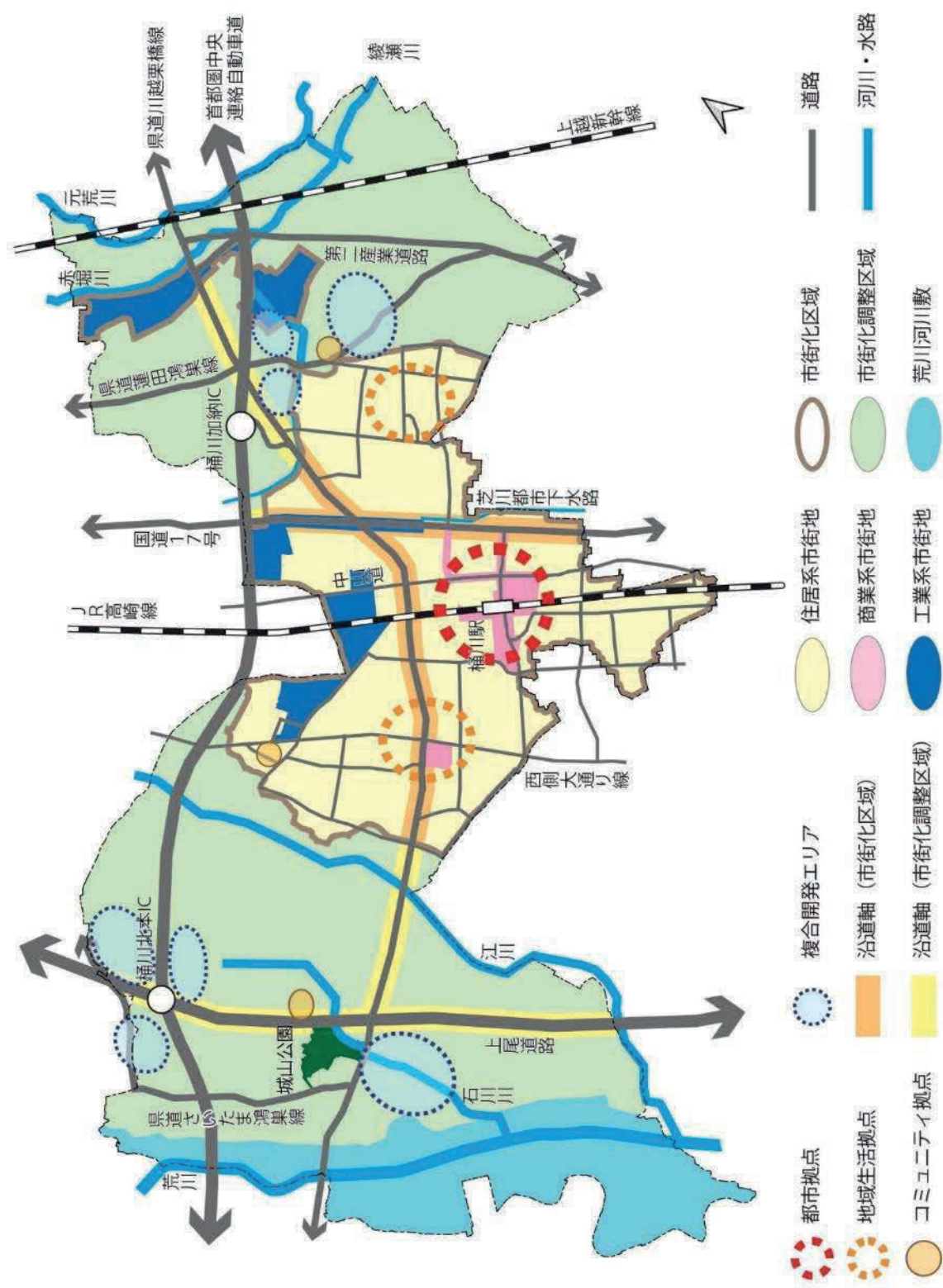


図3-1 土地利用方針図





2 市街地・住環境整備

(1) 市街地・住環境整備の基本方針

公共施設などの既存ストックを活かした都市空間の再構築と 地域特性に応じた住環境の維持・改善

本市の市街地整備は、駅の東西市街地の周辺部を中心に、昭和 40 年代後半より順次進められ、良好な住環境の整備を行ってきました。一方、駅東口周辺や土地区画整理事業区域外の都市計画道路などについては、現在も整備が進められている状況です。

今後、市街地では低未利用地の有効活用や施設の計画的更新など、既存ストック*を活かした市街地整備による都市空間の再構築を進め、地域特性に応じた住環境の整備・改善を図るとともに、地区計画や各種協定の活用などによる住環境及び市街地環境の維持への対応を図ります。また、圏央道 IC 周辺の複合開発エリアでは、地域特性や周辺環境に配慮した産業基盤づくりを進めます。

*既存ストック：これまでに整備された資産（社会資本）のこと。



(2) 施策の方針

① 市街地整備などによる都市空間の再構築

①-I 都市拠点における市街地の整備

- 都市拠点では、駅東西を一体として拠点性を確保するため、商業・業務サービス機能と居住機能が調和する活気あるまちづくりを目指し、都市機能の充実とともに、まちなかウォーカブル推進事業*などの手法を検討し、歩いて暮らせる快適な都市空間の形成を進めます。
- 駅西口は駅周辺の利用者や交通状況など、時代の変化に応じた都市基盤の再構築を検討するとともに、駅西口公園や市民ホール、中央図書館など、これまで集積してきた文化芸術や生涯学習、交流機能の維持を図ります。
- 駅東口周辺整備検討地区は、子育てや歴史文化、交流機能を充実させ、駅西口とバランスのとれた機能の配置を検討します。

①-II 地域生活拠点における市街地整備

- 低未利用地の活用を促すことで、日常生活に必要な商業・業務サービス施設などの生活利便機能の充実を図るとともに、既存施設の維持を図ることで、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。
- 自転車と歩行者が共に通行しやすい環境の維持・向上により、歩いて暮らせる快適で利便性の高い地域生活拠点の形成を図ります。

①-III 複合開発エリアにおける産業誘導

- 複合開発エリアとして位置づけのある IC 周辺地区等では、土地区画整理事業や地区計画などの導入により、地域特性や周辺環境に配慮した産業施設などの誘導に取り組みます。



(市民ホール)

*まちなかウォーカブル推進事業：車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。



② 地域特性を活かした住環境の整備・改善

②-I 市街化区域における住環境の保全・整備

- 都市基盤整備が必要な地区では、生産緑地や低未利用地の有効活用などを進め、狭い道路の拡幅整備による防災機能の強化など、住環境の整備・改善に取り組みます。
- 住宅と工場等の混在が懸念される地区では、緩衝機能に寄与する都市基盤施設の整備や地区計画などの導入による住環境の整備・改善に努めます。
- 土地区画整理事業などにより計画的な市街地整備がなされた地区では、街路樹や住宅地の緑と公園等の施設の充実による安全で良好な住環境の保全を図ります。

②-II 市街化調整区域における住環境の保全

- 自然環境や農業環境との調和による地域の特性に応じた住環境の保全を図ります。
- 桶川加納 IC 北西の農住調和地区は、周辺の田園環境と調和のとれたゆとりある住環境の保全を図ります。

②-III 住環境に配慮した沿道環境の整備

- 市街化区域における広域幹線道路の沿道では、地区計画などを導入し、道路や地域の特性に応じた施設誘導や良好な沿道環境の形成を図ります。
- 市街化調整区域における広域幹線道路の沿道では、地域や道路の特性に応じ、周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮した適切な規制のもとで、地区計画などにより必要に応じた産業施設等の誘導を図ります。

②-IV 協働によるまちづくりの推進

- 市民、団体、事業者及び市がそれぞれ適切な役割を担い、協力して進める協働のまちづくりの推進を図ります。



③ 誰もが快適に生活できる住環境の整備・改善

③-Ⅰ 多様な世代の人々が快適に住み続けられるまちづくり

- 良好な住環境が保全され、多様な世代の人々が安全に快適に住み続けられるまちを目指して、生活基盤施設の適正管理や各種施設の長寿命化への対応とともに、地区計画や協定制度などの取組を支援します。
- 建物や施設の建替えや更新時期を見据え、長期にわたり良好な状態で住み続けられるようリフォーム支援や長期優良住宅制度*の活用による住環境の整備・改善に取り組みます。

④ 安心・安全な都市環境の形成

④-Ⅰ 防犯性の高い都市環境づくり

- 空き家等については、適正に管理・活用が図られるよう、住民や所有者、地権者等の意向把握と必要に応じた支援を検討します。
- 防犯灯等の設置を推進するとともに、通学路などにおける日常的な防犯パトロールや清掃活動の実施など、地域との連携による防犯力の向上に努めます。

④-Ⅱ 交通安全に配慮した都市環境づくり

- 誰もが安全に歩いて暮らすことができるように、関係機関と連携を図り、交通安全対策を推進します。
- 道路の整備にあたっては、歩行者等の安全性に配慮するとともに、歩道やガードレールなど交通安全施設の整備に努めます。



（ガードレールの設置による市道の安全対策）

*長期優良住宅制度：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長く良好な状態で住み続けるための措置を講じた性能の高い住宅として認定される制度。

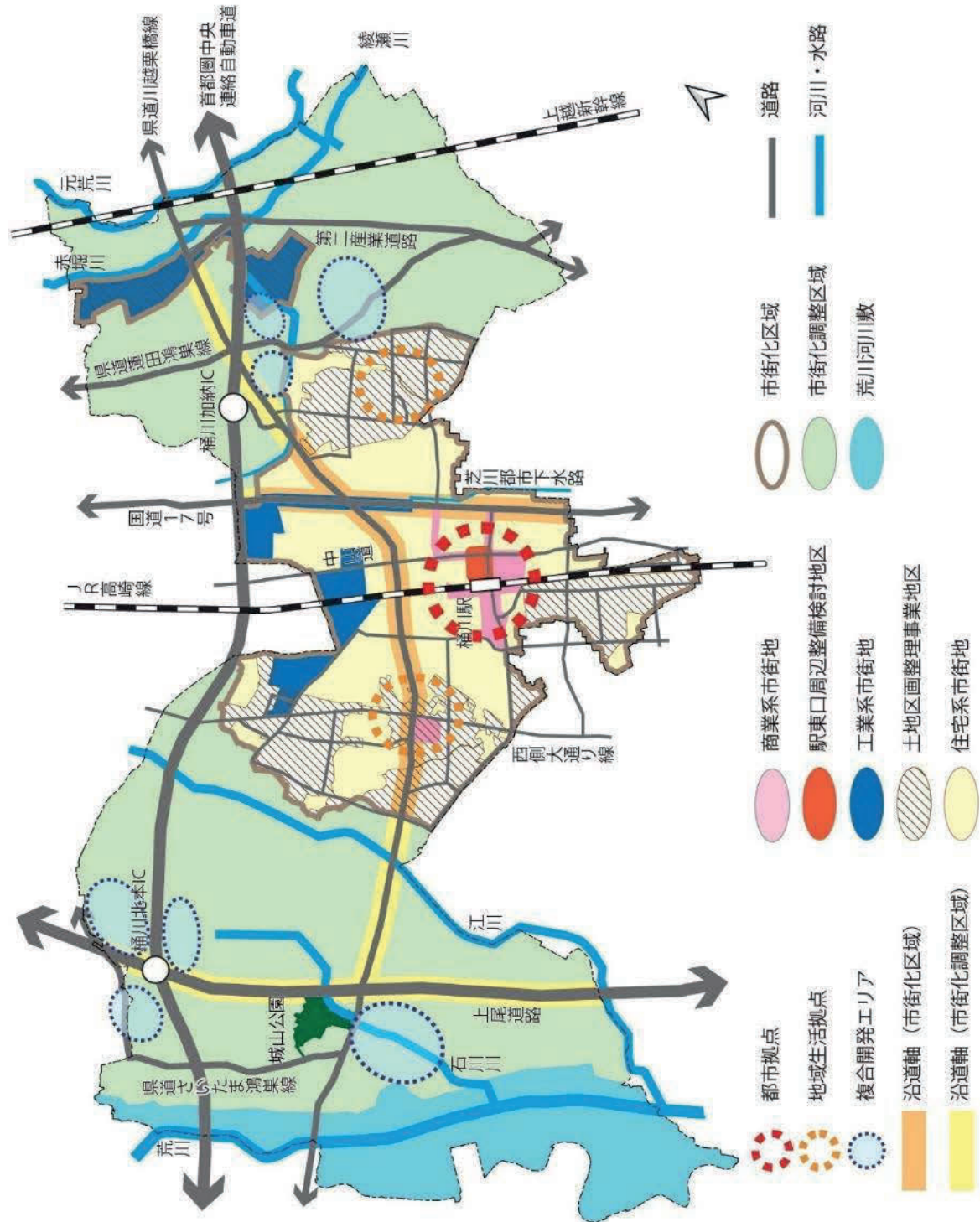


図3-2 市街地・住環境整備方針図



3 道路・交通

(1) 道路・交通の基本方針

活力のある都市活動を支え

快適に暮らし続けられる道路・交通の構築

本市の交通網は、市の中央を南北に通る JR 高崎線を中心に、広域通過交通を処理する圏央道や上尾バイパス、国道 17 号等の広域幹線道路や、中山道や西側大通り線などの地域幹線道路、また住区を形成する生活幹線道路などから構成されています。これらの都市活動を支える主要な幹線道路により、市域の道路交通網が形成されつつありますが、一部では整備が必要な道路もある状況です。

また、駅を中心に東西に路線バスや市内循環バスによる公共交通網が構築されており、市域のほとんどをカバーできている状況ですが、今後は利用状況などを踏まえ、地域の実情に合わせた適切な対応が必要になってくると考えられます。

このため、引き続き効率的・効果的な道路整備を進めるとともに、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図り、活力ある都市活動と快適に暮らし続けられる交通環境づくりへの対応を進めていきます。





(2) 施策の方針

① 都市の活力や利便性を高める道路網の構築

①-I 道路交通網の機能強化

- 本市の骨格を形成する圏央道や上尾道路、国道17号、県道川越栗橋線等の広域幹線道路については、都市間の交流が一層図られるよう、関係機関と連携し整備を促進します。
- 地域幹線道路や生活幹線道路の整備や適正な維持管理を進め、道路交通網の機能強化を図ります。
- 都市計画道路は整備状況や利用状況などを考慮し、関係機関と連携して、必要に応じた適切な見直しを図ります。

①-II 歩行者や自転車利用環境の整備推進

- 暮らしやすい都市づくりの実現のため、地域幹線道路や生活幹線道路などにおける状況に応じた歩行者空間の確保や自転車レーンも含めた自転車走行空間の整備を図ります。
- 駅周辺の都市拠点や中山道周辺の観光まちづくり拠点周辺において、地域特性を活かした沿道景観の形成を図るとともに、歩行者が快適で回遊しやすい環境整備を進めます。



② 人や環境にやさしい公共交通環境づくり

②-I 公共交通の利用環境の向上

- JR 高崎線は運行ダイヤの改善等について交通事業者へ継続的に要望を行い、通勤・通学者などの駅利用者の利便性の向上に努めます。
- 駅周辺では交通結節点機能の向上を図るとともに、駅へアクセスする道路における歩行者・自転車空間の拡充など、利用しやすい環境づくりを進めます。
- 自動運転や次世代モビリティ*といった新技術の動向に注視し、地域ニーズや社会情勢の変化に応じた公共交通の利便性向上に努めます。

②-II 拠点と居住地や拠点間をつなぐ公共交通網の維持・向上

- 都市機能を集積する拠点と居住地や拠点間を結ぶ公共交通の利用を促進するため、地域ニーズや需要に応じた暮らしを支えるバスなどの公共交通ネットワークの維持・向上に努めます。

③ 交通安全環境の推進

③-I 駐車・駐輪対策の推進

- 駐車実態を考慮しながら、既存駐車施設の有効活用を進めるとともに、違法駐車や放置自転車対策を進めます。
- 駅周辺整備に併せた道路空間の活用による駐輪スペースの確保などの駐車・駐輪対策を進めます。

③-II 交通環境の改善と安全確保

- 道路が狭く防災上の課題などを抱える地区において、幅員の改善や歩行環境の改善とともに、関係機関と連携を図ります。



(市内循環バス「ベにばなGO」)

*次世代モビリティ：自動走行車をはじめとした次世代の交通手段のこと。

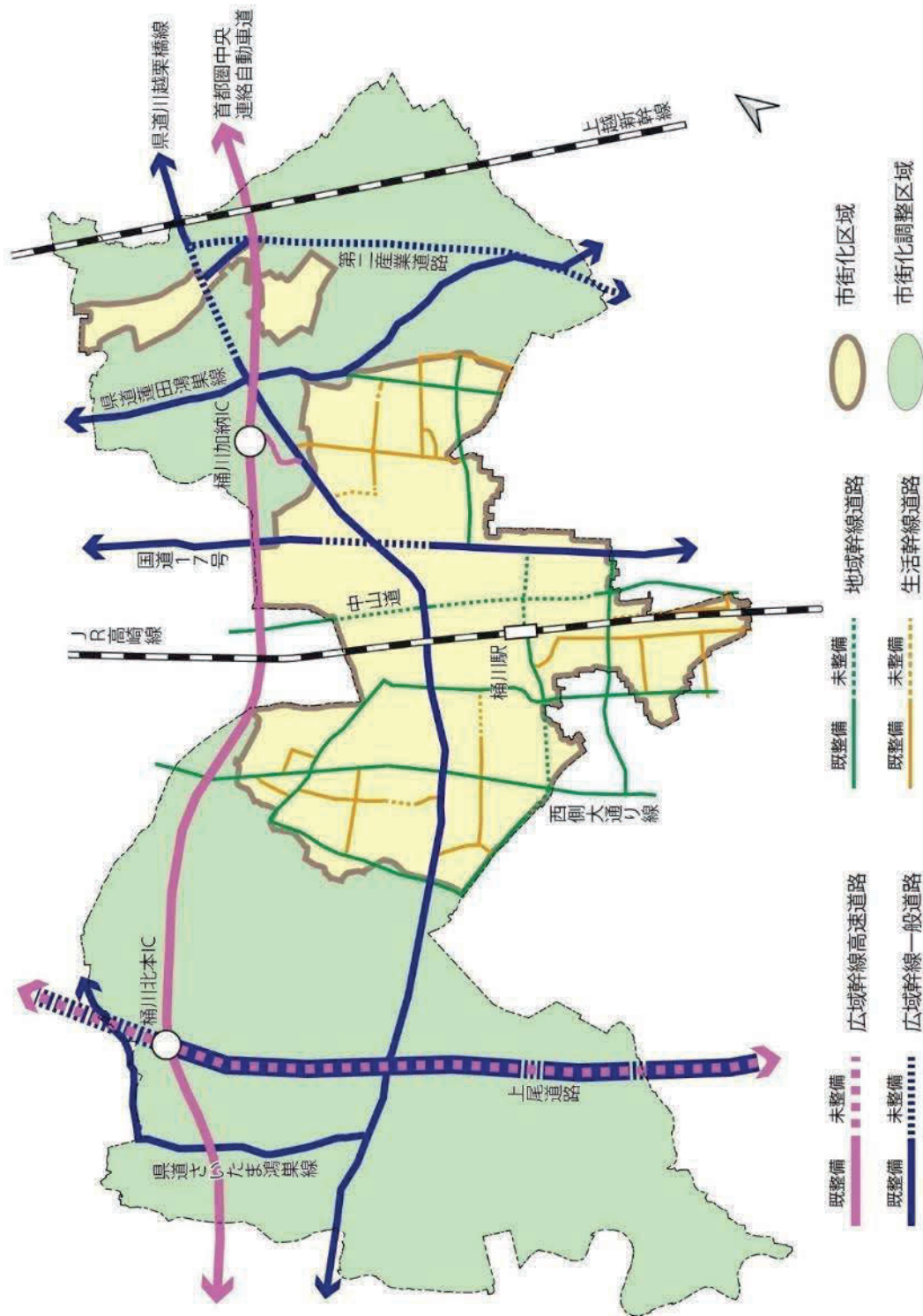


図3-3 道路・交通ネットワーク整備方針図

広域幹線道路：広域通過交通を処理する国道、県道
 地域幹線道路：地域間交通を処理する県道、市道
 生活幹線道路：地区内の住区を形成する市道

4 水・緑・環境

(1) 水・緑・環境の基本方針

自然と都市が共生する持続可能なまちづくり

本市の地形は、市街化区域が位置する中央部が台地となっており、市街化調整区域が位置する東部に元荒川、西部に江川、荒川が流れています。

また、緑地環境として、荒川近郊緑地保全区域や市民緑地*、保存樹林、土地区画整理事業区域を中心に公園が配置されています。

今後、道路や公園、下水道等の都市基盤については、引き続き、計画的な整備・管理を進めるとともに、快適な都市環境の創出に向けた水環境の保全、緑地環境の保全・育成や、自然環境への負荷の少ない都市構造への移行を推進し、自然と都市が共生する持続可能なまちづくりを進めていきます。

*市民緑地：都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度。市民緑地制度には、「認定制度」と「契約制度」の2種類がある。





(2) 施策の方針

① 水環境の保全

①-I 河川環境の保全・整備

- 河川については、降雨を安全に流下させることのできる治水機能の整備や雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策とともに、環境保全と親水機能に配慮した河川改修を関係機関との連携のもと進めます。
- 貴重な水辺空間としての河川については、自然に親しむことができ、平常時には散策できるような空間としての活用を検討します。
- 荒川については、貴重な生態系の保全・再生のために、引き続き自然再生推進法に基づく取組等（エコロジカルネットワーク*の形成等）を市民等と行政が一体となって推進します。



(樋詰橋からみる荒川)

*エコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。



② 緑地環境の保全・育成

②-I 都市公園の整備と管理

- 都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、防災やレクリエーション機能などを有しているため、引き続き指定管理者制度を活用し、適正な保全・管理を図ります。
- 都市公園の整備や改修にあたっては、必要に応じて Park-PFI 手法*など民間活力の導入を検討し、公園の質の向上や利用者の利便性向上に努めます。

②-II 地域制緑地の整備と管理

- 荒川近郊緑地保全区域は、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された区域であり、引き続き関係機関との連携のもと保全を図ります。
- 減少し続ける身近な緑の確保を図るため、市民緑地制度に基づく市民緑地の適正な保全・管理に努めます。
- 生産緑地は、都市における貴重な緑地として保全するとともに、貸し農園や農家レストランなどの有効活用に努めます。
- 樹木や樹林地等について、良好な自然環境を保全するため、必要に応じて保存樹木・保存樹林等の指定に努めます。
- 江川沿いにおける斜面林や屋敷林などは、地権者や関係機関との連携のもと保全を図るとともに、地域制緑地*の指定を検討します。
- 農業を振興すべき区域では、農地と保水機能の保全を図ります。

②-III 緑地環境の整備推進

- 駅周辺の都市のシンボルとなる地区、市街地における緑化の必要性が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等については、重点的に緑化を推進します。

*Park-PFI 手法：都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う事業者を、公募により選定する手続きのこと。
*地域制緑地：法律や条例等により土地利用を規制することによって緑の良好な環境が保全されている区域。



③ 環境に配慮した都市環境づくり

③-I 環境負荷に配慮した建築物の整備

- 公共公益施設の整備・更新にあたっては、環境負荷*の低減やクリーンエネルギーの導入などに努めます。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づき、住宅等の省エネ性能の向上を促進します。

③-II 下水道環境の維持・整備

- 公共下水道については、良好な都市環境を保持するため、汚水管渠等の整備を推進し、整備率の向上に努めます。また、下水道ストックマネジメント*計画に基づき、適正な維持管理や改築を行います。
- 市街化調整区域においては、合併浄化槽への転換を進め、河川の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全を図ります。

④ 水と緑のネットワーク

④-I 連続性のある水と緑のネットワークの形成

- 河川や水路等の水辺空間と街路樹や公園、緑地等の緑の空間を大切にするとともに、それらを結ぶ水と緑のネットワークを形成し、潤いのあるまちづくりを目指します。



(マンホールカード)

*環境負荷 : 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上、支障の原因となるおそれのあるもの。

*下水道ストックマネジメント : 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。



5 景観形成

(1) 景観形成の基本方針

地域の資源や個性を活かした

魅力あるまち並みの創出や自然景観の継承

本市は、郊外地域の田園や斜面林、河川沿いの湿地などの自然的景観をはじめ、中山道宿場町の歴史的建造物など、魅力的な景観資源を有しています。これらの多様な景観資源は、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる本市の原風景であり、市民共有の財産として、次世代へと引き継いでいくことが求められます。

また、計画的に整備された市街地では、良好な都市景観の保全とともに、玄関口となる駅周辺においては、本市を印象付けるような魅力ある景観の形成が望まれています。

本市の特性を踏まえた景観を保全・育成・創出することで愛着のもてるふるさとづくりと魅力の創出を図っていきます。





(2) 施策の方針

① 魅力ある市街地景観の形成

①-I 都市拠点及び地域生活拠点の景観づくり

- 駅周辺の都市拠点では、本市を印象づけるような魅力ある景観づくりとともに、電線類の地中化や建築デザインの誘導、広告物の規制・誘導に努めます。
- 駅東口では、親しみのある緑豊かで趣のある景観形成を進めます。
- 坂田地区及び日出谷地区の地域生活拠点では、周辺のまち並みと調和した色調への配慮や公園との連携などによる、個性ある景観の創造を図ります。

①-II 住宅市街地の価値を高める景観づくり

- 住宅市街地については、地区計画等の活用により良好なまち並みの形成を促進するとともに、周辺の樹林地等の保全・活用を図り、やすらぎのある景観を創出します。



② 特色ある自然景観及び風景の維持・継承

②-I 自然環境・資源の保全・活用

- 郊外地域の田園や河川敷、河川湿地などの自然環境は、市街地周辺の原風景でもあることから、適切な保全・管理による自然景観の維持・継承に努めます。
- 荒川や元荒川、江川などの連続した水と緑の環境については、潤いを感じられる空間として、安全面に配慮した水辺景観の保全・活用を図ります。

②-II 歴史的景観資源の保全・活用

- 中山道宿場町などの歴史的景観資源については、本市ならではの誇りや愛着のもてる市民共有の財産として、適正な保全・管理を図り、次世代への継承に努めます。
- 歴史的施設周辺の景観は、市民のみならず来訪者にとっても魅力ある貴重な資源であり、交流促進に資することから、質の高い景観の保全・創出に努めます。



(河川沿いの水田)



(小林家住宅主屋【国登録有形文化財】)

③ 多様な主体との協働による景観形成

③-I 地域における良好な景観形成への取組に対する支援の充実

- 市民による公園の清掃活動などは、地域の質と魅力を高める重要な取組であることから、引き続き支援の充実を図るとともに、市民の継続的な意識醸成、地区計画などと連動した市民、団体、事業者及び市による協働のまちづくりにより、質の高い市街地環境の形成に努めます。

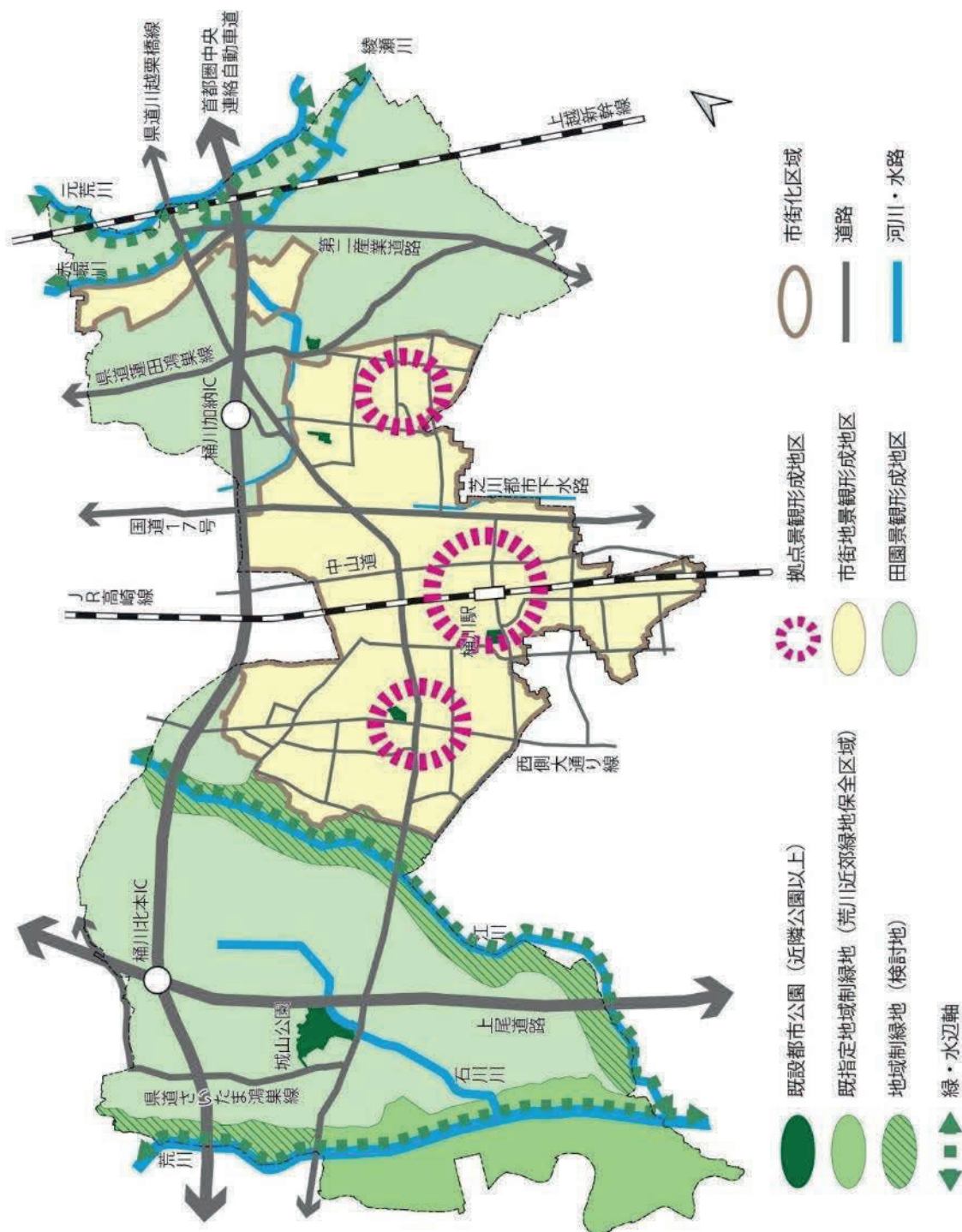


図3-4 水・緑・環境及び景観形成方針図



6 都市防災

(1) 都市防災の基本方針

防災・減災対策や地域防災力の向上による

安心・安全なまちづくり

本市においては昭和 22 年（1947 年）に発生したカスリーン台風以降、水害は江川、赤堀川などの流下能力を超える降雨による氾濫が中心となっています。

局地的な集中豪雨や地震などに対する対応として、平時からの備えを十分に行うとともに、非常時での関係者の役割を果たせる仕組みづくりに努めます。また、都市基盤については、老朽化に伴う適正な維持・更新とともに、耐震化への対応を進めます。

このようにして、震災や風水害等に対応した防災・減災対策に取り組み、被害を最小化し、誰もが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを目指します。





(2) 施策の方針

① 治水対策の推進

①-I 浸水対策の整備・強化

- 河川の流下能力の向上、堤防の強化を図るため、関係機関と連携した河川改修による治水対策を進めます。
- 都市型水害を防ぐため、水路や調節池*等の整備を進めるとともに、地域の状況や気候変動を踏まえた公共下水道による浸水対策の推進を図ります。

② 災害に備えた防災基盤及び機能の強化

②-I 防災活動拠点の機能強化

- 災害対策本部となる市庁舎や、指定避難所等となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点として機能の強化やバリアフリー対策等に努めます。
- 避難所の設置にあたっては適正な配置に努めるとともに、民間の福祉施設との災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定を推進し、要配慮者の円滑な利用の確保等に努めます。
- 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図ります。
- ライフラインの長期途絶などの事態に備え、必要な電源・燃料の多重化を進め、十分な期間発電が可能となるよう体制の整備を図ります。

②-II ライフラインの機能強化

- 大規模地震等の災害に備え、上下水道、電気、ガス、通信、道路、交通施設などライフラインの被害軽減を図るため、適正な維持・更新や各施設の耐震化を推進します。

②-III 緊急輸送道路の機能強化

- 緊急時の輸送活動を支える道路ネットワークを拡充するため、県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点を結ぶ市道や、市の防災活動拠点同士を結ぶ市道を市の緊急輸送道路として指定することを検討します。
- 緊急輸送道路の沿線地域については、地域の実情に応じた防火・準防火地域の指定検討や無電柱化、建築物の耐震化などにより道路閉塞等のリスクを低減させることで、被災時の輸送機能の確保を図ります。

*調節池：集中豪雨などで急激に水量が増加した場合に、河川が氾濫しないよう、河川の流下能力を超えるおそれのある洪水を一時的に溜めておき、後ほど徐々に放水するための施設。



③ 地域防災力の向上

③-I 危険情報の共有

- 地震や洪水に対する的確な判断や行動ができるよう、指定避難所や市内のハザード情報に関する情報の共有化を図ります。
- 避難情報や避難所開設情報等の配信に際し、災害時の的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、市災害時情報伝達システムの活用とともに、地域における情報伝達体制の整備に努めます。

③-II 地域防災力の強化

- 被害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、救出救護、避難誘導など、地域での助け合いの強化を進めます。
- 地域防災の中核となる消防団や自主防災組織の活動を支援するとともに、地域住民による地区防災計画*の策定や必要性の啓発を図り、地域の被害を最小限に抑えるための体制づくりを進めます。
- 地域の状況に応じて災害時の一時避難場所となる公園整備や、空き地等の活用により、地域防災力の強化を図ります。

③-III 防火地域・準防火地域の指定

- 建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、防火地域・準防火地域の指定を検討します。

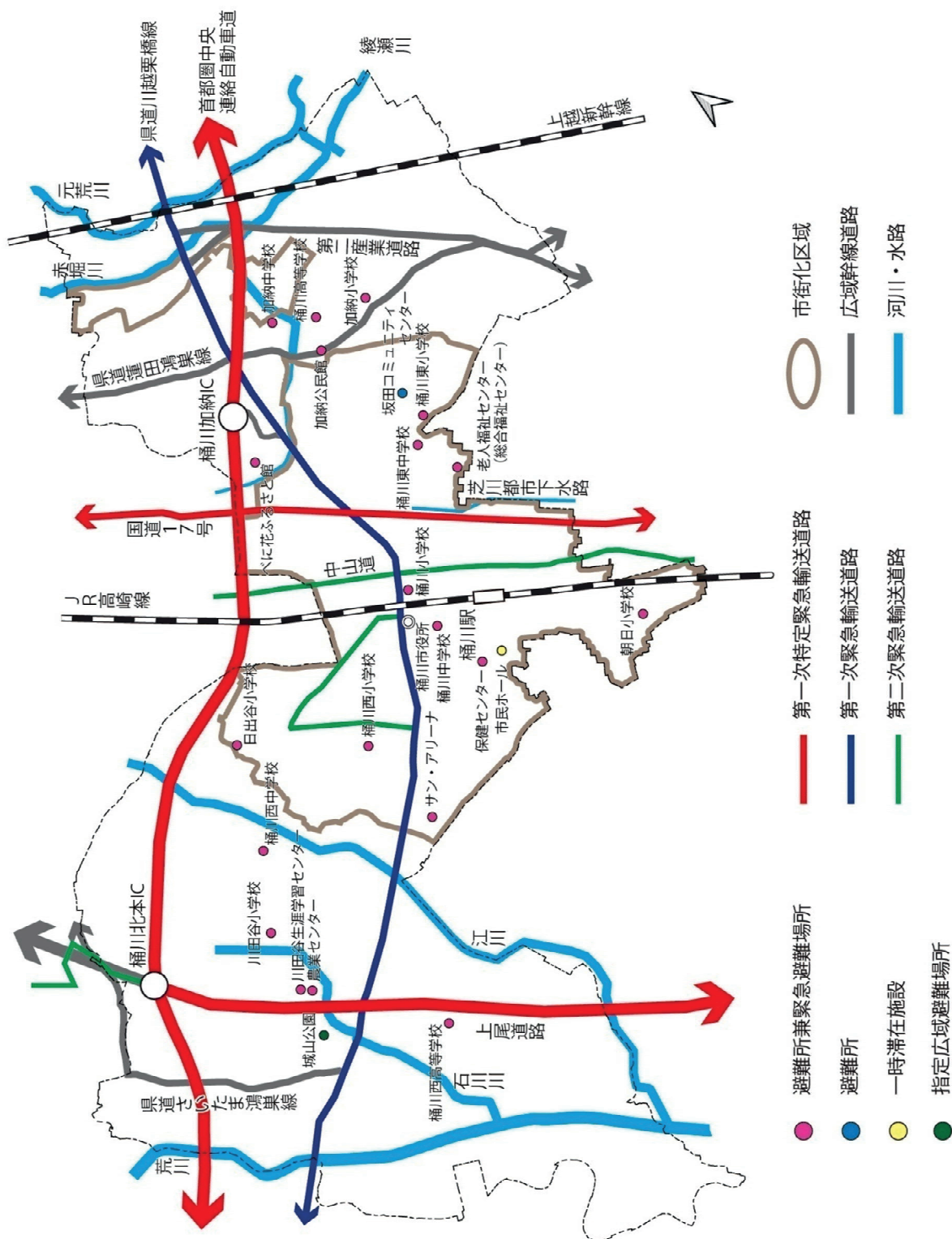
③-IV 災害に強い建物づくり

- 旧耐震基準の建築物についての診断や耐震改修などを支援します。



(防災訓練の様子)

*地区防災計画：地区居住者等が行う自発的な防災活動等について策定する計画。





序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 計画の推進
に向けて



第4章 地域別方針

- 1 地域別方針の地域区分、構成
- 2 西部田園地域
- 3 市街地西部地域
- 4 市街地東部地域
- 5 東部田園地域





第4章 地域別方針

1 地域別方針の地域区分、構成

(1) 地域区分

地域区分は、市域の中心を南北に通る鉄道を軸とした地理的状況、都市計画の指定状況を考慮し、本市を4つの地域に区分し、それぞれの地域別に方針を示します。

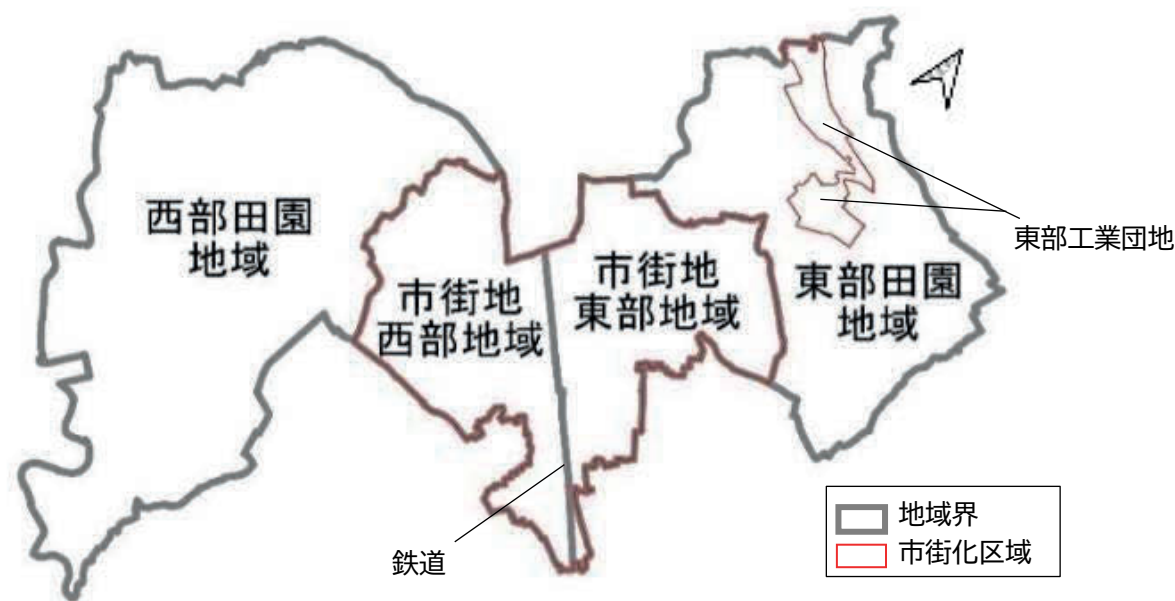


図4-1 地域区分図

表4-1 地域区分

地域	対応する丁字
西部田園地域 市域西側の市街化調整区域	大字川田谷、大字上日出谷の一部、大字下日出谷の一部
市街地西部地域 市域西側の市街化区域	泉一・二丁目、若宮一・二丁目、鴨川一・二丁目、朝日一～三丁目、上日出谷南一～三丁目、大字上日出谷の一部、下日出谷西一～三丁目、下日出谷東一～三丁目、大字下日出谷の一部
市街地東部地域 市域東側の市街化区域（東部工業団地周辺の市街化区域を除く）	東一・二丁目、西一・二丁目、南一・二丁目、北一・二丁目、寿一・二丁目、神明一・二丁目、末広一～三丁目、坂田東一～三丁目、坂田西一～三丁目、大字坂田の一部、大字加納の一部
東部田園地域 市域東側の市街化調整区域及び東部工業団地周辺の市街化区域	大字坂田の一部、大字加納の一部、大字篠津、大字五町台、大字舎人新田、大字小針領家、大字倉田、赤堀一・二丁目



(2) 地域別方針の構成

地域別方針は、全体構想で示した目指すべき都市構造や分野別方針を踏まえ、地域の特性を勘案し、以下の構成で示します。

(1) 地域の概況と課題

地域の位置・地勢、人口、土地利用、道路・交通及び主要施設や地域資源の状況について整理し、全体構想での分野別方針の項目に沿って、地域における概況と課題を整理します。

(2) 地域づくりのテーマ

地域の概況と課題を踏まえ、地域のまちづくりのテーマを示します。

(3) 地域の将来構造

目指すべき都市構造を踏まえ、地域ごとの将来構造を示します。

(4) 地域づくりの方針

上記を踏まえ、地域づくりを進めるための取組方針、方針図を示します。



2 西部田園地域

(1) 地域の概況と課題（地域カルテ）

地域カルテ 西部田園地域 (1/2)																																														
概況	地域全面積	1,126.5ha (44.4%)																																												
	区域区分面積	市街化区域 0.0ha (0.0%) / 市街化調整区域 1,126.5ha (100.0%)																																												
土地利用	 田 畑 山林 水面 その他の自然地 住宅用地 商業用地 工業用地 農林漁業施設用地 公益施設用地 (幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く) 公益施設用地(幼稚園、保育所) 公益施設用地(病院、診療所) 公益施設用地(老人ホーム) 公益施設用地(処理場、浄水場) 公益施設用地(火葬場) 道路用地 交通施設用地 公共空地(公園・緑地、広場、運動場) 公共空地(墓園) その他の公的施設用地 その他の空地① その他の空地② その他の空地③ その他の空地④ 公益施設用地 2.2% 工業用地 1.9% 商業用地 1.7% 住宅用地 13.2% その他自然等地等 15.8% 山林 7.3% 農地 41.0% その他道路用地、公共空地等 16.8% ※都市計画基礎調査(令和3年3月時点) ※都市計画基礎調査(令和3年3月時点)より案分して算出 ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない場合がある																																													
人口	〔人口推移〕 <table><tr><td></td><td colspan="2">実績値</td><td>推計値</td><td>R2⇒R27</td></tr><tr><td></td><td>H27</td><td>R2</td><td>R27</td><td>人口増減数</td></tr><tr><td>人口</td><td>8,104人</td><td>7,666人</td><td>4,877人</td><td>-2,789人</td></tr><tr><td>世帯</td><td>2,790世帯</td><td>2,795世帯</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※人口の推計値は第六次総合計画の推計シナリオ3の増減率と国立社会保険・人口問題研究所推計値を用いて算出 〔年齢3区分別割合 (R2)〕 <table><tr><td>凡例</td><td>15歳未満</td><td>15-64歳</td><td>65歳以上</td></tr><tr><td>市全体</td><td>11.5%</td><td>58.3%</td><td>29.6%</td></tr><tr><td>西部田園地域</td><td>9.9%</td><td>53.9%</td><td>36.2%</td></tr><tr><td>市街地西部地域</td><td>11.9%</td><td>59.5%</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>市街地東部地域</td><td>12.1%</td><td>60.1%</td><td>27.8%</td></tr><tr><td>東部田園地域</td><td>9.5%</td><td>53.2%</td><td>37.3%</td></tr></table> ※市全体は年齢不詳を含めた人口に対する割合(合計は100%にならない) ※地域別は国勢調査の100mメッシュの人口データより案分して算出 西部田園地域 10.3% (7,666人) 東部田園地域 8.3% (6,208人) 市街地西部地域 42.0% (31,385人) 市街地東部地域 39.5% (29,489人) ※都市計画基礎調査(令和2年10月時点) ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない場合がある			実績値		推計値	R2⇒R27		H27	R2	R27	人口増減数	人口	8,104人	7,666人	4,877人	-2,789人	世帯	2,790世帯	2,795世帯	-	-	凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上	市全体	11.5%	58.3%	29.6%	西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%	市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%	市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%	東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%
	実績値		推計値	R2⇒R27																																										
	H27	R2	R27	人口増減数																																										
人口	8,104人	7,666人	4,877人	-2,789人																																										
世帯	2,790世帯	2,795世帯	-	-																																										
凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上																																											
市全体	11.5%	58.3%	29.6%																																											
西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%																																											
市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%																																											
市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%																																											
東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%																																											
都市機能施設	公共施設	農業センター、川田谷生涯学習センター(歴史民俗資料館、川田谷公民館、川田谷図書館)、桶川飛行学校平和祈念館、道の駅べに花の郷おけがわ 等																																												
	病院・保健・福祉	地域包括支援センター 等																																												
道路交通	鉄道	-																																												
	バス	東武バスウエスト(株)、川越観光自動車(株)、市内循環バス																																												
	主要道路	圏央道(桶川北本IC)、上尾道路、県道川越栗橋線、県道さいたま鴻巣線 等																																												



地域カルテ 西部田園地域 (2/2)

水・緑・環境
景観形成

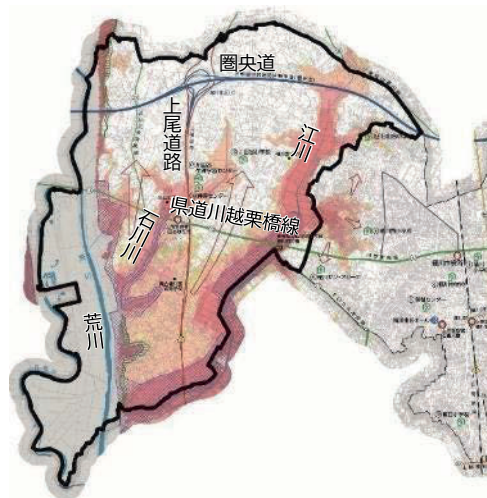
・荒川河川敷や江川などの身近な自然環境とともに、郊外地域としてまとまりのある農地が広がっており、地域独自の自然環境や田園風景などの農村景観が形成されています。

都市防災

・江川、石川川等の周辺において、集中豪雨による浸水想定区域が広がっています。

・圏央道、上尾道路、県道川越栗橋線が緊急輸送道路に指定されています。

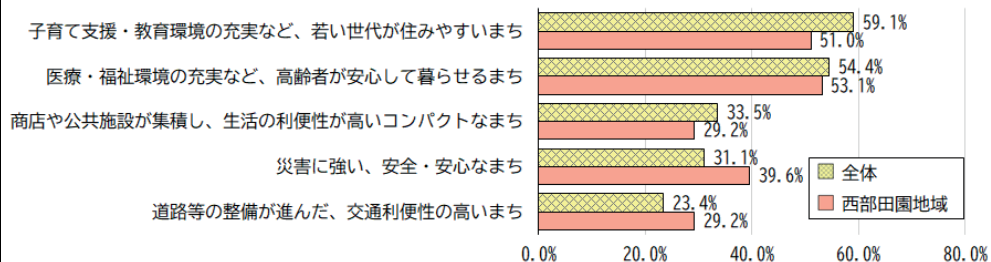
凡 例	
浸水した場合に想定される水深 (ランク別)	
10.0～20.0m未満	
5.0～10.0m未満	
3.0～5.0m未満	
0.5～3.0m未満	
0.0～0.5m未満	



※ハザードマップを一部編集

市民意識
調査

【目指すべきまちの将来像】に関するアンケート



課題

- ◇ 桶川北本 IC や上尾道路沿道における周辺環境に配慮した適正な土地利用誘導と沿道環境の形成
- ◇ 地域生活環境の改善やコミュニティ維持への対応
- ◇ 広域幹線道路網の整備促進
- ◇ 地域ニーズに合わせた公共交通の維持・改善
- ◇ 農業環境の維持・活性化への対応
- ◇ 斜面林・平地林・河川湿地空間等の自然環境の保全
- ◇ 荒川近郊緑地保全区域や江川の自然環境、景観の保全
- ◇ 河川周辺の保水・遊水機能の維持
- ◇ 地域防災力の向上





(2) 地域づくりのテーマ

【西部田園地域】

自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり

荒川や江川などの自然や田園風景を保全するとともに、地域に残る文化財や拠点施設となる歴史民俗資料館を通して歴史を継承することで、自然や歴史などの地域資源が暮らしと調和し、潤いのあるまちづくりに取り組みます。

(3) 地域の将来構造

① 土地利用の構成

- 「田園ゾーン」 : 地域の概ね全域
- 「複合開発エリア」 : 圏央道桶川北本 IC 周辺及び上尾道路沿道の一部

② 拠点の形成

- 「コミュニティ拠点」 : 農業センター及び川田谷生涯学習センター
- 「公園・みどりの拠点」 : 城山公園、荒川太郎右衛門自然再生事業地区
- 「観光まちづくり拠点」 : 道の駅べに花の郷おけがわ、桶川飛行学校平和祈念館

③ 軸の形成

- 「沿道軸」 : 上尾道路及び県道川越栗橋線の沿道
- 「緑・水辺軸」 : 荒川、江川の水辺環境



(川田谷生涯学習センター)



(桶川飛行学校平和祈念館)





(4) 地域づくりの方針

土地利用

① 豊かな緑と田園環境の保全

- 農業環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和のとれた適切な土地利用の誘導を図ります。
- 観光果樹園や日帰り型・滞在型（クラインガルテン）の市民農園など、農地を有効活用できる手法を検討し、地域や農業の振興に努めます。

② IC 周辺等における適切な土地利用の誘導（複合開発エリア）

- 桶川北本 IC 周辺は、広域交通の利便性を活かした複合開発エリアとして隣接市に配慮し、埋蔵文化財や河川などの周辺環境と調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ります。
- 城山公園周辺の複合開発エリアでは、既存の集落区域や公園、河川などの周辺環境と調和した産業施設の立地誘導を図ります。

③ 道路や地域の特性に応じた施設の誘導（沿道軸）

- 広域幹線道路の沿道では、沿道の環境や景観を阻害する開発が進まないよう、地域の特性に応じて、農業等の周辺環境と調和する土地利用と沿道環境の形成に努めます。
- 上尾道路の沿道では、周辺の田園環境や生活環境、景観などに配慮した適切な規制のもとで物流施設など交通利便性を活かした沿道環境の形成に努めます。

④ 生涯学習や市民交流による地域の活性化（コミュニティ拠点）

- 農業センター及び川田谷生涯学習センターは、地域振興などに寄与するコミュニティ拠点として生涯学習や市民交流などの機能の充実と地域活動の活性化を図ります。





市街地・住環境整備

① 複合開発エリアにおける産業誘導

- 桶川北本 IC 周辺などの複合開発エリアにおける土地利用の誘導については、土地区画整理事業や地区計画など、市民、団体、事業者及び市が連動した協働のまちづくりにより進めます。

② 歴史・文化・交流等による地域の活性化（観光まちづくり拠点）

- 道の駅べに花の郷おけがわは、特産品や伝統芸能などの地域資源を活用した地域の魅力発信、産業振興により、観光まちづくり拠点としてにぎわいの創出や交流活動の推進を図ります。
- 桶川飛行学校平和祈念館は、平和を発信し、平和を尊重する社会の実現及び地域の振興に寄与するための施設として、企画展示をはじめとするイベントの充実などにより交流活動の推進に努めます。

③ 生活環境の整備と維持・保全

- 地域における暮らしを維持していくため、無秩序で狭小な住宅開発の抑制を図ります。
- 狭い道路を改良し、良好な生活環境の整備と維持・改善に向けた取組を推進します。



（道の駅のロゴマーク）



（道の駅べに花の郷おけがわ）





道路・交通

① 地域の活動を支える道路網の強化

- 上尾道路や県道川越栗橋線などの広域幹線道路は、地域の利便性の高い主要道路として関係機関と連携して整備を促進します。

② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善

- 拠点へのアクセスや拠点間をつなぐ公共交通網の維持・改善を図るとともに、地域ニーズや需要に応じた暮らしを支える公共交通の利用環境の向上に努めます。

③ 交通環境の整備・改善

- 暮らしやすい都市づくりの実現のため、歩行者・自転車の利用に配慮した生活道路の改善に努めます。





水・緑・環境

① 水環境の保全と水辺空間の活用（緑・水辺軸）

- 荒川、江川などの河川は、地域の親しめる水辺空間としての活用を検討します。
- 生活排水の処理については、合併浄化槽への転換を進め、河川の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全を図ります。
- 荒川については、貴重な生態系の保全・再生のために、引き続き自然再生推進法に基づく取組等（エコロジカルネットワークの形成等）を市民等と行政が一体となって推進します。

② 都市公園の適正な管理と保全（公園・みどりの拠点）

- 城山公園（総合公園）は、市民の憩いの場であるとともに、防災やレクリエーションなど、多様な機能を有していることから、誰もが安心して利用できるよう、機能のリニューアルとともに、施設の適正な管理に努めます。

③ 地域の緑地資源の整備と管理

- 地域の良好な自然環境を保全するため、関係機関と連携して荒川河川敷の荒川近郊緑地保全区域の保全を図るとともに、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の事業を推進します。
- 荒川近郊緑地保全区域北側の荒川沿いや江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制緑地の指定を検討します。
- 川田谷こどもの森などの市民緑地制度に基づく市民緑地は、地域の身近な緑として適正な管理に努めます。



（城山公園）





景観形成

① 地域の特徴のある景観及び風景の維持・継承

- 荒川河川敷や田園風景など、特徴のある景観の維持・継承を図ります。
- 江川の湿地帯は、地域の原風景としての景観の維持に向けた地域住民や関係機関との協働による取組を推進します。
- 上尾道路沿道における景観形成への配慮や風致の維持をすべき地域では、屋外広告物の適切な規制・誘導に努めます。

② 河川景観の維持と環境づくり（緑・水辺軸）

- 荒川や江川沿いの斜面林などの緑地は、地域独自の自然景観資源として保全・継承を図ります。
- 江川沿いの田園などは、郊外の身近な自然景観として保全・継承に努めます。





都市防災

① 浸水対策の整備・強化

- 荒川では、流域治水*プロジェクトの推進や荒川堤防築堤事業、第四調節池整備事業など、関係機関と連携した浸水対策を進めます。
- 江川の周辺では、豪雨時の浸水が想定されており、関係機関と連携して、江川調節池整備事業による下流域への浸水被害の軽減を図るとともに、周辺の保水・遊水機能の維持を図ります。

② 地域防災機能の維持・強化

- 災害被害の防止や軽減を図るため、自主防災組織の維持や組織化への支援に取り組むとともに、地域住民による地区防災計画の策定や自主的な防災・救出・避難誘導など、安全な避難誘導に向けた体制づくりを進めます。

③ 安心して暮らせる地域づくり

- 指定避難所となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点機能の強化等を推進するとともに、ライフラインの適正な維持管理や更新、耐震補強などを推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

*流域治水：水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。



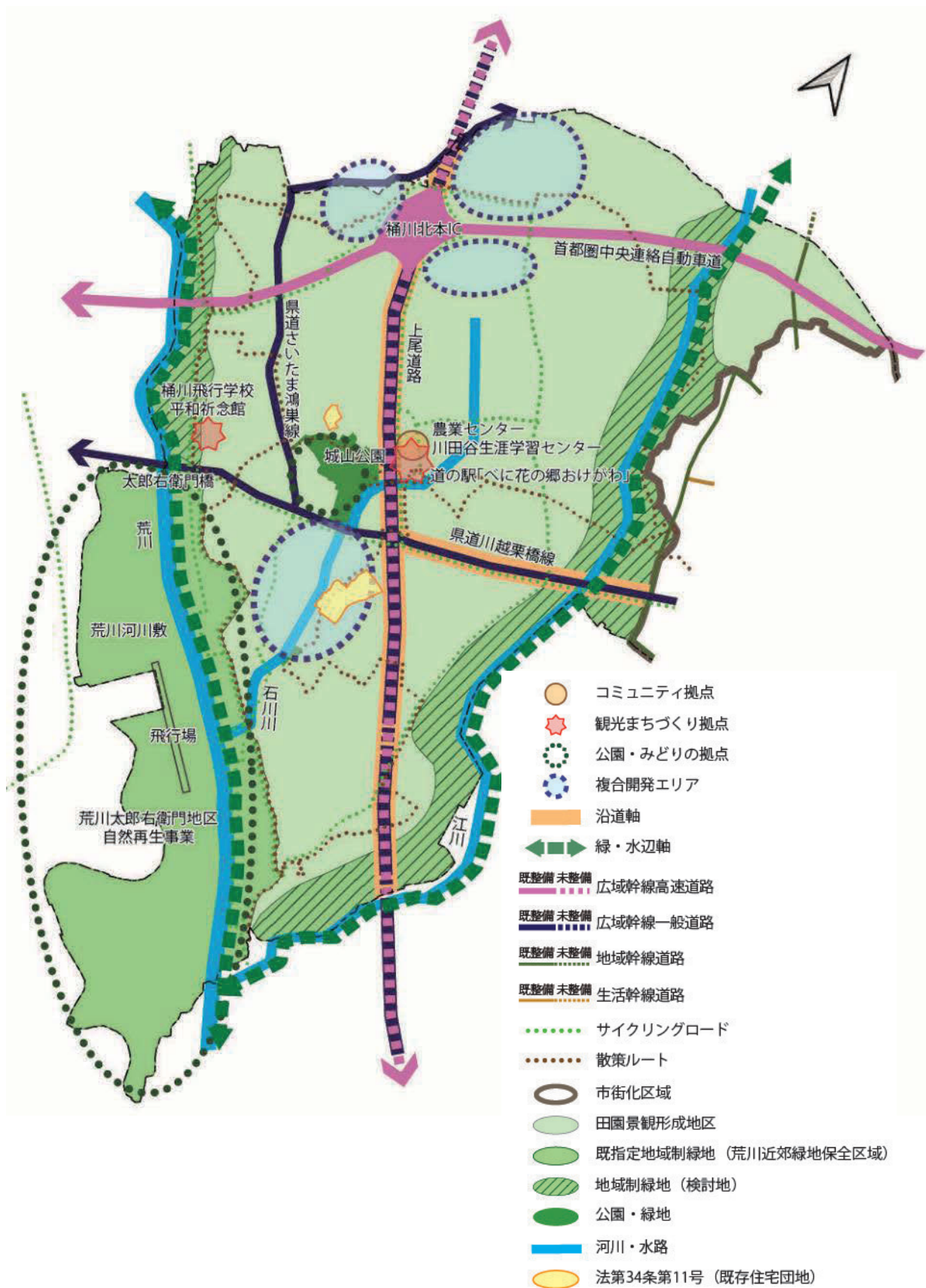


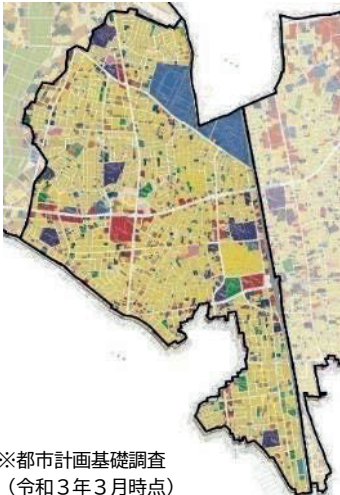
図4-2 西部田園地域整備方針図





3 市街地西部地域

(1) 地域の概況と課題（地域カルテ）

地域カルテ 市街地西部地域（1/2）																																														
概況	地域全面積	386.8ha（15.3%）																																												
	区域区分面積	市街化区域 386.8ha（100.0%）／市街化調整区域 0.0ha（0.0%）																																												
土地利用	 - 田 - 畑 - 山林 - 水面 - その他の自然地 - 住宅用地 - 商業用地 - 工業用地 - 農林漁業施設用地 - 公益施設用地（幼稚園、保育園、病院、診療所、老人ホームを除く） - 公益施設用地（幼稚園、保育園） - 公益施設用地（病院、診療所） - 公益施設用地（老人ホーム） - 公益施設用地（幼稚園、保育園、浄水場） - 公益施設用地（火葬場） - 道路用地 - 交通施設用地 - 公共空地（公園・緑地、広場、運動場） - 公共空地（墓園） - その他の公共施設用地 - その他の空地① - その他の空地② - その他の空地③ - その他の空地④ 農地 3.8% 山林 0.3% その他 自然地等 0.8% 住宅用地 50.7% 商業用地 4.1% 工業用地 5.9% 公益施設 用地 5.8% その他道路用地、 公共空地等 28.5% ※都市計画基礎調査（令和3年3月時点）より案分して算出 ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない 場合がある																																													
人口	〔人口推移〕 <table><tr><th></th><th colspan="2">実績値</th><th>推計値</th><th>R2⇒R27 人口増減数</th></tr><tr><th></th><th>H27</th><th>R2</th><th>R27</th><th></th></tr><tr><td>人口</td><td>31,075人</td><td>31,385人</td><td>27,731人</td><td>-3,654人</td></tr><tr><td>世帯</td><td>12,362世帯</td><td>13,234世帯</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※人口の推計値は第六次総合計画の推計シナリオ3の増減率と国立社 会保障・人口問題研究所推計値を用いて算出 〔年齢3区分別割合（R2）〕 <table><tr><th>凡例</th><th>15歳未満</th><th>15-64歳</th><th>65歳以上</th></tr><tr><td>市全体</td><td>11.5%</td><td>58.3%</td><td>29.6%</td></tr><tr><td>西部田園地域</td><td>9.9%</td><td>53.9%</td><td>36.2%</td></tr><tr><td>市街地西部地域</td><td>11.9%</td><td>59.5%</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>市街地東部地域</td><td>12.1%</td><td>60.1%</td><td>27.8%</td></tr><tr><td>東部田園地域</td><td>9.5%</td><td>53.2%</td><td>37.3%</td></tr></table> ※市全体は年齢不詳を含めた人口に対する割合（合計は100%にならない） ※地域別は国勢調査の100mメッシュの人口データより案 西部田園地域 10.3% (7,666人) 市街地 西部地域 42.0% (31,385人) 東部田園地域 8.3% (6,208人) 市街地 東部地域 39.5% (29,489人) ※都市計画基礎調査（令和2年10月時点） ※四捨五入による端数処理のため、合計は 100%にならない場合がある			実績値		推計値	R2⇒R27 人口増減数		H27	R2	R27		人口	31,075人	31,385人	27,731人	-3,654人	世帯	12,362世帯	13,234世帯	-	-	凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上	市全体	11.5%	58.3%	29.6%	西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%	市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%	市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%	東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%
	実績値		推計値	R2⇒R27 人口増減数																																										
	H27	R2	R27																																											
人口	31,075人	31,385人	27,731人	-3,654人																																										
世帯	12,362世帯	13,234世帯	-	-																																										
凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上																																											
市全体	11.5%	58.3%	29.6%																																											
西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%																																											
市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%																																											
市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%																																											
東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%																																											
都市 機能 施設	公共施設	市役所、教育センター、中央図書館、サン・アリーナ、 市民ホール、さいたま文学館 等																																												
	病院・保健・福祉	保健センター、日出谷子育て支援センター、ファミリーサポートセ ンター、児童発達支援センターいずみの学園、子ども発達相談支援 センター、地域包括支援センター 等																																												
道路 交通	鉄道	JR 高崎線桶川駅																																												
	バス	東武バスウエスト(株)、川越観光自動車(株)、市内循環バス																																												
	主要道路	圏央道、県道川越栗橋線、西側大通り線 等																																												



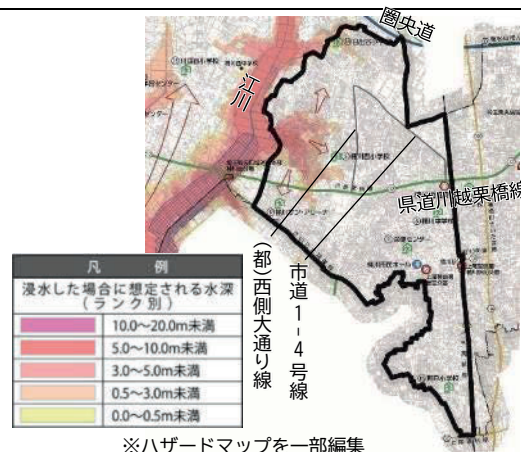
地域カルテ 市街地西部地域 (2/2)

水・緑・環境 景観形成

- ・ 駅西口公園（近隣公園）や土地区画整理事業により整備された公園では、水や緑の空間が形成されています。
- ・ 生産緑地が点在しており、市街地内の貴重な緑空間が形成されています。
- ・ 公共下水道（污水）の整備が概成しています。

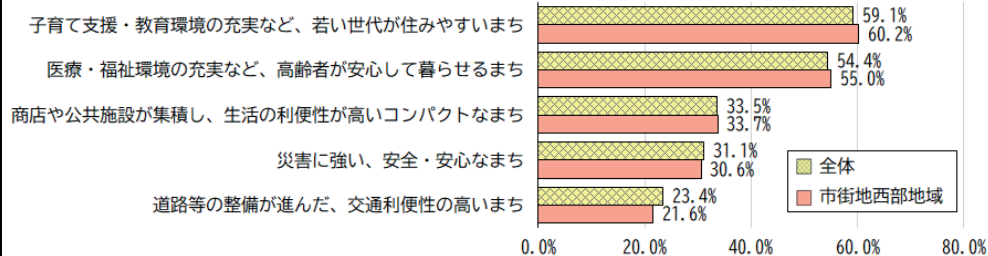
都市防災

- ・ 江川周辺において、集中豪雨による浸水想定区域が一部に存在します。
- ・ 一部の市街地では、狭小な道路が存在するなど防災上の課題を有しています。
- ・ 圏央道、県道川越栗橋線、西側大通り線、市道1-4号線が緊急輸送道路に指定されています。



市民意識 調査

【目指すべきまちの将来像】に関するアンケート



課題

- ◇ ユニバーサルデザインに配慮した駅周辺等の拠点機能の維持・充実
- ◇ 土地区画整理事業による計画市街地の住環境の維持・向上
- ◇ 土地区画整理事業地外における住環境の改善
- ◇ 未整備となっている都市計画道路の整備促進
- ◇ 生活道路における幅員の改善や歩行環境の改善
- ◇ 駅周辺の適正な交通対策の推進
- ◇ 市街地内の生産緑地の有効活用
- ◇ 公共下水道の適切な維持管理
- ◇ 公園等の適切な維持
- ◇ 駅西口の市街地景観の維持
- ◇ 地域防災機能の強化
- ◇ 浸水想定区域における対策の推進
- ◇ 緊急輸送道路の適切な維持管理





(2) 地域づくりのテーマ

【市街地西部地域】

安心で快適に過ごせるコミュニティ豊かなまちづくり

区画整理事業を中心に整備してきた安心で利便性の高い住環境を保全し、未整備となっている都市計画道路や生活道路などの都市基盤整備を進めていくことで、安心で快適なまちづくりに取り組みます。また、分庁舎跡地のコミュニティ拠点の整備や、駅西口周辺の時代の変化に応じた再構築を進めることで、コミュニティ豊かなまちづくりに取り組みます。

(3) 地域の将来構造

① 土地利用の構成

- 「市街地ゾーン」： 地域全域
- 「商業系ゾーン」： 駅西口及び日出谷地区の大型商業施設周辺
- 「工業系ゾーン」： 上日出谷原新田地区

② 拠点の形成

- 「都市拠点」： 駅西口
- 「地域生活拠点」： 日出谷地区の大型商業施設周辺
- 「コミュニティ拠点」： 日出谷地区の分庁舎跡地
- 「公園・みどりの拠点」： 駅西口公園

③ 軸の形成

- 「沿道軸」： 県道川越栗橋線の沿道



(日出谷地区の大型商業施設周辺)



(駅西口公園)



(4) 地域づくりの方針

土地利用

① 目指すべき都市構造へ向けた拠点形成（都市拠点・地域生活拠点）

- 駅西口周辺は、商業・業務サービス施設、文化施設、都市型住宅などの既存の都市機能集積と都市基盤を有効活用し、歩いて暮らせる快適で利便性の高い都市拠点の形成を図ります。
- 日出谷地区の大型商業施設周辺は、都市基盤施設を活かした商業施設を中心に、日常生活に必要な生活利便施設が集約した地域生活拠点の形成を図ります。

② 地域特性に応じた適正な土地利用の維持・誘導

- 駅西口の周辺では、都市機能の集積状況や良好な住環境など、地域特性に応じた土地利用の規制・誘導を行うとともに、用途地域に応じた住宅・商業・工業系市街地環境の形成を図ります。
- 駅西口の居住を誘導すべき地域では、住環境の維持や改善、低未利用地の活用などにより、市街地人口の維持・確保を図ります。

③ 道路や地域の特性に応じた施設の誘導（沿道軸）

- 県道川越栗橋線の沿道では、沿道サービス施設をはじめ、商業・業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導と沿道環境の形成を図ります。

④ 地域施設を活かした交流の活性化（コミュニティ拠点）

- 日出谷地区の分庁舎跡地におけるコミュニティ拠点では、生涯学習や市民交流、子育て支援機能などの導入により、地域ニーズに即した施設づくりを進め、拠点機能の充実を図ります。

⑤ 産業集積を活かした特色のある土地利用の維持・誘導

- 地域の北部に位置する準工業地域の工業系市街地では、操業環境の維持に努めるとともに、周辺の住宅系市街地の状況を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直し、特別用途地区、地区計画などの導入検討を行います。





市街地・住環境整備

① 駅西口周辺における都市機能や基盤を活かした魅力づくり（都市拠点）

- 駅西口では、既存の都市機能集積と都市基盤を有効活用し、さらなる魅力の向上と利用しやすい拠点づくりを図ります。
- 多くの人々が往来する都市拠点として、ゆとりある歩行者空間整備や緑化の充実に努め、都市基盤の再構築の際には、まちなかウォークブル推進事業などの手法を検討し、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成を図ります。

② 既存施設を活かした生活サービス機能の充実（地域生活拠点）

- 日出谷地区の大型商業施設周辺では、住環境の維持・改善に向け、低未利用地の活用や日常生活に必要な生活利便施設の維持・充実を図ります。

③ 計画的な市街地整備地区における住環境の保全

- 土地区画整理事業により計画的に整備された住宅系市街地では、適正な建物の立地や宅地面積の誘導など、良好なまち並みの保全を図ります。

④ 都市基盤整備が必要な地区における住環境の整備・改善

- 土地区画整理事業地外などでは、暮らし続けられる住環境の改善に向け、生産緑地や低未利用地の有効活用をするとともに、狭い道路の拡幅などに努めます。





道路・交通

① 地域の活動を支える道路網の強化

- 広域幹線道路である県道川越栗橋線は、関係機関との連携による適正な維持管理を図ります。
- 駅西口通り線や愛宕東線などの未整備となっている都市計画道路の整備を推進し、地域の活力や利便性の高い幹線道路網の形成を図ります。
- 地域の道路ネットワークを強化するため、地域幹線道路や生活幹線道路の整備と適正な維持管理を図ります。
- 暮らしやすい都市づくりの実現のため、地域幹線道路や生活幹線道路などにおける状況に応じた歩行者空間の確保や自転車レーンの整備を図ります。

② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善

- 拠点へのアクセスや拠点間をつなぐ公共交通網の維持・改善を図るとともに、地域ニーズや需要に応じた暮らしを支える公共交通の利用環境の向上に努めます。

③ 交通環境の整備・改善

- 駅周辺等の市民の集う拠点では、駐車実態を考慮した駅周辺における自転車駐輪場の維持管理を行うとともに、利用状況に合わせた施設整備を行います。
- 良好な交通環境を形成するために、違法駐車や放置自転車対策などの適正な駐車・駐輪対策を行います。
- 快適な生活環境を創出するとともに、災害に強いまちとするため、狭あい道路の解消に努めます。





水・緑・環境

① 都市公園の適正な管理と保全（公園・みどりの拠点）

- 駅西口公園は駅周辺の憩いや交流の場、防災、レクリエーション等の多様な機能を有する空間として、適正な機能の維持・更新を進めます。
- 下日出谷中央公園などの都市公園は、地域における集いやコミュニティ活動の場などとして、周辺地域の特性に応じた整備や機能改善を行うとともに、適正な維持管理を進めます。

② 地域の緑地資源の整備と管理

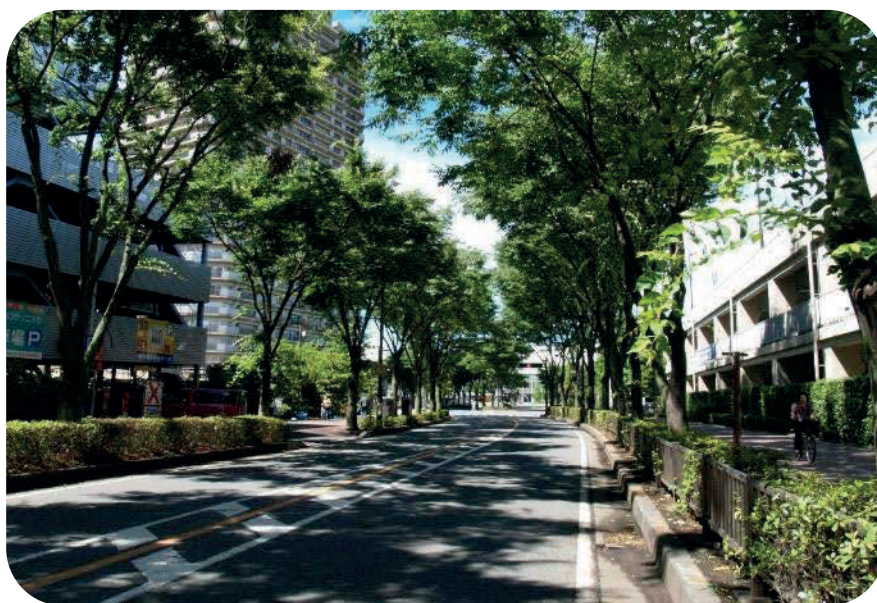
- 生産緑地は、都市における貴重な緑地として保全するとともに、貸し農園や農家レストランなどの有効活用に努めます。
- 土地区画整理事業地外では、公園の整備等により市民交流や憩いの空間となるような緑地資源の確保に努めます。

③ 下水道環境の維持

- 汚水管渠等の点検・調査等の適正な維持管理により、良好な都市環境の保持を図ります。

④ 水と緑のネットワークの形成

- 河川や水路等の水辺空間と街路樹や公園、緑地等の緑の空間を結ぶ水と緑のネットワークを形成し、潤いのあるまちづくりを目指します。



（都市計画道路 駅西口通り線）





景観形成

① 都市拠点の景観形成

- 都市拠点としての商業・業務サービス、文化芸術・生涯学習の機能等の地区計画等による適切な景観の維持・誘導に努めます。

② 地域生活拠点の景観形成

- 日出谷地区の大型商業施設周辺の地域生活拠点では、地区計画等により計画的に整備された周辺の住宅系市街地と調和した景観の形成に努めます。

③ 住宅市街地の景観形成

- 土地区画整理事業により計画的に整備された住宅市街地では、地区計画等の活用による調和のとれたまち並み形成など、地域住民が主体の魅力や価値を高める景観づくりに努めます。





都市防災

① 浸水対策の整備・強化

- 一部の住宅系市街地では、豪雨時の浸水が想定されており、調節池等の適正な維持管理を行うとともに、地域の状況や気候変動を踏まえた公共下水道による浸水対策を推進します。

② 地域防災機能の維持・強化

- 災害被害の防止や軽減を図るため、自主防災組織の維持や組織化の支援に取り組むとともに、地域住民による地区防災計画の策定を推進し、自主的な防災・救出・避難誘導など、安全な避難誘導に向けた体制づくりを進めます。
- 緊急輸送道路である県道川越栗橋線、西側大通り線、市道1-4号線の沿線地域については、地域の実情に応じて防火・準防火地域の指定検討や無電柱化、建築物の耐震化などにより道路閉塞等のリスクを低減させることで、被災時の輸送機能の確保を図ります。

③ 安心して暮らせる地域づくり

- 災害対策本部となる市庁舎や、指定避難所となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点機能の強化等を推進するとともに、ライフラインの適正な維持管理や更新、耐震補強などを推進し、災害に強いまちづくりを進めます。



(上日出谷南2号調整池)



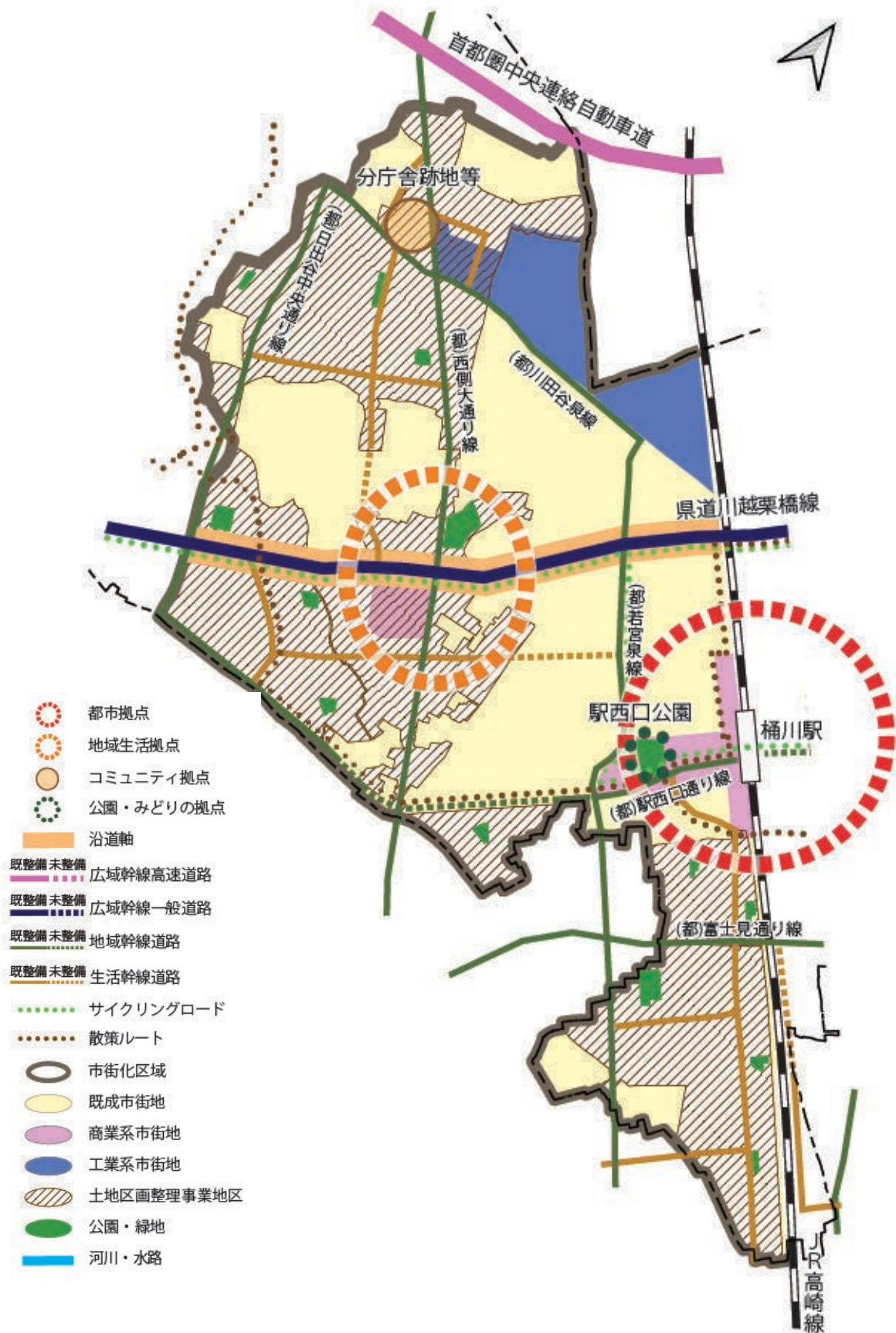


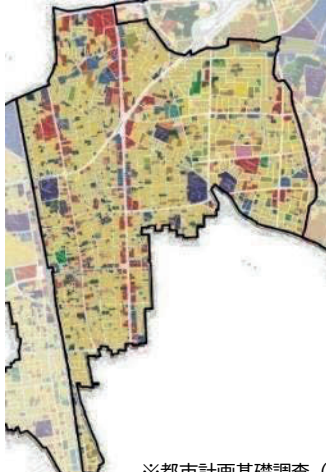
図4-3 市街地西部地域整備方針図





4 市街地東部地域

(1) 地域の概況と課題（地域カルテ）

地域カルテ 市街地東部地域（1/2）																						
概況	地域全面積	375.1ha（14.8%）																				
	区域区分面積	市街化区域 375.1ha（100.0%）／市街化調整区域 0.0ha（0.0%）																				
土地利用	 田 畑 山林 水面 その他の自然地 住宅用地 商業用地 工業用地 農林漁業施設用地 公益施設用地 (幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く) 公益施設用地(幼稚園、保育所) 公益施設用地(病院、診療所) 公益施設用地(老人ホーム) 公益施設用地(処理場、浄水場) 公益施設用地(火葬場) 道路用地 交通施設用地 公共空地(公園・緑地、広場、運動場) 公共空地(墓園) その他の施設用地 その他の空地① その他の空地② その他の空地③ その他の空地④ 住宅用地 50.5% 農地 4.9% 山林 0.4% その他 自然地等 0.8% その他道路用地、 公共空地等 26.5% 公益施設 用地 5.4% 工業用地 3.6% 商業用地 8.0% ※都市計画基礎調査（令和3年3月時点） ※都市計画基礎調査（令和3年3月時点）より案分して算出 ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない 場合がある																					
人口	〔人口推移〕	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">実績値</th><th>推計値</th><th rowspan="2">R2⇒R27 人口増減数</th></tr><tr><th>H27</th><th>R2</th><th>R27</th></tr><tr><td>人口</td><td>28,573人</td><td>29,489人</td><td>29,585人</td><td>96人</td></tr><tr><td>世帯</td><td>11,368世帯</td><td>12,573世帯</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※人口の推計値は第六次総合計画の推計シナリオ3の増減率と国立社 会保障・人口問題研究所推計値を用いて算出		実績値		推計値	R2⇒R27 人口増減数	H27	R2	R27	人口	28,573人	29,489人	29,585人	96人	世帯	11,368世帯	12,573世帯	-	-		
		実績値		推計値	R2⇒R27 人口増減数																	
H27		R2	R27																			
人口	28,573人	29,489人	29,585人	96人																		
世帯	11,368世帯	12,573世帯	-	-																		
	〔年齢3区分別割合（R2）〕	凡例 15歳未満 15-64歳 65歳以上 <table><tr><td>市全体</td><td>11.5%</td><td>58.3%</td><td>29.6%</td></tr><tr><td>西部田園地域</td><td>9.9%</td><td>53.9%</td><td>36.2%</td></tr><tr><td>市街地西部地域</td><td>11.9%</td><td>59.5%</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>市街地東部地域</td><td>12.1%</td><td>60.1%</td><td>27.8%</td></tr><tr><td>東部田園地域</td><td>9.5%</td><td>53.2%</td><td>37.3%</td></tr></table> ※市全体は年齢不詳を含めた人口に対する割合（合計は100%にならない） ※地域別は国勢調査の100mメッシュの人口データより案分して算出	市全体	11.5%	58.3%	29.6%	西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%	市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%	市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%	東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%
市全体	11.5%	58.3%	29.6%																			
西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%																			
市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%																			
市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%																			
東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%																			
都市機能施設	公共施設	勤労福祉会館、公民館、図書館、東公民館（総合福祉センター内）、坂田コミュニティセンター 等																				
	病院・保健・福祉	地域福祉活動センター、老人福祉センター（総合福祉センター内）、地域包括支援センター、埼玉県央病院 等																				
道路交通	鉄道	JR 高崎線桶川駅																				
	バス	朝日自動車(株)、丸建つばさ交通(株)、市内循環バス																				
	主要道路	圏央道、国道17号、県道川越栗橋線、県道蓮田鴻巣線、仲仙道線 等																				



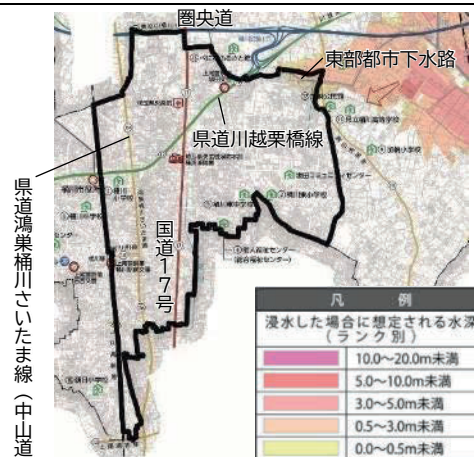
地域カルテ 市街地東部地域 (2/2)

水・緑・環境 景観形成

- ・ 駅東口周辺整備に併せて、公共下水道の計画的な新規整備が必要です。
- ・ 生産緑地が点在しており、市街地内の貴重な緑空間として良好な都市環境が形成されています。

都市防災

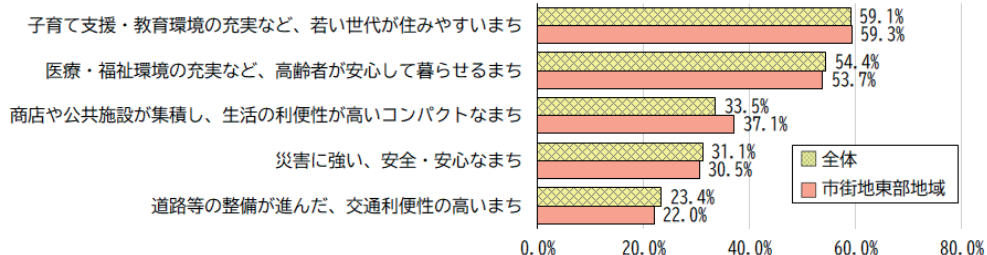
- ・ 東部都市下水路の周辺において、集中豪雨による浸水想定区域が一部に存在します。
- ・ 土地区画整理事業地外では、袋地や狭小な道路が存在するなどの防災上の課題を有しています。
- ・ 圏央道、国道 17 号、県道川越栗橋線、県道鴻巣桶川さいたま線（中山道）が緊急輸送道路に指定されています。



※ハザードマップを一部編集

市民意識 調査

【目指すべきまちの将来像】に関するアンケート



課題

- ◇ 駅東口整備におけるユニバーサルデザインに配慮した拠点機能及び都市基盤の構築
- ◇ 広域幹線道路沿道における周辺環境に配慮した適正な土地利用誘導
- ◇ 土地区画整理事業による計画市街地の住環境の維持・向上
- ◇ 土地区画整理事業地外における住環境の改善
- ◇ 生活道路における幅員の改善や歩行環境の改善
- ◇ 駅周辺の適正な駐車・駐輪対策の推進
- ◇ 市街地内の生産緑地の有効活用
- ◇ 公共下水道の計画的な整備と維持管理
- ◇ 駅東口の良い市街地景観の創出
- ◇ 中山道沿道の歴史的なまち並みの形成
- ◇ 土地区画整理事業地における良好な市街地景観の維持
- ◇ 浸水想定区域の治水対策の推進
- ◇ 既成市街地における生活基盤施設の改善と地域防災力の向上





(2) 地域づくりのテーマ

【市街地東部地域】

歴史文化と新たなにぎわいによる活気あふれるまちづくり

中山道の歴史文化を活かしたまちづくりや、駅東口周辺の道路整備や南小学校跡地等の利活用をすすめることで、駅周辺に新たなにぎわいを創出します。また、地域生活拠点の機能や時代の変化に応じた子育て支援機能の充実を図ることで、活気あふれるまちづくりに取り組みます。

(3) 地域の将来構造

① 土地利用の構成

- 「市街地ゾーン」 : 地域全域
- 「商業系ゾーン」 : 駅東口周辺

② 拠点の形成

- 「都市拠点」 : 駅東口周辺
- 「地域生活拠点」 : 坂田コミュニティセンター周辺
- 「観光まちづくり拠点」 : 中山道沿道

③ 軸の形成

- 「沿道軸」 : 国道17号及び県道川越栗橋線の沿道



(坂田コミュニティセンターと坂田図書館 (スマイルピアザ坂田))





(4) 地域づくりの方針

土地利用

① 目指すべき都市構造へ向けた拠点形成（都市拠点・地域生活拠点）

- 駅東口周辺は、都市基盤を有効活用した商住共存の土地利用及びにぎわいと歴史文化が調和した趣のある都市拠点の形成を図ります。
- 坂田コミュニティセンター周辺は、地域生活拠点として、商業施設、公共施設、子育て支援施設など日常生活に必要な施設を集約した多機能な拠点の形成を図ります。
- 南小学校跡地では、用途地域の見直しや特定用途誘導地区*の設定による容積率や用途制限等の緩和を検討し、駅に近い立地特性を活かした都市機能の誘導促進を図ります。

② 地域特性に応じた適正な土地利用の維持・誘導

- 駅東口や国道 17 号沿いでは利便性の高い都市機能の集積状況や良好な住環境など、地域特性に応じた土地利用の規制・誘導を行うとともに、用途地域に応じた市街地の形成を図ります。
- 駅東口の居住を誘導すべき地域では、住環境の維持や改善、低未利用地の活用などにより、市街地人口の維持・確保を図ります。

③ 道路や地域の特性に応じた施設の誘導（沿道軸）

- 国道 17 号や県道川越栗橋線の沿道では、沿道サービス施設をはじめ、商業・業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導と沿道環境の形成に努めます。

④ 産業集積を活かした土地利用の維持・誘導

- 地域の北側に位置する準工業地域の工業系市街地では、工業系と住宅系土地利用を整序し、混在型土地利用の改善を図るため、土地利用状況に応じた用途地域の見直し、特別用途地区、地区計画などの導入検討を行います。

*特定用途誘導地区：立地適正化計画に位置づけられる都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。





市街地・住環境整備

① 駅東口周辺のにぎわいと活気のある都市拠点の充実（都市拠点）

- 商業・業務サービス機能と居住環境が調和する活気あるまちづくりを目指し、駅東口駅前広場や駅東口通り線、オープンスペース、駐車場、駐輪場などの整備とともに、商住共存を考慮した土地利用の誘導を進め、地区人口の減少や高齢化、商業の停滞、防災面の課題などの改善を図ります。
- 駅東口周辺整備検討地区については、都市基盤や都市機能等の誘導との連携を図り、まちなかウォークアブル推進事業などの手法を検討し、ゆとりある歩行者空間や緑化空間による回遊性とユニバーサルデザインに配慮した魅力ある環境の形成に努めます。
- 南小学校跡地及び周辺市有地については、多様化、複雑化する市民ニーズに適切に対応するために公共事業だけでなく民間活力の導入を検討し、公共機能と相乗効果の期待できる、商業・医療・宿泊等の施設整備を検討します。また、駅周辺の滞在者などが、まちなかに緑を感じる憩いの場などの確保をすることで、緑あふれる、にぎわいと活気のある都市空間の形成を図ります。
- 地区計画の設定や柔らかい区画整理*などの手法を検討し、住環境の改善に努めます。

② 既存施設を活かした生活サービス機能の充実（地域生活拠点）

- 坂田コミュニティセンター周辺は、公共施設や子育て支援施設等の生活利便施設、憩いの場となる公園などによる、利便性が高く地域住民の活発な交流を促す地域生活拠点の形成を図るとともに、地域の防災機能を併せ持つ拠点整備を進めます。

*柔らかい区画整理：小規模な区画の再編など、既存概念にとらわれずに土地区画整理事業を柔軟に活用して市街地の再整備を進める手法。





③ 歴史文化交流等による地域の活性化（観光まちづくり拠点）

- 観光まちづくり拠点は、中山道の情報発信や観光案内所などの機能充実を図り、交流活動の推進に努めます。
- 空き店舗対策事業による商店街の振興や歩行者空間の充実等により、中山道宿場町の観光まちづくり拠点としての機能充実や活性化に努めます。

④ 計画的な市街地整備地区における住環境の保全

- 土地区画整理事業により計画的に整備された住宅系市街地では、適正な建物の立地や宅地面積の誘導など、良好なまち並みの誘導を図ります。

⑤ 都市基盤整備が必要な地区における住環境の整備・改善

- 土地区画整理事業地外などでは、暮らし続けられる住環境の改善に向け、生産緑地や低未利用地の有効活用をするとともに、狭い道路の拡幅などに努めます。



道路・交通

① 地域の活動を支える道路網の強化

- 広域幹線道路である国道 17 号及び県道川越栗橋線は、関係機関との連携による適正な整備と維持管理を図ります。
- 駅東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進するとともに、仲仙道線などの未整備となっている都市計画道路の整備を推進し、地域の活力や利便性の高い幹線道路網の形成を図ります。
- 地域の道路ネットワークを強化するため、地域幹線道路や生活幹線道路の整備と適正な維持管理を図ります。
- 暮らしやすい都市づくりの実現のため、地域幹線道路や生活幹線道路などにおける状況に応じた歩行者空間の確保や自転車レーンの整備を図ります。

② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善

- 拠点へのアクセスや拠点間をつなぐ公共交通網の維持・改善を図るとともに、地域ニーズや需要に応じた暮らしを支える公共交通の利用環境の向上に努めます。

③ 交通環境の整備・改善

- 中山道周辺は誰もが歩きやすく、魅力的で回遊しやすい環境整備を進めます。
- 駅東口や坂田コミュニティセンター周辺等の市民の集う拠点では、駐車等の実態を考慮した適正な駐車・駐輪対策を行います。
- 快適な生活環境を創出するとともに、災害に強いまちとするため、狭あい道路の解消に努めます。



(駅東口駅前広場イメージ図)



水・緑・環境

① 都市公園の適正な管理と保全

- 坂田弁天公園や坂田谷津谷遺跡公園などの都市公園は、地域における集いやコミュニティ活動の場などとして、周辺地域の特性に応じた機能の改善とともに、適正な維持管理を進めます。

② 地域の緑地資源の整備と管理

- 生産緑地は、都市における貴重な緑地として保全するとともに、貸し農園や農家レストランなどの有効活用に努めます。
- 土地区画整理事業地外では、公園の整備等により市民交流や憩いの空間となるような緑地資源の確保に努めます。

③ 下水道環境の維持・整備

- 汚水管渠等の点検・調査等の適正な維持管理により、良好な都市環境の保持を図ります。また、駅東口周辺における公共下水道の整備の推進を図ります。

④ 水と緑のネットワークの形成

- 河川や水路等の水辺空間と街路樹や公園、緑地等の緑の空間を結ぶ水と緑のネットワークを形成し、潤いのあるまちづくりを目指します。



(坂田谷津谷遺跡公園)





景観形成

① 都市拠点の景観形成

- 駅東口の道路整備にあわせた無電柱化や、南小学校跡地の利活用にあわせた緑地空間の確保により良好な景観の形成に努めます。

② 地域生活拠点の景観形成

- 坂田コミュニティセンター周辺の地域生活拠点は、坂田弁天公園や周辺の住宅市街地と調和した景観の形成に努めます。

③ 住宅市街地の景観形成

- 土地区画整理事業により計画的に整備された住宅市街地では、地区計画等の活用による調和のとれたまち並み形成など、地域住民による魅力や価値を高める景観づくりに努めます。

④ 歴史文化資源を活かした景観形成

- 中山道周辺は、歴史的な建物を保存し、景観条例や地区計画等により、歴史や文化などの地域特性を活かした魅力や価値を高める沿道景観づくりに努めます。





都市防災

① 浸水対策の整備・強化

- 一部の住宅市街地では、豪雨時の浸水が想定されており、調節池等の整備を進めるとともに、地域の状況や気候変動を踏まえた公共下水道による浸水対策を検討します。

② 地域防災機能の維持・強化

- 災害被害の防止や軽減を図るため、自主防災組織の維持や組織化への支援に取り組むとともに、地域住民による地区防災計画の策定や自主的な防災・救出・避難誘導など、安全な避難誘導に向けた体制づくりを進めます。
- 緊急輸送道路である国道 17 号、県道川越栗橋線、中山道の沿線地域については、地域の実情に応じて防火・準防火地域の指定検討や無電柱化、建築物の耐震化などにより道路閉塞等のリスクを低減させることで、被災時の輸送機能の確保を図ります。

③ 安心して暮らせる地域づくり

- 指定避難所となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点機能の強化等を推進するとともに、ライフラインの適正な維持管理や更新、耐震補強などを推進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 南小学校跡地等では、災害時の一時滞在施設等の指定や一時避難場所としての有効活用を検討し、災害に強いまちづくりに努めます。





図4-4 市街地東部地域整備方針図



序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

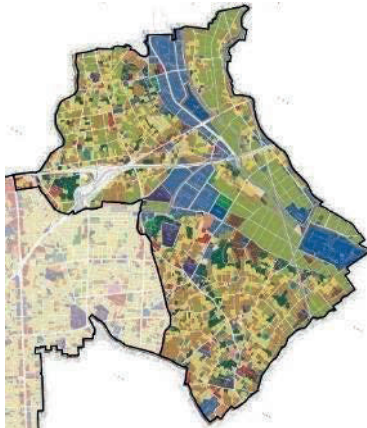
第5章 計画の推進
に向けて





5 東部田園地域

(1) 地域の概況と課題（地域カルテ）

地域カルテ 東部田園地域 (1/2)																																												
概況	地域全面積	646.6ha (25.5%)																																										
	区域区分面積	市街化区域 63.8ha (9.9%) / 市街化調整区域 582.8ha (90.1%)																																										
土地利用	 田 畑 山林 水面 その他の自然地 住宅用地 商業用地 工業用地 農林漁業施設用地 公益施設用地 (幼稚園、保育園、病院、診療所、老人ホームを除く) 公益施設用地(幼稚園、保育園) 公益施設用地(病院、診療所) 公益施設用地(老人ホーム) 公益施設用地(幼稚園、保育園、浄水場) 公益施設用地(火葬場) 道路用地 交通施設用地 公共空地(公園・緑地、広場、運動場) 公共空地(墓園) その他の施設用地 その他の空地① その他の空地② その他の空地③ その他の空地④ 農地 34.2% 山林 6.0% その他 自然地等 10.4% 住宅用地 15.0% 商業用地 1.8% 工業用地 10.0% 公益施設用地 6.7% その他道路用地、公共空地等 15.9% ※都市計画基礎調査（令和3年3月時点） ※都市計画基礎調査（令和3年3月）より案分して算出 ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない場合がある																																											
人口	〔人口推移〕 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">実績値</th><th>推計値</th><th rowspan="2">R2⇒R27 人口増減数</th></tr><tr><th>H27</th><th>R2</th><th>R27</th></tr><tr><td>人口</td><td>6,184人</td><td>6,208人</td><td>4,370人</td><td>-1,838人</td></tr><tr><td>世帯</td><td>2,165世帯</td><td>2,316世帯</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※人口の推計値は第六次総合計画の推計シナリオ3の増減率と国立社会保障・人口問題研究所推計値を用いて算出 〔年齢3区分別割合（R2）〕 <table><tr><th>凡例</th><th>15歳未満</th><th>15-64歳</th><th>65歳以上</th></tr><tr><td>市全体</td><td>11.5%</td><td>58.3%</td><td>29.6%</td></tr><tr><td>西部田園地域</td><td>9.9%</td><td>53.9%</td><td>36.2%</td></tr><tr><td>市街地西部地域</td><td>11.9%</td><td>59.5%</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>市街地東部地域</td><td>12.1%</td><td>60.1%</td><td>27.8%</td></tr><tr><td>東部田園地域</td><td>9.5%</td><td>53.2%</td><td>37.3%</td></tr></table> ※市全体は年齢不詳を含めた人口に対する割合（合計は100%にならない） ※地域別は国勢調査の100mメッシュの人口データより案分して算出 西部田園地域 10.3% (7,666人) 東部田園地域 8.3% (6,208人) 市街地西部地域 42.0% (31,385人) 市街地東部地域 39.5% (29,489人) ※都市計画基礎調査（令和2年10月時点） ※四捨五入による端数処理のため、合計は100%にならない場合がある			実績値		推計値	R2⇒R27 人口増減数	H27	R2	R27	人口	6,184人	6,208人	4,370人	-1,838人	世帯	2,165世帯	2,316世帯	-	-	凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上	市全体	11.5%	58.3%	29.6%	西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%	市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%	市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%	東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%
	実績値			推計値	R2⇒R27 人口増減数																																							
	H27	R2	R27																																									
人口	6,184人	6,208人	4,370人	-1,838人																																								
世帯	2,165世帯	2,316世帯	-	-																																								
凡例	15歳未満	15-64歳	65歳以上																																									
市全体	11.5%	58.3%	29.6%																																									
西部田園地域	9.9%	53.9%	36.2%																																									
市街地西部地域	11.9%	59.5%	28.6%																																									
市街地東部地域	12.1%	60.1%	27.8%																																									
東部田園地域	9.5%	53.2%	37.3%																																									
都市機能施設	公共施設	加納公民館、ベに花ふるさと館 等																																										
	病院・保健・福祉	大谷記念病院 等																																										
道路交通	鉄道	-																																										
	バス	朝日自動車(株)、丸建つばさ交通(株)、市内循環バス																																										
	主要道路	圏央道（桶川加納IC）、県道川越栗橋線、県道蓮田鴻巣線 等																																										



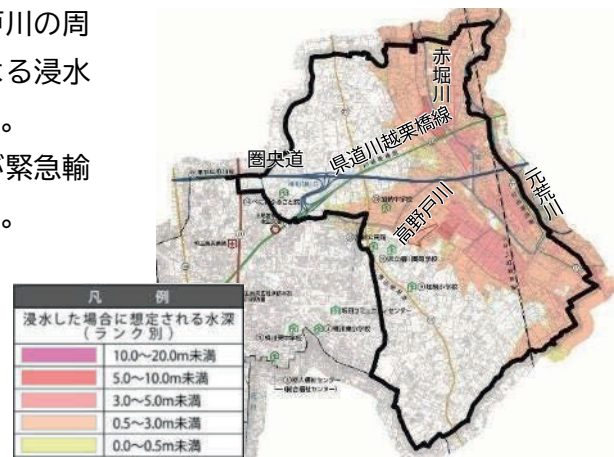
地域カルテ 東部田園地域 (2/2)

水・緑・環境 景観形成

・赤堀川や元荒川沿いのまとまりのある田園や台地上の畑地や平地林など身近な自然環境とともに、農業地として環境が形成されています。

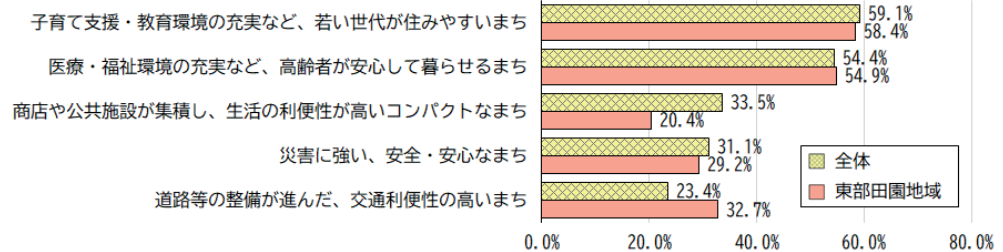
都市防災

- ・赤堀川及び元荒川、高野戸川の周辺において、集中豪雨による浸水想定区域が広がっています。
- ・圏央道、県道川越栗橋線が緊急輸送道路に指定されています。



市民意識 調査

【目指すべきまちの将来像】に関するアンケート



課題

- ◇ 農業環境の維持・活性化への対応
- ◇ 地域生活環境の改善やコミュニティ維持への対応
- ◇ 桶川加納 IC や県道川越栗橋線沿道における周辺環境に配慮した適正な土地利用誘導と沿道環境の形成
- ◇ 樹林地・平地林・河川湿地空間等の自然環境の保全
- ◇ 広域幹線道路網の環境整備
- ◇ 地域ニーズに合わせた公共交通の維持・改善
- ◇ 樹林地、平地林、河川湿地空間等の自然環境の保全と観光資源の活用
- ◇ 自然景観や田園景観の維持・保全
- ◇ 景観資源を活かしたレクリエーション等の利用促進
- ◇ 河川周辺の保水・遊水機能の維持と地域防災力の向上
- ◇ 地域防災力の向上





(2) 地域づくりのテーマ

【東部田園地域】

自然と産業が調和した環境共生まちづくり

綾瀬川や元荒川などの河川や、地域に残る田園風景などの自然の保全を図るとともに、自然と交通利便性を活かした東部工業団地や加納原地区の工業系市街地における産業が共生するまちづくりに取り組みます。

(3) 地域の将来構造

① 土地利用の構成

- 「田園ゾーン」 : 地域の概ね全域
- 「工業系ゾーン」 : 東部工業団地等の工業系市街地
- 「複合開発エリア」 : 圏央道桶川加納 IC 周辺

② 拠点の形成

- 「コミュニティ拠点」 : 加納公民館
- 「観光まちづくり拠点」 : ベに花ふるさと館
- 「公園・みどりの拠点」 : 子ども公園わんぱく村

③ 軸の形成

- 「沿道軸」 : 県道川越栗橋線の沿道
- 「緑・水辺軸」 : 元荒川、赤堀川の水辺環境



(加納公民館)



(ベに花ふるさと館)





(4) 地域づくりの方針

土地利用

① 豊かな緑と田園環境の保全

- 農業環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和のとれた適切な土地利用の誘導を図ります。
- 桶川加納 IC 北西の農住調和地区では、まとまりのある農地と居住地が共生する土地利用の維持を図ります。
- 観光果樹園や日帰り型・滞在型（クラインガルテン）の市民農園など、農地を有効活用できる手法を検討し、地域や農業の振興に努めます。

② 工業団地における操業環境の維持・改善

- 東部工業団地は工業系市街地として、良好な操業環境の維持・改善を図るとともに、他用途への転換防止に努めます。
- 集中豪雨時に浸水が見込まれていることから、団地内の保水・遊水機能の維持に努めるとともに、災害リスクに応じた対策に努めます。

③ IC 周辺地域における産業施設の誘導（複合開発エリア）

- 桶川加納 IC 周辺は、広域交通の利便性を活かした複合開発エリアとして、隣接する低層住宅地域に配慮し、埋蔵文化財や学校などの周辺環境との調和を図った物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ります。
- 坂田地区周辺の複合開発エリアでは、コミュニティ拠点に配慮し、埋蔵文化財など、周辺環境との調和を図った産業施設の立地誘導を図ります。

④ 道路や地域の特性に応じた施設の誘導（沿道軸）

- 県道川越栗橋線の沿道では、沿道の環境や景観を阻害する開発が進まないよう、地域の特性に応じた、農業等の周辺環境と調和する土地利用の誘導と沿道環境の形成に努めます。

⑤ 生涯学習や市民交流活動による地域の活性化（コミュニティ拠点）

- 地域振興などに寄与するコミュニティ拠点として、加納公民館では、地域活動の維持や市民交流、学習活動、文化活動等を推進します。





市街地・住環境整備

① 複合開発エリアにおける産業誘導

- 桶川加納 IC 周辺などの複合開発エリアにおける土地利用の誘導については、土地区画整理事業や地区計画など、市民、団体、事業者及び市が連動した協働のまちづくりにより進めます。

② 歴史・文化・交流等による地域の活性化（観光まちづくり拠点）

- べに花ふるさと館の文化や歴史とともに、周辺に広がる地域環境を活かし、イベントの開催や施設の充実、農業・自然体験など観光まちづくり拠点の推進を図ります。

③ 生活環境の整備と維持・保全

- 地域における暮らしを維持していくため、無秩序で狭小な住宅開発の抑制を図ります。
- 狭い道路を改良し、良好な生活環境の整備と維持・改善に向けた取組を推進します。





道路・交通

① 地域の活動を支える道路網の強化

- 県道川越栗橋線や蓮田鴻巣線などの広域幹線道路は、地域の主要道路として関係機関と連携して整備を促進します。
- 第二産業道路（倉田五丁台線）は構造形式の変更など関係機関と協議を進めながら見直しを図ります。

② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善

- 拠点へのアクセスや拠点間をつなぐ公共交通網の維持・改善を図るとともに、地域ニーズや需要に応じた暮らしを支える公共交通の利用環境の向上に努めます。

③ 交通環境の整備・改善

- 暮らしやすい都市づくりの実現のため、歩行者・自転車の利用に配慮した生活道路の改善に努めます。



水・緑・環境

① 水環境の保全と水辺空間の活用（緑・水辺軸）

- 元荒川、赤堀川などの河川は地域の親しめる水辺空間としての活用を検討します。
- 地域の治水施設としてつくられた備前堤は、地域の歴史文化資源として適切な保全・管理に努めます。
- 生活排水の処理については、合併浄化槽への転換を進め、河川の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全を図ります。

② 都市公園の適正な管理と保全（公園・みどりの拠点）

- 子ども公園わんぱく村は公園・みどりの拠点として、市民の憩いの場であるとともに、防災やレクリエーションなど多様な機能を有していることから、誰もが安心して利用できるよう、機能のリニューアルとともに、施設の適正な管理に努めます。

③ 地域の緑地資源の整備と管理

- 赤堀川沿いの桜並木などの既存林や河川敷などは、地域内の貴重な緑や自然資源として保全・活用を図ります。
- 小針領家御ノ木北市民緑地などの市民緑地制度に基づく市民緑地は、地域の身近な緑として適正な管理に努めます。



（子ども公園わんぱく村）



景観形成

① 地域の特徴のある景観及び風景の維持・継承

- 元荒川や赤堀川周辺の田園や台地上の樹林地と共生する畑地は、市街地周辺の身近な自然景観として保全・継承を図ります。
- 観光まちづくり拠点のべに花ふるさと館やコミュニティ拠点の加納公民館周辺は、樹林地等の周辺環境と共生した景観形成に努めます。

② 河川景観の維持と環境づくり（緑・水辺軸）

- 赤堀川沿いの桜並木などの既存林や河川敷などは、地域内の良好な河川景観として保全・継承を図ります。



（篠津の桜堤）





都市防災

① 浸水対策の整備・強化

- 赤堀川及び元荒川、高野戸川などの河川は、流域治水プロジェクトの推進や関係機関と連携した河川改修による浸水対策を進めます。
- 浸水が想定される河川や排水路等では、調節池等の整備促進とともに、周辺の保水・遊水機能の維持を図ります。

② 地域防災力の維持・強化

- 災害被害の防止や軽減を図るため、自主防災組織の維持や組織化への支援とともに、地域住民による地区防災計画の策定や自主的な防災・救出・避難誘導など、安全な避難誘導に向けた体制づくりを進めます。

③ 安心して暮らせる地域づくり

- 指定避難所となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点機能の強化等を推進するとともに、ライフラインの適正な維持管理や更新、耐震補強などを推進し、災害に強いまちづくりを進めます。



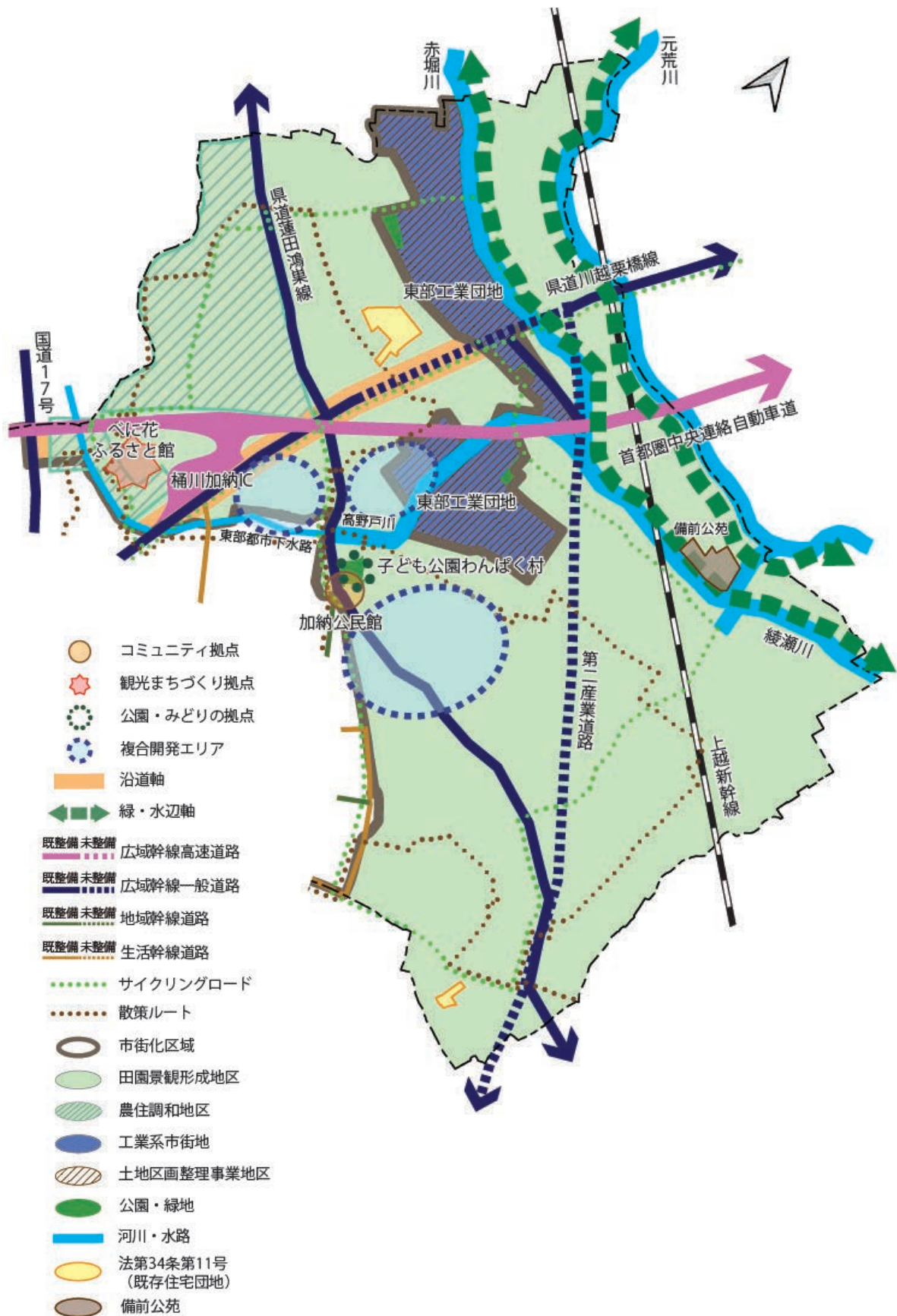


図4-5 東部田園地域整備方針図





序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 計画の推進
に向けて



第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進に向けた取組方法
- 2 計画の進行管理





第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた取組方法

本計画の推進にあたっては、第六次総合計画の基本理念の一つである「みんなで作る活気あるまち」に基づき、市民、団体、事業者及び市が相互に交流と連携を深め、それぞれの役割を果たしながら互いに協力し合う、協働によるまちづくりを推進します。

そして、地域の有する様々な資源を活用しながら、地域生活や活動の維持・向上、地域の振興などに関わる活動に取り組んでいきます。

このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、市民参加の推進などの取組を進めるとともに、人材の育成による基盤づくりを進めます。

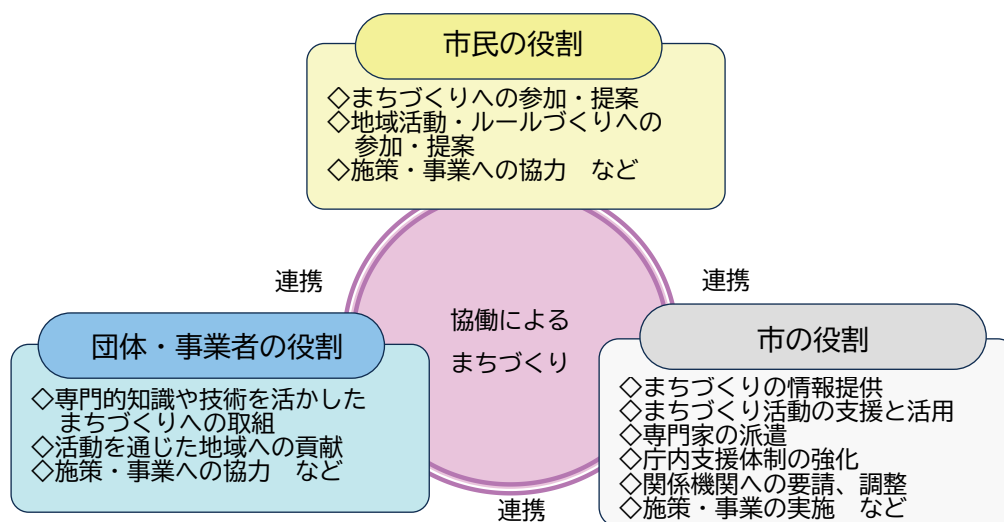


図5-1 協働によるまちづくりのイメージ





2 計画の進行管理

本計画は、効率的・効果的なまちづくりを進めるため、上位計画や関連計画との整合性を図りながら、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）といった PDCA サイクルにより、施策や事業の見直しを行い、有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図っていきます。

また、まちづくりは、社会情勢などに柔軟かつ迅速に対応するため、観察（Observe）、状況判断・方向付け（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）といった OODA ループによる評価も取り入れながら、臨機応変な対応を図っていきます。

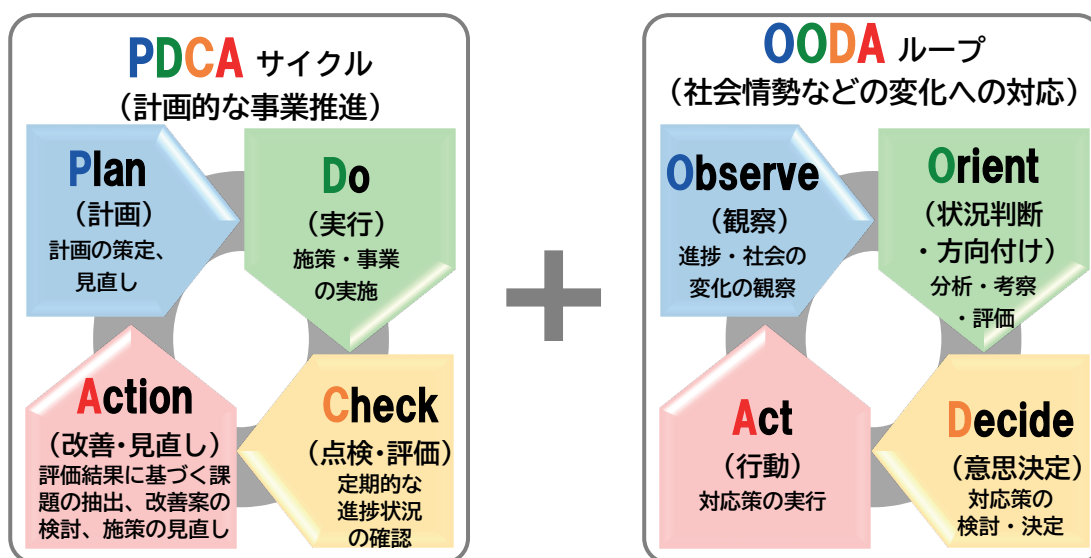


図5-2 計画の進行管理のイメージ





序章 計画の基本的事項

第1章 桶川市の
現況と課題

第2章 基本方針

第3章 分野別方針

第4章 地域別方針

第5章 計画の推進
に向けて



資 料 編

1 策定体制、経緯等

(1) 策定体制

(2) 経緯

(3) 諮問・答申

2 市民参加

(1) 市民アンケート

(2) オープンハウス

(3) 住民説明会

(4) パブリック・コメント

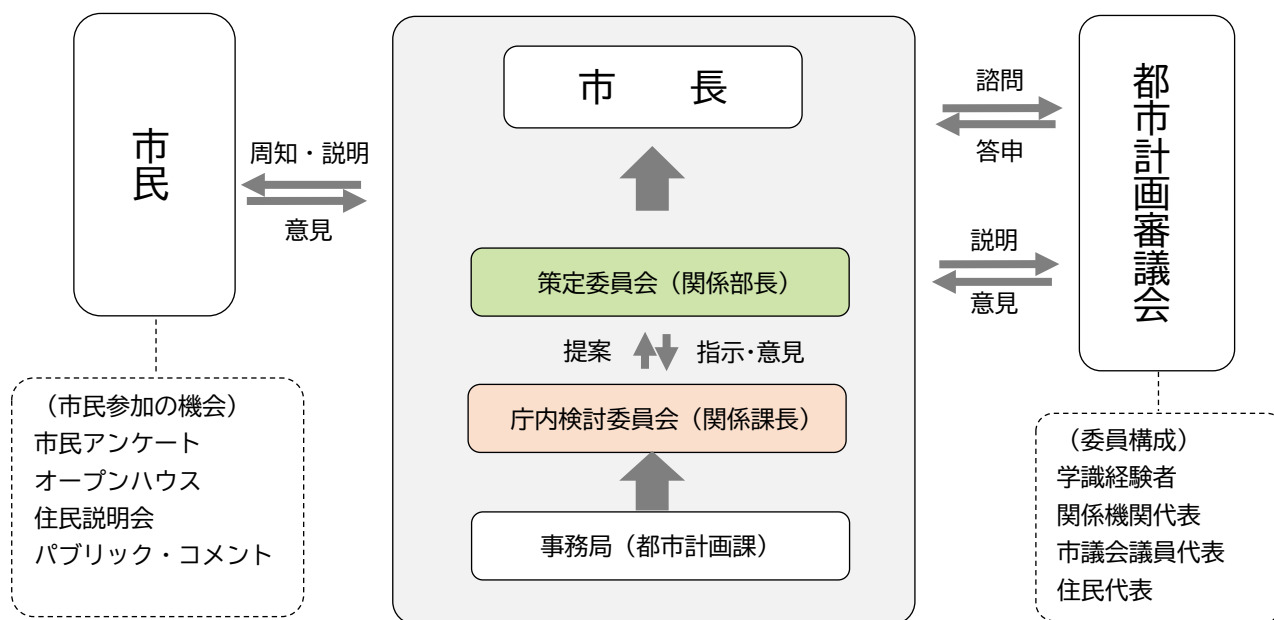




1 策定体制、経緯等

(1) 策定体制

① 検討体制図





② 桶川市都市計画審議会条例

(昭和 44 年 9 月 1 日条例第 26 号)

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、桶川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条の規定により本市の都市計画を変更する場合における調査審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者 7 人以内
 - (2) 市議会の議員 7 人以内
 - (3) 関係行政機関若しくは埼玉県職員の職員又は市民 5 人以内
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。
 - 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。





(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)





③ 都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	区分	備考
会長	作山 康	1号委員	
副会長	北村 文子	2号委員	
	漆間 幸子	1号委員	
	大友 由貴子	//	～R5.12.31
	砂川 富夫	//	
	馬場 努	//	R6.1.1～
	堀口 洋人	//	
	宮本 伸子	//	
	山口 秀美	//	
	岩崎 隆志	2号委員	R6.1.1～
	岡野 千枝子	//	R6.1.1～
	加藤 正志	//	～R5.12.10
	坂本 敏治	//	～R5.12.10
	新島 光明	//	～R5.12.10
	保坂 輝雄	//	～R5.12.10
	細谷 文人	//	R6.1.1～
	渡邊 光子	//	R6.1.1～
	相原 秀行	3号委員	～R6.4.4
	青木 健志	//	
	木村 和正	//	R6.4.5～
	國分 宏一	//	R6.1.1～
	佐藤 友一	//	～R5.12.31

(敬称略・各号委員毎に五十音順)





④ 桶川市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(令和5年10月17日市長決裁)

(設置)

第1条 桶川市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定する立地適正化計画を策定するため、桶川市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び桶川市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を置く。

(策定委員会の所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの案及び原案に関すること。
- (2) 立地適正化計画の案及び原案に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 策定委員会の委員長（以下、この条及び次条において「委員長」という。）は、副市長をもって充て、副委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、その事務を統括する。
- 4 第2項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会の所掌事務)

第5条 庁内検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの素案に関すること。
- (2) 立地適正化計画の素案に関すること。
- (3) 前2号に定める事項を策定委員会に報告すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(庁内検討委員会の組織)

第6条 庁内検討委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討委員会の委員長（以下、この条及び次条において「委員長」という。）は、都市整備部長をもって充て、副委員長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内検討委員会を代表し、その事務を統括する。
- 4 第2項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。





(庁内検討委員会の会議)

第7条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び庁内検討委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

別表1（第3条関係）（省略）

別表2（第6条関係）（省略）





⑤ 策定委員会委員名簿

◆令和5年度

役職名	氏名	職	所属
委員長	堀口 守	副市長	
副委員長	沖田 圭一	部長	都市整備部
	川邊 吉展	部長	企画財政部
	角 裕司	部長	総務部
	金子 由則	部長	環境経済部
	桐生 典広	部長	福祉部
	栗原 隆	部長	健康推進部
	西納 聡	部長	教育部

◆令和6年度

役職名	氏名	職	所属
委員長	樋口 悟史	副市長	
副委員長	瀧本 哲	部長	都市整備部
	本庄 英樹	部長	企画財政部
	野口 誠一	部長	総務部
	金子 由則	部長	環境経済部
	梅津 克広	部長	福祉部
	稲垣 裕司	部長	健康推進部
	島田 正弘	部長	教育部





⑥ 庁内検討委員会委員名簿

◆令和5年度

役職名	氏名	職	所属
委員長	沖田 圭一	部 長	都市整備部
副委員長	朝香 学	課 長	// 都市計画課
	向井 一哲	課 長	企画財政部 企画調整課
	中野 栄司	課 長	総 務 部 自治振興課
	矢代 雅之	課 長	環境経済部 環境対策推進課
	千代 篤	課 長	// 安心安全課
	野本 光則	課 長	// 産業観光課
	三村 修一	課 長	// 農政課
	加納 秀一	課 長	福 祉 部 障害福祉課
	小島 輝夫	課 長	// 子ども未来課
	梅津 克広	副参事兼課長	健康推進部 高齢介護課
	辻本 潤一	課 長	都市整備部 駅東口整備推進課
	谷島 貴	課 長	// 道路河川課
	郷 久博	課 長	// 建築課
	瀧本 哲	副部長兼課長	// 市街地整備課
	稲橋 雅史	副参事兼課長	// 下水道課
	園田 隆一郎	課 長	教 育 部 生涯学習・スポーツ推進課

◆令和6年度

役職名	氏名	職	所属
委員長	瀧本 哲	部 長	都市整備部
副委員長	朝香 学	副部長兼課長	// 都市計画課
	向井 一哲	副部長兼課長	企画財政部 企画調整課
	中野 栄司	課 長	総 務 部 自治振興課
	矢代 雅之	課 長	環境経済部 環境対策推進課
	千代 篤	課 長	// 安心安全課
	新川 昌代	課 長	// 産業観光課
	天沼 貞良	副部長兼課長	// 農政課
	加納 秀一	課 長	福 祉 部 障害福祉課
	小島 輝夫	副部長兼課長	// 子ども未来課
	大川 隆二	課 長	健康推進部 高齢介護課
	辻本 潤一	副参事兼課長	都市整備部 駅東口整備推進課
	谷島 貴	課 長	// 道路河川課
	郷 久博	副参事兼課長	// 建築課
	植木 明伸	課 長	// 市街地整備課
	稲橋 雅史	技監兼課長	// 下水道課
	園田 隆一郎	副部長兼課長	教 育 部 生涯学習・スポーツ推進課





(2) 経緯

年月日	内容
令和5年6月23日	都市計画審議会（概要説明）
令和5年9月13日 ～10月31日	市民アンケート
令和5年11月8日	第1回庁内検討委員会
令和5年11月14日	第1回策定委員会
令和5年11月29日	都市計画審議会（現況把握）
令和6年1月17日 ～1月30日	オープンハウス
令和6年2月2日	第2回庁内検討委員会
令和6年2月9日	第2回策定委員会
令和6年4月26日	第3回庁内検討委員会
令和6年5月14日	第3回策定委員会
令和6年7月3日	都市計画審議会（意見聴取）
令和6年7月24日	第4回庁内検討委員会
令和6年8月20日	第4回策定委員会
令和6年10月10日	近隣市町協議（上尾市、伊奈町、川島町、北本市、久喜市、鴻巣市、蓮田市）
令和6年10月24日	第5回庁内検討委員会
令和6年11月7日	第5回策定委員会
令和6年11月19日	都市計画審議会（意見聴取）
令和6年12月6日 ～令和7年1月6日	パブリック・コメント
令和6年12月20日 ～12月21日	住民説明会
令和7年1月20日	第6回庁内検討委員会
令和7年1月28日	第6回策定委員会
令和7年2月10日	都市計画審議会（審議）





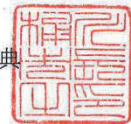
(3) 諮問・答申

① 諮問

桶 都 第 2 0 7 号
令和 7 年 1 月 2 9 日

桶川市都市計画審議会
会長 作山 康 様

桶川市
上記代表者 桶川市長 小 野 克 典



第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の
策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第77条の2及び都市再生特別措置法
第81条第22項の規定により、次のとおり審議に付します。

- 1 第二次桶川市都市計画マスタープラン
及び桶川市立地適正化計画の策定について

② 答申

桶 都 審 第 2 2 号
令和 7 年 2 月 1 4 日

桶川市長 小 野 克 典 様

桶川市都市計画審議会
会長 作山 康



第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の
策定について（答申）

令和 7 年 1 月 2 9 日付け桶都第 2 0 7 号で貴職より諮問を受けました標記
の件について、令和 7 年 2 月 1 0 日に審議を行いましたので、次のとおり答申
します。

- 1 第二次桶川市都市計画マスタープラン
及び桶川市立地適正化計画の策定について
原案のとおり可決





2 市民参加

(1) 市民アンケート

① 市民アンケートの概要

対 象 者	桶川市に住民登録をされている満 18 歳以上の 市民 3,000 名（無作為抽出）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
実 施 時 期	令和 5 年 9 月 13 日～10 月 31 日
回 収 結 果	1,327 件（回収率 44.2%）

② アンケート設問項目

属性等	・性別、年齢、居住地域、職業 ・日常生活での主な行動や施設の利用状況等
お住まいの周辺のことや施設の利用について	・生活に必要な施設の場所、利用頻度 ・中心市街地や拠点となる地区に欠かせない施設 ・自宅周辺に欠かせない施設
日常の交通手段について	・普段よく利用する交通手段 ・公共交通の利用頻度
現在、本市で取り組んでいるまちづくりについて	・整備中の駅東口の交通機能、周辺環境等について ・桶川駅東口周辺地区の市有地に必要な施設 ・整備中（再整備）の公園について ・公園に必要な施設 ・スポーツ施設に必要な施設
これからのまちづくりについて	・防災の観点からのまちづくりの取り組みとして特に重要なこと ・交通、道路整備の取り組みとして特に重要なこと ・人口減少や少子高齢化が進むことによる不安 ・本市が目指すべきまちの将来像
自由意見	自由記入



(2) オープンハウス

① オープンハウスの概要

実施項目	実施内容
パネル説明	桶川市の現状、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などについてパネルで説明
シールパネルによるアンケート	「より暮らしやすい環境」について、シールパネルを用いてアンケートを実施（複数回答、シール3つまで）
対話による意見聴取	来場者を対象に対話を通じて自由意見の聞き取りを実施

② 開催日・場所・参加者数

◆オープンハウス

開催日	場所	参加者数
令和6年1月17日(水)	ベニバナウォーク桶川	50名
令和6年1月18日(木)	市役所	27名
令和6年1月24日(水)	坂田コミュニティセンター	32名
令和6年1月26日(金)	おけがわマイン	41名
合計		150名

◆パネル展示及びアンケート

開催日	場所
令和6年1月19日(金)～21日(日)	川田谷生涯学習センター
令和6年1月27日(土)～30日(火)	加納公民館

【開催状況】



ベニバナウォーク桶川



市役所



坂田コミュニティセンター



おけがわマイン

(3) 住民説明会

① 住民説明会の概要

パブリック・コメントを実施する計画（案）の内容を説明するために実施。

② 開催日・場所・参加者数

開催日	場所	参加者数
令和6年12月20日(金)10時～	加納公民館	2名
令和6年12月20日(金)14時30分～	川田谷生涯学習センター	3名
令和6年12月21日(土)10時～	東公民館	5名
令和6年12月21日(土)14時30分～	旧分庁舎	2名
合計		12名

【開催状況】



加納公民館



川田谷生涯学習センター



桶川東公民館



旧分庁舎

(4) パブリック・コメント

① パブリック・コメントの概要

閲覧・募集期間	令和6年12月6日～令和7年1月6日
閲覧場所	都市計画課、情報公開コーナー、市内各公民館、坂田コミュニティセンター、市民活動サポートセンター（ベニバナウォーク桶川1階）、駅西口連絡所（おけがわマイン4階）又は市のホームページ
対象者	次のいずれかに該当する人 ・市内在住・在勤・在学の人 ・市内に事業所などを有する人 ・本市に対して納税義務を有する人 ・この案に利害関係を有する人
意見提出方法	郵送、電子メール、ファックス、都市計画課に持参

② 募集結果

意見件数 10名、2団体 延べ57件



第二次桶川市都市計画マスタープラン

策 定 令和7年3月

発 行 桶川市

編 集 桶川市 都市整備部 都市計画課

〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号

電話：048-788-4949

E-mail：toshikei@city.okegawa.lg.jp

